

平成26年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成26年9月5日（金）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成26年9月 5日

至 平成26年9月24日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 議案第38号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第 6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第41号 平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 9 議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第45号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第 1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 6号 平成25年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第19 決算特別委員会の設置について

平成26年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成26年9月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

議案第38号から議案第39号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
議案第40号から議案第45号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託
認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）決算特別委員会に付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第38号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規

約の変更について

2. 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第40号 白馬村福祉医療給付条例の一部を改正する条例について
4. 議案第41号 平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
5. 議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
6. 議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
7. 議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
8. 議案第45号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
9. 認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
10. 認定第2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
11. 認定第3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
12. 認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13. 認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から平成26年5月分、6月分、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また白馬村長から、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成26年8月定例会が8月28日及び29日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成26年第3回定例会が8月25日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から平成25年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第5番太田正治議員、第6番太田伸子議員、第7番篠崎久美子議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成26年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月24日までの20日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月24日までの20日間と決定いたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（横田孝穂君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。平成26年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は台風12号の影響で四国地方の太平洋側では8月1日から5日まで総降水量が多いところで1,000ミリを超え、台風11号の影響で四国地方から東海地方にかけて8月7日から11日までの総降水量が500ミリから1,000ミリの大雨となりました。また、前線や湿った空気の影響で19日夜から20日未明にかけて広島市を中心に猛烈な雨により土砂災害が発生し、全壊24件、半壊41件、一部損壊60件、72名の方がお亡くなりになっています。ご冥福をお祈りするとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

広島市の土砂災害危険箇所は多くが警戒区域に指定されておらず、避難対策がおくれたとの指摘を受け、政府は土砂災害防止法の改正案を秋の臨時国会に提出する方針であります。土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、災害の発生するおそれのある区域を都道府県が警戒区域、特別警戒区域に指定し、避難態勢の整備や開発を行う制限など土砂災害の防止のために対策を推進するよう定めております。

本村においては、土石流警戒区域79カ所、土石流特別警戒区域55カ所、急傾斜地警戒区域167カ所、急傾斜特別警戒区域155カ所が土砂災害の防止法に基づく区域指定がされております。土砂災害警戒情報は、長野県・長野地方気象台から大雨による土砂災害の危険度が高まったときに発表されますが、広島市のように局地的集中豪雨は降雨予測が非常に難しいことから、気象予測情報に頼るのではなく、降り始めをいかに早く捉えるかが迅速な対応を行う上で重要と考えます。特に、真夜中の集中豪雨は避難するにも危険が伴いますので、住民への情報伝達方法など再確認をしまいたいと思います。

次に、夏期の観光客の入込数ですが、7月は台風8号により、南木曾町ではJR中央線が不通となった影響を受け、平地では14万4,900人、前年対比93.5%でしたが、登山者数は信州山の日が制定された効果もあり7,900人、前年対比101.3%でした。8月の入込数は、まだまとまっておりませんが、関係者にお聞きしたところ、天候不順の日が多く、前年対比で4割ほど減少しているとのことでもあります。

こうした状況の中で、8月31日まで2カ月にわたって開催した白馬Alps花三昧を初め、8月13日の白馬の夏祭り、14日の八方尾根夏祭り、15日のYOSAKOI・花・白馬、24日の夏の終わりコンサートなど村内各地でイベントが催され、大勢のお客さまにお越しいただきました。それぞれのイベントにご尽力をいただきました関係者の皆さまに感謝を申し上げるところであります。

中央線が不通になったことにより、村では大町市、小谷村と連携し、7月25日から8月8日までの15日間、松本、大町、白馬、小谷を結ぶ無料シャトルバスを1日1往復の運行を行いました。また、安曇野市から小谷までの6市町村で構成する大糸線ゆう浪漫委員会では、8月11日、12日の2日間、東京有楽町駅前において街頭キャンペーンを開催したところでもあります。

観光局では観光協会や商工会と共同して、紅葉、温泉、秋の味覚のPRや特産品などのプレゼントを行うBIG AUTUMN白馬・紅葉・三昧を今月20日から11月3日まで実施することにいたしました。観光事業者の皆様多数のキャンペーンに参加をいただき、夏の不振を少しでも挽回できるよう取り組んでまいりたいと思います。

白馬村観光地経営計画策定事業の進捗状況であります。先月、村民に向けて計画の背景、計画策定のポイント、今後の進め方についてお知らせをいたしました。策定委員会は、第1回目の開催を今月17日に行い、10月中にはワーキンググループによる計画素案づくりに着手してまいります。また、市場に対する調査や地域交流資源調査、住民意識調査の追加分析作業を行ってまいります。

長野県が進める、山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりの研究事業でモデル地域の選定を受けた大町市、白馬村、小谷村の3市村では3市村の行政、観光団体、観光関連事業者、有識者などで構成する北アルプス3市村ブランド構築委員会を設置し、先月11日に第1回目の委員会を開催いたしました。今年度はエリアとして目標や戦略の設定作業を進めるとともに、次年度の事業計画を立てていくことになっております。

全国の市町村では、ふるさと納税をすると、それぞれの地域の記念品、特産品、宿泊券、さまざまな施設の優待券などを贈呈しております。本村では、平成25年度ふるさと白馬村を応援する寄附金が640万円という決算で、現在のところ多額の寄付者のみ記念品を贈っている状況であります。今のところ、特典とクレジット返済による利便性が有効な手段だと思っておりますが、村独

自の手法も検討するよう指示をしてありますので、大手企業などと共同し、白馬の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、大町市源汲地区の建設計画が進められている一般廃棄物処理施設につきましては、現在、北アルプス広域連合において、年度内の施設本体の着工に向けて事務処理を進めているところであります。村においても、ごみ収集体制の確立や分別ルールの徹底、ごみ減量化の取り組みをさらに進めていくために、ごみ処理対策委員会で検討をしてきているところであります。一定の方向性が出た段階で村民の皆さまにもお示しをし、ごみの分別、収集についてご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成27年度から始まる5年間で計画期間における幼児期の教育、保育、地域の子育て支援に基づいて位置づける子ども・子育て支援事業計画につきましては、先月25日に第2回の会議を開催し、子育て支援施策に向けたニーズ調査結果から判断する各種施策の見込み量の検討に入っており、委員の皆様からのご議論をいただきながら、各種施設の充実を目指して計画策定を進めてまいります。

本年4月1日から消費税引き上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するなど、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、7月1日から両申請の受け付けを開始し、いずれも対象者は現時点ということでご説明を申し上げますが、先月末現在で臨時福祉給付金対象者1,380名のうち853名、子育て世帯臨時特例給付金対象者551名のうち449名の申請請求手続をいただきました。

8月18日の初回の給付につきましては臨時福祉給付金686名、子育て世帯臨時特例給付金406名の給付手続が終了をしており、今後も申請請求にあわせて順次給付手続を進めてまいります。この支給手続につきましては、本年10月1日が最終日となりますので、まだ手続が済んでいない方に対しましては、「広報はくば」等を通じて早急に申請手続をお願いをしているところであります。

農政関係では、先月27日に農水省が発表をいたしました8月15日現在の長野県産米の作柄概況は、田植え時期から7月にかけておおむね天候に恵まれ「やや良」とのことではありますが、8月に入り台風11号、続いてお盆以降、前線の活発化に伴う長雨と悪天候が続く、当地域の水稲及びソバの生育にどのような影響が出るのか、心配をしているところであります。先日、村内主要農家の方に聞いたところ、作況はもとより全国各地で取り引きが始まった米の相場速報によると、昨年より2,500円安、3,000円安といった活字が乱れ飛び、大変厳しい状況であるということで、改めて農家、中でも米生産を中心としている生産者には、経営安定化が困難な状況を実感したところであります。

今年度、国の農業政策転換の目玉事業である多面的機能支払事業では、取り組みが手間取っておりましたが、前向きに取り組みを検討いただけた地区や農業法人、担い手農家のご努力により、

ようやく協定面積が固まりつつ、当初は旧制度の農地・水保全管理支払交付金事業に比べ倍増程度を目標にしておりましたが、さらに上乘せが見込められる状況となり、村の負担金は今回の補正予算に計上しております。

建設関係では、交付金事業で実施をしております村道舗装修繕工事につきましては、本年度計画している箇所の発注を終え、工事に着手をし、橋梁の長寿命化修繕計画の水神宮橋ほか3橋梁の修繕工事のため、詳細設計を発注しております。また、繰越事業の橋梁修繕工事につきましては、3橋梁のうち1橋梁が完了し、2橋梁の完成に向け工事が進められております。

教育関係では、学校環境整備事業の小中学校の改修工事につきましては、夏休みの期間を利用して、南小学校の北校舎屋根の塗装と外壁ベランダ補修工事、北小学校の北校舎1階の床張りかえ、中学校の換気扇交換と遮熱塗装の手すりのかさ上げを行いました。また、主幹指導主事より指示のあった陳列棚のガラス飛散防止のフィルムの張りつけと転倒予防対策を実施しております。

また、以前から話が出ております学校給食共同調理場の改修ですが、昭和59年に建設されてから、児童・生徒に安全・安心な給食を提供してまいりましたが、建物の老朽化や作業効率の悪さなどが問題になっていることから、新しい学校給食センター建設に向け、早急に調査検討委員会を設置し、望ましい施設や設備、管理運営などについて検討をしてまいりたいと考えております。

また、白馬高校の将来を考える会では、先月26日に県の教育委員会に地元案を提出してまいりました。今後は、より具体的な支援内容について検討をしていくことになっております。

また、スポーツ関係では、スノーハープの1工区多目的コースの改修工事の進捗状況は、8月末の現在35%であり、メイン会場につきましては一昨年実施をした雨水排水工事により、水はけが劇的な変化が見られ、雨がやめば利用できる状態となっておりますので、大勢の方にご利用いただきたいと思います。

先月23日と24日に開催いたしました2014FISサマーグランプリ白馬大会につきましては、2日間延べ入場者数8,700人を超え、国際スキー連盟から高い評価をいただいたところであります。

次に、下水道関係では白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書の客観性を担保するために、地方共同法人日本下水道事業団に検証、評価を委託したいと考えています。その経費として補正予算89万円余りを計上してあります。委託業務の内容といたしましては、徴収手続の点検・見直し、受益者負担金条例及び附属規程の見直しであり、検証結果については平成27年第1回議会定例会で報告をいたしたいと考えております。

供用開始から20年が経過をしている下水道浄化センターにつきましては、主要施設の耐震診断が終了し、今後、診断結果をもとに耐震補強の検討及び更新施設の実施設業務を進めてまいります。

次に、平成25年度白馬村普通会計歳入歳出決算状況であります。歳入総額69億9,405万6,000円、歳出総額67億567万1,000円となっております。

一般会計の歳入総額は49億5,209万3,000円、歳出総額は47億3,492万5,000円で、翌年度への繰り越すべき財源1,969万2,000円を除いた実質収支額は1億9,747万6,000円であります。

収入の30.4%を占める村税の収入総額は、15億330万4,000円で、前年度に比べ4,500万2,000円余り、約3.1%増加し、現年度分の徴収率は94.9%、滞納繰越分の徴収率は17.6%、全体では前年度を3.6ポイント上回る68.2%という結果であります。

なお、固定資産税を中心として1,482万3,587円を税法上の規定により不納欠損処分とし、収入未済額6億8,707万179円という状況になっております。

観光産業を取り巻く経営状況は依然厳しく、第一抵当権者である金融機関が不良債権の回収整理に積極的なため、効果的な滞納処分ができない状況であります。今後は滞納者の担税力を見極め、徴収不能事案は執行停止処分をしていくことも必要であると考えております。

収入の35.8%を占める地方交付税17億7,150万8,000円で、前年比に比べ1,298万1,000円、0.7%の増となっております。

国民健康保険事業勘定特別会計の歳入総額は12億3,892万8,000円、歳出総額は11億8,489万円で、実質収支額は5,403万8,000円であります。

また、後期高齢者医療特別会計の歳入総額は6,781万1,000円、歳出総額は6,776万4,000円で、実質収支額は4万7,000円であります。

下水道事業特別会計の歳入総額は7億223万8,000千円、歳出総額は6億8,515万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源600万円を除いた実質収支額は1,108万4,000円であります。なお、受益者負担金459万8,080円、下水道使用料28万5,400円の不納欠損処分をしてあります。

また、農業集落排水事業特別会計の歳入総額は3,298万3,000円、歳出総額3,293万7,000円で、実質収支額は4万6,000円であります。

水道事業会計の収益的収入は2億8,565万265円、収益的支出は2億6,287万4,811円であり、資本的収入は947万4,912円、資本的支出は7,735万4,540円で、不足する6,787万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額・損益勘定留保資金で補填をしてあります。

財政力指数は0.448で、前年度より0.009ポイント減少し、実質公債費比率は3カ年平均で13.2%、単年度数値は12.37%であり、新規発行債の抑制などにより、年々減少している状況であります。

財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は79.2%で、前年度比3.3ポイント減となっております。また、将来負担比率は17.2%で、早期健全化基準を大きく下回っている状況であります。

監査委員からのご意見もありましたが、限られた一般財源を効果的に事業に反映するために、事務事業の取捨選択を行うなど健全財政の維持に努めてまいります。

次に、平成26年度一般会計補正予算は3,664万6,000円を追加し、総額を49億1,373万3,000円とするものであります。

今回の補正では予防接種法の改正により、幼児への水ぼうそう予防接種、65歳以上の高齢者への高齢者肺炎球菌が定期接種化され、平成26年10月1日より追加実施となるため、346万4,000円を計上いたしました。

水ぼうそうの予防接種は1歳から3歳の幼児に加え、5歳未満の幼児も定期接種として認めるため、347名が対象となります。このために村内の医師のご協力をいただきながら、集団接種の回数を6回増やすことで対応してまいりたいと考えております。

高齢者肺炎球菌予防接種は、65歳以上高齢者を5年間かけて5歳刻みで対象としていくため、今年度は574名が対象となり、そのうち接種を希望者される方に実施することとなります。なお、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に大北管内医療機関での個別接種として2,000円の自己負担をいただき、残りを村が助成することとしております。

白馬山麓環境施設組合で運営しているし尿処理は、公共下水道の普及や将来的な人口動態を考慮して、早急に今後の運営形態を検討していかなければならない時期と考え、430万円を計上し、し尿処理計画策定経費を計上いたしました。

また、10月26日、信州シェアスペース、銀座NAGANOが東京銀座にオープンをし、11月8日から1週間、「北アルプス山麓Week in 銀座」と銘打ち、大北5市町村が施設のイベントスペースを借り上げ、特産品の販売紹介、観光PRを展開する予定であります。特に11月10日は「白馬村フェア」を企画しており、これらの経費151万6,000円を計上してあります。

次に、固定資産税の関係では、住宅用地に対する軽減措置が正しく処理されていない土地が一部存在し、過大に徴収していたため、補填金を400万円、村税還付金及び還付加算金450万円を計上しております。

また、給与所得等特定の所得の所得税については、その所得の支払いの際に支払者が所得税を源泉徴収をすることとされておりますが、全国の自治体において報酬料金や通勤手当、委員手当などの支払いの際に所得税、復興特別所得税が適切に徴収をされていない事案が発生している旨、県から注意喚起及び税務署から自己点検するよう行政の指導がありました。

そこで、平成22年1月から平成26年8月までの源泉徴収の自己点検をした結果、本村にお

きましても、建築士、測量士など個人事業主に対する支払いについて源泉徴収漏れがあることが判明いたしました。源泉所得税 241万4,000円、延滞税及び不納付加算税 30万円を計上してあります。

今後このような誤りが起こらないよう事務処理体制を強化し、職員の知識、技術の向上に努め、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

本定例会に上程します案件は議案 8 件、決算認定 6 件であります。議案等につきましては、担当課の長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たり挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第 55 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回まで、また、会議規則第 54 条第 3 項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

お諮りいたします。日程第 5 議案第 38 号並びに日程第 6 議案第 39 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 38 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、日程第 5 議案第 38 号の委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第 38 号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

次に、議案第 39 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、日程第 6 議案第 39 号の委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第 39 号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

△日程第 5 議案第 38 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（横田孝穂君） 日程第 5 議案第 38 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第38号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成26年10月1日から佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町で組織する新たな一部組合、佐久市・北佐久郡環境施設組合が加入することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

別紙をご覧ください。規約の一部改正は別表中「川西保健衛生組合」の次に「佐久市・北佐久郡環境施設組合」を加えるものであります。これにより、現在の加入団体数54団体から55団体になります。

この規約の施行日は平成26年10月1日であります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

村長及び副村長に支給する給料の月額を特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、平成26年9月5日から同日以降、最初の任期の終了の日まで村長が25%減額の60万円、副村長が約12%

減額の57万9,000円とするものであります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。今回の改正は国の法律の名称が旧来の母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法に変わることに伴いまして、条例第2条第3号及びその下の第4号の中にうたわれた法律の名称等の部分を新たな法律名に置きかえるものでございます。

条例の施行日につきましては、法律の施行に合わせまして平成26年10月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第41号 平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（横田孝穂君） 日程第8 議案第41号 平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余

金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第41号 平成25年度白馬村水道事業会計利益の処分についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第32条2項の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、平成25年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度繰越利益剰余金441万9,437円に当年度の純利益2,209万102円を合わせた2,650万9,539円でございます。当年度未処分利益剰余金2,650万9,539円のうち600万円を減債積立金に、1,800万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残額の250万9,539円は翌年度繰越利益剰余金として処分しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（横田孝穂君） 日程第9 議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,664万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億1,373万3,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をご覧ください。減収補填特別交付金は額の確定により29万5,000円の減額。国庫補助金は、地域活性化に向けた事業に対して交付される、がんばる地域交付金670万4,000円の増額。対象件数の増による臨時福祉給付金2,214万1,000円の増額であります。

8ページ、県補助金の農業基盤整備促進事業補助金は、補助金の減及び補助対象外経費の増によるものであります。

繰入金は、ふるさと白馬村を応援する基金から八方尾根植生回復事業に65万円を予定しております。

9ページ、雑入815万8,000円の増額は、頂上宿舎、天狗山荘、八方池山荘の雪害による損害保険料、個人事業主からの源泉徴収所得税返還金、北アルプス広域連合からの平成25年度還付金、八方尾根パイプライン修繕に伴う負担金であります。

村債の減額は農業基盤整備促進事業費の減によるものであります。財源の不足分として普通交付税164万8,000円と繰越金4,548万4,000円を計上しております。

10ページ、歳出明細をご覧ください。総務管理費632万円の増額の主なものは、多目的研修集会施設の空調及び漏水による給水管の敷設がえ、マイマイガ対策に伴う動力噴霧器2台の購入、太地町30周年記念行事、建築士・測量士等に対する支払いについて源泉所得税徴収漏れ241万4,000円と、それに伴う延滞税及び不納加算税であります。

11ページ、徴税费912万4,000円の増額は、固定資産税の住宅用地特例措置の更正に係る補填金と還付金及び還付加算金が主なものであります。

スポーツ事業費68万4,000円の増額は、落雷によるジャンプ競技場スタートタワーの消防設備の修繕であります。

社会福祉費127万4,000円の増額の主なものは、障害者自立支援法に基づき障がい者の生活を支えるサービス及び用具の支給に対する給付費であります。

12ページ、児童福祉費148万2,000円の増額は、子育て相談支援センターの運営経費、しろうま保育園の障がい児入園に伴う経費、村外の保育園への入所経費等であります。

13ページ、臨時福祉給付金2,214万2,000円の増額は、対象世帯の大幅な増による者で、全体で1,500件を予定しております。

福祉衛生費348万円の増額は水ぼうそう、高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種化に伴う医療医薬材料費と委託料が主なものであります。

14ページ、清掃費353万円の増額は、クリーンコスモ姫川の今後の管理運営計画策定経費が主なものであります。

15ページ、農業委員会費384万円の増額は、農地法の改正に伴う農地基本台帳のシステム改修費であり、農業振興費110万1,000円の増額は、「信州北アルプス山麓Week in 銀座」白馬フェアにかかる経費であります。

農地費の多面的機能支払交付金207万5,000円の増額は、継続団体の面積増と新規に5団体が増えることによるものであります。工事請負費4,100万円の減額は、県補助金の大幅な減によるものであります。

16ページ、観光総務費48万3,000円の増額は、「信州北アルプス山麓Week in 銀座」白馬フェアでのHAKUBAガレットPR経費であります。

観光施設整備費672万円の増額は、頂上宿舎、天狗山荘、避難小屋の雪害による修繕、八方第2ケルン公衆トイレからうさぎ平109までのパイプラインの修繕、長野県山岳環境保全事業採択に伴う小遠見山登山道周辺整備、猿倉荘給水管布設工事費であります。

観光振興負担金は、土砂災害による中央西線の運休に伴い、緊急対策として北アルプス山麓アクセス便の運行費用に対する村負担金分であります。

観光浄化対策関係団体負担金は、八方尾根植生回復事業に対する負担金の増額であります。

17ページ、道路橋梁費917万9,000円の増額は舗装、道路側溝、歩道等維持補修及び原材料と和田野地区水路敷の調査測量費であります。

18ページ、都市計画費23万5,000円の増額は、大出公園のマイマイガ駆除に要する経費であります。

小学校費171万3,000円の増額の主なものは、南北小学校の建物定期調査、マイマイガ除去費用であります。

19ページ、中学校費84万3,000円の増額は除雪機の修繕、建物定期調査、マイマイガ駆除費用であります。

社会教育費109万5,000円の増額は、大宮山城跡の復元に要する経費であります。

20ページ、保健体育費79万7,000円の増額は、北部グラウンドナイター照明、グリーンスポーツトイレ、B&Gプールの換気扇電動シャッターの修繕であります。

次に4ページになりますが、地方債補正は農業基盤整備事業費の減額により、限度額を950万円とするものであります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)

議長（横田孝穂君） 日程第10 議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3,897万8,000円とするものであります。

続きまして5ページをお開きください。歳入予算につきましては、8款1項1目の繰越金を109万8,000円追加するものであります。

次に、6ページの歳出明細をご覧ください。1款1項1目一般管理費につきましては、78万8,000円の増額をお願いするものでありまして、内訳はジェネリック医薬品普及啓発のための消耗品費及び高額療養費等の見直しに伴うシステム改修費用の追加でございます。その下、

2項1目賦課徴税費につきましては、31万円の増額をお願いするものでありまして、本年度から行っております保険料の軽減措置に係るシステムの改修費用及び過年度分固定資産税の還付に連動し、国税資産割の返納額を計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（横田孝穂君） 日程第11 議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,867万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど村長挨拶にもあったとおり、受益者負担金事務改善報告書の客観性を担保するため、外部の専門機関に事務手続の点検及び見直しに関する業務を委託するものが89万6,000円と受益者負担金にかかわる減免分の補填費用として20万2,000円を計上したものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第45号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（横田孝穂君） 続いて、日程第12 議案第45号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第45号です。平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業にかかわる課題と実務の研修会に参加するための参加負担金と旅費2名分10万4,000円でございます。収益的支出の支出でございまして、1款1項営業費用4目の総係費におきまして10万4,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号から議案第45号までは、お手元に配付いたしました平成26年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第45号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第13 認定第1号から日程第18 認定第6号までを一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第13 認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号 平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（横田孝穂君） 最初に、日程第13 認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。それでは平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

私からは、歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課等の長が順次説明をまいります。それでは、平成25年度歳入歳出決算書80ページをご覧ください。

歳入総額が49億5,209万3,000円、歳出総額が47億3,492万5,000円で、歳入歳出差引額は2億1,716万8,000円、繰越明許費繰越額は1,969万2,000円、実質収支額は1億9,747万6,000円、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は8,000万円であります。

5ページをご覧ください。まず歳入であります。村税は15億330万4858円で、内訳は村民税が3億6,250万3,954円、固定資産税が10億924万1,544円、軽自動車税が2,401万5,723円、村たばこ税が7,344万3,002円、入湯税が3,410万635円あります。不納欠損額が1,482万3,587円、収入未済額が6億8,707万179円あります。

6ページ、地方譲与税が6,930万5,000円、地方消費税交付金が1億1,411万9,000円、7ページになりますが、自動車取得税交付金が1,964万7,000円、地方特例交付金が989万7,000円、地方交付税が17億1,150万8,000円あります。

8ページ、分担金及び負担金は4,266万8,679円で、分担金は道路改良に伴う地元分担金180万7,000円、負担金の主なものは老人福祉施設入所者負担金436万2,460円、保育園保育料及び延長一時土曜及び休日保育料負担金3,250万8,540円あります。

使用料及び手数料は6,958万306円で、使用料の主なものは9ページになりますが、スノーハーブ使用料132万1,500円、ジャンプ競技場リフト使用料3,176万8,900円、ケーブルテレビIRU契約利用料429万6,320円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料535万3,885円、デマンドタクシー使用料227万9,400円、オリンピック記念館入館料214万620円、公有財産占用料666万3,981円、ウイング21等体育施設使用料771万2,600円であり、手数料の主なものは戸籍住民票、印鑑証明等交付手数料406万9,800円あります。

10ページ、国庫支出金は4億758万6,993円で、国庫負担金の主なものは児童手当負担金9,747万6,332円、国民健康保険保険基盤安定負担金455万6,945円、障害者自立支援給付負担金4,143万1,304円、農地農林施設災害復旧負担金1,540万5,000円あります。

国庫補助金の主なものは11ページ、浄化槽整備事業補助金427万3,000円、道路改良

等に伴う社会資本整備総合交付金4,351万6,000円、地方道更新防災等対策事業補助金3,800万円、建設機械整備事業補助金2,400万円、伝統的構造物郡保存対策事業補助金610万3,000円、小水力等農業水利施設利活用支援事業助成金598万5,000円、農業基盤整備促進事業補助金1,562万円。12ページ、地域経済活性化雇用創出臨時交付金7,539万3,000円であります。

国庫委託金の主なものはナショナルトレーニングセンター委託金1,706万4,010円であります。

県支出金は2億5,755万3,687円で、県負担金の主なものは児童手当負担金2,223万9,332円、国民健康保険保険基盤安定負担金3,486万6,253円、後期高齢者医療基盤安定負担金1,400万4,192円、障害者自立支援給付負担金2,112万3,786円であります。

13ページ、県補助金の主なものはオリンピック施設起債償還費等補助金719万2,000円、緊急雇用創出事業補助金1,307万8,000円、地域発元気づくり事業補助金511万2,000円、身障者医療給付事業補助金877万6,000円、地域福祉総合助成金426万9,000円、乳幼児医療給付事業補助金329万2,000円、安心こども基金事業補助金422万1,000円、飛びまして14ページ、合併浄化槽整備事業補助金427万3,000円、中山間地域等直接支払事業交付金472万円、農地集積協力金240万7,000円、森林整備地域活動支援交付金259万5,000円、林道改良事業補助金305万9,000円。15ページ、地籍調査事業補助金453万円、経営体育成交付金780万5,000円、電源立地地域対策交付金443万2,000円であります。

県委託金の主なものは、ジャンプ台管理委託金3,851万7,000円、県民税徴収委託金1,533万8,676円、16ページ、参議院議員選挙事務委託金598万6,359円であります。

財産収入2,249万18円の主なものは、村有地貸付収入376万1,591円、山小屋貸付収入1,000万円、村有地売払収入340万433円であります。

17ページ、寄附金693万6,700円は、ふるさと白馬村を応援する寄附金12件と一般寄附であります。

繰入金5,370万円は、スキースポーツ育成振興基金から200万円、18ページ、ふるさと白馬村を応援する基金から870万円、義務教育施設整備基金から3,200万円、福祉基金から1,100万円の繰り入れであります。繰越金は1億3,340万337円あります。

諸収入1億4,609万87円の主なものは、村税延滞金2,498万4,570円、19ページになりますが、商工振興資金預託金回収金2,000万円、健診手数料323万200円、衛生手数料323万5,164円、ごみ袋販売手数料906万8,750円、粗大ご

み処理手数料798万1,256円、消防団員退職報償金244万7,000円、損害保険料1,106万4,187円、介護給付金317万3,860円、市町村振興協会市町村交付金581万2,636円、コミュニティ事業助成金240万円、20ページ、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円、北アルプス広域介護保険負担金精算分458万円、北アルプス広域連合過年度還付金475万円、介護保険地域支援事業受託金2,411万4,000円、次世代自動車振興センター等補助金312万円であります。

村債は、臨時財政対策債1億円、一般単独事業債2,290万円、辺地対策事業債4,950万円、公共事業債9,900万円、地域活性化事業債3,760万円、地方道路等整備事業債470万円、林道施設災害復旧事業債160万円であります。

次に22ページ、歳出であります。議会費7,424万515円は、議員12名の報酬、手当、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

総務管理費の一般管理費2億1,013万3,333円は、特別職2名、一般職員12名及び臨時職員2名分の人件費が主なものであります。

25ページ、財産管理費4,310万6,673円は、庁舎等の維持管理経費が主な内容で、庁舎管理賃金484万円余り、燃料費626万円余り、光熱水費617万円余り、電話設備の改修、ガス漏れ警報器交換、トイレ排水修理などの修繕費307万円余りで、建物災害共済保険料501万円余り、神城駅乗車券販売業務委託料300万円、書類保管庫、空気清浄機、車椅子の購入費318万円余り、26ページ、公用車3台の購入費312万円余りであります。

交通安全対策費48万円は、交通安全協会への補助金で、防犯対策費40万円は防犯協会への補助金であります。

姉妹都市提携費215万7,481円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との交流経費であります。

企画費5,464万3,252円の主な内容は27ページになりますが、ユーテレの番組制作委託料385万円余り、電柱添架料634万円余り、いこいの杜賃借料750万円、ウィンドウズXPのサポート終了に伴い、パソコン95台、プリンター21台の購入費942万円余り、北アルプス広域経営費負担金に932万5,000円、地域づくり事業補助金733万8,000円、コミュニティ事業補助金240万円、高速情報通信ネットワークLGWAN負担金332万円余りであります。

28ページ、電算業務費2,538万5,449円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料に1,180万円余り、システム共同化負担金1,105万8,000円であります。

30ページ、選挙管理委員会費28万5,000円は、選挙管理委員の報酬が主なものであります。

31ページ、明正選挙推進費6万8,700円は、推進委員の報酬であります。無投票になり

ましたが、村議会議員選挙に伴う経費が234万4,942円、衆議院議員選挙に伴う経費が598万8,299円であります。

32ページ、統計調査総務費50万6,476円は学校基本調査、工業統計調査、住宅土地基本調査等の経費であります。

監査委員費60万1,618円は、監査委員の報酬が主なものであります。

次に49ページ、環境政策費599万7,275円は、EV高速充電器1台の設置及び維持管理費と太陽光発電設備等の設備の補助金であります。

次に飛びまして64ページ、非常備消防費2,373万1,414円の主な内容は、消防団員の報酬607万9,000円、消防団員等公務災害補償掛金530万円余り、消防団員出動賃金548万5,000円、消防団員退職報償費237万7,000円であります。

65ページ、広域常備消防費1億2,665万6,700円は、北アルプス広域連合への負担金等であります。

消防施設費395万8,950円の主な内容は、3基の消火栓設置と1基の取りかえ工事159万円余り、消火栓管理負担金150万円であります。

防災費1,199万4,426円の主なものは、庁舎多目的集会施設耐震診断業務委託料であります。

次に78ページ、公債費6億2,019万6,866円は長期債元金及び利子等一時借入金利子であります。平成25年度末の地方債現在高は51億3,404万8,378円となっております。

諸支出金9,947万2,921円は財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金及び地域情報ほか施設基金への積立金であります。

次に81ページ、公有財産に関する調書であります。奈良井公園整備に伴う用地取得により約5.2ヘクタールの土地が増えております。

82ページ、アルプスケーブルビジョン株式会社への出資金500万円は、倒産により出資金の回収ができないため減額してあります。

平成25年度末基金の現在高は、財政調整基金が8億7,007万円余り、減債基金が3億3,472万円余り、福祉基金が1億4,372万円余り、義務教育施設整備基金が7,823万円余りで合計15億2,581万8,654円となっております。

私からの説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 次に、窪田会計室長。

会計管理者（窪田高枝君） では、会計室関係についてご説明をいたします。

27ページをお開きください。7目の会計管理費275万1,297円の主な内容について説明をさせていただきます。

12節役務費105万9,000円余りは、口座振替手数料、窓口収納の業務手数料でございます。

13節委託料65万7,000円余りは、源泉徴収システム等の電算委託料でございます。

28ページにまいりまして19節負担金補助及び交付金70万円余りは、大北農協役場出張所の負担金でございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 税務課関係につきましてご説明申し上げます。

28ページをお開きください。2項徴税費についてご説明申し上げます。1目税務総務費は5,906万5,570円で、主な支出は9名分の職員の人件費でございます。

2目賦課徴収費は3,801万7,659円の支出で、7節賃金ですが、382万6,000円余りで、臨時職員長期2名分、短期2名分の賃金でございます。

29ページをご覧ください。13節委託料は1,623万7,000円余りでございます。内訳ですが、搜索・公売関係委託料は搜索のための施錠解除や公売のための不動産の評価、3つ下の不動産鑑定評価委託料は公売のための土地の鑑定評価です。その1つ上の土地鑑定評価委託料は、固定資産税評価がえのための土地の鑑定評価です。賦課収納業務電算委託料が927万9,000円で、各税の課税業務、収納業務にかかわる電算委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、191万7,000円余りで、督促状はがきの圧着器、滞納整備システムのリース料でございます。

19節負担金補助及び交付金930万円余りで、長野県地方税滞納整理機構の負担金が599万5,000円、振興公社補助金は事務職員1名分の人件費でございます。

22節補償補填及び賠償金ですが、194万8,000円余りで、固定資産税の住宅用地認定誤り等による補填金でございます。

23節償還金利子及び割引料は、村税還付金及び還付加算金で256万3,000円余りでございます。

税務課関係の説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 次に、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして住民課関係につきましてご説明をいたします。

決算書の30ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費は2,153万2,593円で、窓口職員の人件費、戸籍住民基本台帳等の電算システムにかかる経費及びサーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金が主な内容であります。

少し飛びまして41ページをお開きください。3款1項6目住民総務費でございます。支出額は2億9万7,338円でありまして、大きなものは19節負担金補助及び交付金の中の後期高

高齢者医療療養給付費の負担金が5,976万5,113円、20節扶助費の災害弔慰金500万円、28節繰出金では国保事業特別会計へ9,769万5,000円、後期高齢者医療特別会計へ繰出金が1,947万5,000円、それぞれ繰り出しとなっております。

その下の7目福祉医療費につきましては4,226万7,100円の決算額であります。

次のページの20節扶助費に記載がございますとおり、乳幼児、母子重度心身障がい者等への給付額が3,828万円余りとなっておりますが、特に乳幼児につきましては、昨年対象年齢を15歳から18歳まで引き上げましたが、支出規模としましては前年度とほぼ同額となっております。

次に45ページをご覧ください。3項1目年金総務費につきましては440万4,992円の支出となっております、年金担当職員の人件費が主なものであります。

その下の4款衛生費関係でございます。1項1目環境衛生費は5,848万5,658円の支出でありまして、村で管理しております公衆トイレの維持管理費に関する経費、北アルプス広域連合で進めております一般廃棄物処理施設の建設事業に対する負担金約1,551万円などが主な内容となっております。

少し飛びまして48ページをお開きください。2項1目の塵芥処理費でございます。支出額が1億7,935万3,383円となっております、ごみの収集運搬に対する経費のほか白馬山麓環境施設組合で運営しております清掃センターの維持管理負担金1億2,612万4,000円、ごみ集積所設置に対する行政区への補助金359万円などが主な内容となっております。

隣の49ページ、2目し尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の維持管理経費に対する負担金として7,491万1,000円を支出しております。

以上で住民課関係の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 次に、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 衛生費の中で上下水道所管分についてご説明いたします。46ページをご覧ください。

19節でございます。合併処理浄化槽整備事業補助金でございますが、1,436万6,000円でございます。これは合併浄化槽の標準設置工事費の約4割を国、県、村で3分の1ずつ補助するものでございまして、25年度は5人槽20基、7人槽6基、10人槽1基、20人槽1基、30人槽2基の30基に補助金を支出いたしました。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） それでは、健康福祉課関係につきましてご説明をいたします。

35ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7,445万

6, 396円で、職員の人件費や36ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金として社会福祉協議会への運営補助金2,361万円が主なものでございます。

次に、2目老人福祉費は5,332万7,669円の支出となっており、13節委託料として乗り合いタクシーの運行、右のページになりますが、配食サービス及び昨年10月から旧岳の湯で開所いたしましたデイサービスセンターの開設準備に関する支出と20節扶助費の養護老人ホームなど福祉施設への入所及び短期入所に関する措置費が主なものでございます。

3目障害者福祉費は9,643万9,844円で、主なものは38ページをお開きください。20節扶助費の自立支援給付費8,030万円余りで、この内容は訓練給付といった就労支援への給付が多くを占めており、そのほかには療養介護医療、介護給付や補装具の給付及び施設等への通所にかかわる給付が主なものでございます。

39ページをご覧ください。4目社会福祉施設費は8,537万4,019円の支出で、15節工事請負費の岳の湯をデイサービスセンターとして用途を変更するための改築費4,900万円余りと19節負担金補助及び交付金の中の北アルプス広域連合への鹿島荘の運営費、特別養護老人ホーム等の建設及び建設償還費に対する負担金の合計3,100万円余りが主なものでございます。

なお、岳の湯の改築事業に伴い、飛んで82ページをご覧くださいと思いますが、先ほど総務課長もご説明を申し上げましたが、3の基金の決算年度中の増減におきまして、中ほどにございます白馬村福祉基金を1,100万円、ご覧のとおり取り崩し、一般会計に繰り入れて事業の財源に充ててございます。

39ページにお戻りをいただきたいと思います。ページの一番下では5目介護保険費といたしまして1億6,683万1,621円の支出で、41ページをお開きください、19節負担金補助及び交付金の中の北アルプス広域連合が行っている介護保険運営に対する負担金として1億3,600万円余りや、社会福祉協議会への地域包括支援センターの運営費用に対する負担金といたしまして1,220万円余りが主な支出の内容でございます。

次に42ページをお開きください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は586万1,941円の支出で、放課後児童クラブに関する支出となっており、そのほとんどが指導員の人件費でございます。

次に、2目子育て支援費は1億4,215万4,673円の支出で、43ページの20節扶助費の児童手当1億4,190万円余りが主なものでございます。

3目保育所費は1億3,665万4,617円で、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。支出の8割強が、正規保育士職員を初めとする嘱託職員、代替等を含む臨時職員の人件費となっております。

少し飛びまして46ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は

5, 629万4, 368円の支出で、主なものは職員の人件費と47ページをご覧ください、13節の委託料で各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する費用となります。検診等委託料2, 240万円余りが主なものでございます。

同じく47ページ、3目医療対策費は923万3, 925円で、主なものは48ページをお開きください、19節負担金補助及び交付金の休日や夜間の救急医療、及び冬期のスキー傷害診療に対する負担金などが主なものでございます。

健康福祉課関係の説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 次に、農政課関係でございます。

49ページをお願いいたします。最下段、5款農林業費の支出2億7, 095万8, 828円の主な内容について説明をいたします。

1項農業費1目農業委員会費は1, 114万1, 641円の支出です。ページをおめくりください、50ページであります。担当職員の人件費、14名の委員報酬、農政システムの電算委託料が主な支出でございます。

2目農業総務費は3, 638万9, 413円の支出で、農政課農政係職員の人件費が主な支出でございます。その他団体負担金、農政係が使用しております公用車の経費もここに含まれております。

3目農業振興費は3, 379万942円の支出で、前年に比べ1, 700万円ほど増えておりますが、これは村再生協議会から事業移管された経営体育成支援事業、施設の修繕工事、耕作放棄地対策事業委託料などが主な増の理由となっております。

51ページをご覧ください。科目ごとに申し上げますと、11節需用費は農政で管理している神城多目的集会施設、農業体験実習館に係る光熱水費、燃料費。13節委託料は、県の緊急雇用創出事業を活用し、飯森地籍約7反の耕作放棄地解消に取り組んだ399万円のほか、白馬山米カドミウム濃度調査委託が主な支出でございます。

15節工事請負費147万円は、神城農産加工施設の屋根修繕工事です。

18節備品購入費156万円は、紫米用乾燥機とみそこし器を購入したものであります。

52ページにかけて記載しております19節の負担金・補助金2, 290万8, 000円は、担い手農家支援の経営体育成支援交付金780万5, 000円、中山間地域等直接支払交付金691万7, 000円、村農業再生協議会の産地づくり対策事業交付金会計への負担金、同じく再生協議会への経営安定対策の直接支払推進事業費補助金が主なものであり、さらに25年度新設の特産品開発団体支援補助がこの負担金・補助金の主なものであります。

4目農地費であります。1億3, 285万928円の支出は、農業基盤整備全般にかかる費用でございます。13節委託料977万3, 000円は、小水力発電施設導入検討のための調査委

託と奈良井地籍農作業道測量設計委託が主な支出で、14節使用料は農地や水路の修繕、土砂除去等に係る重機借上料。

15節工事請負費2,990万5,000円は、通常の農業施設維持に係る工事のほか、奈良井有効利用整備事業工事費として農作業道整備に2,529万2,000円、造成等に302万円支出したものであります。

17節公有財産購入費3,885万5,000円は奈良井地区整備事業の用地購入費で、25年度は約4.7ヘクタールの用地を取得しております。

53ページ、19節負担金・補助金2,978万1,000円は、県営の小水力発電施設整備に対する負担金1,732万1,000円、過去の土地改良事業における償還助成1,030万5,000円などが主な支出で、農業集落排水事業会計への操出金もこの農地費に含まれております。

次に、5款2項林業費についての説明をいたします。1目林業振興費は2,974万9,600円の支出となっております。1節報酬は、25年度から白馬猟友会で組織された鳥獣被害対策実施隊員の報酬となっております。

54ページをお願いいたします。13節委託料449万3,000円は、カシノナガキクイムシの被害木の伐倒駆除、林道細野線改良設計監督補助業務、森林GISデータ整備などに関する支出であります。

15節工事請負費1,132万円は、林道細野線改良工事のほか、林道青鬼線等維持補修にかかる支出であります。

19節負担金・補助金870万9,000円は、森林経営計画作成促進、森林整備の施業集約化、作業路網の改良活動に対する森林整備地域活動支援交付金、間伐事業に対する村のかさ上げ補助金、電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会負担金、ペレットストーブ購入補助が主なものでございます。

続いて55ページ、5款3項地籍調査費であります。1目地籍調査事業費は2,703万6,304円で、地籍調査担当職員人件費及び臨時職員賃金等のほか、数値測量業務の委託料769万7,000円が主な内容で、平成25年度は八方東側を中心とした北城18区の調査に新規で取りかかり、前年からの継続である北城16区、17区の調査とともに実施をしております。

次に、決算書のページに飛びますけれども、77ページをお願いいたします。77ページ下段、10款災害復旧費1項1目現年発生林道施設災害復旧費についての説明であります。支出額は1,735万8,500円で、78ページにかけてご覧ください。平成24年7月の豪雨による林道白馬小谷東山線災害復旧事業で事業実施を25年度に繰り越した2カ所に係る監督補助委託料と工事費で1,721万2,000円、及び平成25年6月の豪雨による林道細野線災害復旧

事業で復旧工事は本年度26年度に繰り越しましたが、実施いたしました測量設計の委託料14万7,000円を支出しております。

以上で農政課関係の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 次に、篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光課が所管いたします6款観光商工費につきまして説明をいたします。

説明書の56ページからとなります。1項観光費1目観光総務費であります。主なものは人件費と観光施設整備事業費の償還でございます。人件費に関しましては観光局の派遣及び兼務職員を含めまして4名分となります。

17の公有財産購入費は、長野県観光協会が事業主体で実施をいたしました山小屋の改修や登山道整備事業費の償還金でございます。この中で天狗山荘改修の償還は、25年度をもって終了をいたしました。白馬岳の頂上宿舎ほか3施設、それから馬尻の解体撤去ほかの償還につきましては33年度までとなっております。

57ページ、2目観光施設整備費の関係でありますけれども、主なものは山小屋や登山道、観光案内所、ノルウェービレッジ等の管理運営費用となります。

11需用費、山岳観光施設修繕費の935万円余りは、雪害や風害によります山小屋の修繕、平地観光施設の修繕費110万円余りは塩の道等の看板、観光局移転に伴う案内板の修繕、駅前無料休憩所の改修が主なものでございます。

13の委託料、山岳観光施設維持管理委託料236万円余りは、登山道整備、夏季の猿倉駐車場の交通整理業務委託料、平地観光施設管理委託料等382万円余りは、白馬駅前の観光案内業務や白馬駅前無料休憩施設開設経費が主なものでございます。

15工事請負費、親海湿原木道改修工事、擬木への交換を延長55メートル施工をいたしました。

17の公有財産購入費のノルウェービレッジ建物購入費513万円余りは、建物4棟のうち観光情報館とミーティングルームで使用いたしました2棟の購入費の償還でございます。これは25年度をもって償還が終了いたしました。

58ページ、3目観光宣伝振興費であります。主なものは観光局を初め観光団体への負担金、ナイトシャトルバスの運行、白馬村キャラクター事業、観光地経営計画策定事業に要した支出でございます。13委託料、委託料518万円余りはナイトシャトルバスの運行業務委託料、業務委託料298万円余りは白馬村キャラクターのホームページ、贈答用バッジの製作、観光地経営計画策定に向けての住民意識調査集計業務委託料でございます。

19負担金補助及び交付金は、観光局負担金が7,977万円、観光振興負担金408万円余りは北アルプス観光連盟ほか13団体への負担金でございます。

4目の観光安全浄化対策費、主なものはスキー場安全対策事業、山岳美化活動、山岳トイレ維

持管理、高山植物やライチョウ保護の活動費でございます。

19負担金補助及び交付金の観光浄化対策関係団体負担金340万円余りは、八方尾根安全管理協議会及び北アルプスを美しくする会への負担金でございます。

5目観光特産費、主なものは道の駅白馬の施設管理費、それから敷地の借上料でございます。

59ページにいきまして、6目の遭難対策費でございます。主なものは登山相談所の開設、遭難対策センターの管理、北アルプス北部遭難対策協議会及び白馬村遭難対策協議会の負担金でございます。

2項商工費1目商工振興費、主なものは商工会への補助、融資制度に基づく保証料や預託金、個人住宅等リフォーム補助金でございます。

19負担金補助及び交付金で経営改善普及事業補助金750万円は、商工会への補助、個人住宅等リフォーム事業補助金1,927万円余りの交付件数でございますけれども、134件でございます。

6款観光商工費の説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） それでは、ここでただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時59分

議長（横田孝穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） それでは、建設課関係につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の60ページをご覧くださいと思います。7款土木費につきましてご説明をいたします。1項土木管理費1目土木総務費は、職員の人件費の支出が主なものでございます。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、村道台帳補正委託料と借地料が主な支出でございます。

2目道路維持費は、村道の維持補修と除雪に要した費用といたしまして2億7,125万円余りを支出しております。7節の賃金、11節需用費は村道除雪事業に係る支出で、61ページの最初の行の光熱水費は、村道の無散水消雪施設の電気料といたしまして455万円余り、道路照明の電気料が253万円余り、修繕費は除雪用重機の修理代244万円余りがそれぞれ主な支出でございます。13節委託料の除雪委託料は、昨年度より約2,760万円減の1億6,904万円余りの支出となりました。14節使用料及び賃借料の重機借上料は、定置式の凍結防止剤散布機6基の使用料が主な支出でございます。15節工事請負費は、村道の穴埋めや道路などの補修工事に要した支出でございます。16節原材料費の除雪原材料費は道路凍結防止剤の購入費で、次の行の原材料費は各行政区へ資材支給をいたしましたU字溝などの購入費でございます。18節備品購入費は、24年度からの繰越事業といたしまして国庫補助事業によるロータリー除雪車の購入費用でございます。

次に、62ページにまたがりましてけれども、3目道路新設改良費は職員の人件費のほか、3つの橋梁修繕のための調査設計委託、村道5路線の舗装修繕工事などに2億2,970万円余りを支出しております。

62ページをご覧くださいと思います。13節委託料の測量設計委託料は、起債事業として実施いたしました村道3101号線ほか4路線の改良工事のための測量設計委託料、補助事業実施設計等委託料は、国庫補助事業で実施しました村道0105号線舗装修繕、楠川橋、やちはら橋、赤沢1号橋に関する測量設計委託料及び24年度から繰越分の設計委託料が主な支出でございます。

15節工事請負費は村道2201号線道路改良、村道2202号線舗装修繕及び24年度から繰越工事であります白馬大橋、楠川橋修繕などの国庫補助事業が主な支出でございます。17節公有財産購入費及び22節補償補填及び賠償金は、村道3144号線道路改良及び村道0106号線歩道新設のための用地取得費及び補償費でございます。

繰越明許費でございますが、13節委託料684万5,000円、15節工事請負費の1億5,800万円、22節補償補填及び賠償金の313万7,000円は、国庫補助事業による村道0105号線舗装修繕、楠川橋ほか2橋梁の橋梁修繕に要する費用でございます。

4目交通安全施設整備費は、村道へのガードポストなどの設置費用が主な支出でございます。

3項河川費1目河川総務費は、13節委託料で直轄砂防50周年記念として植樹をしました桜の管理委託料を支出し、63ページをご覧くださいと思います。19節負担金補助及び交付金として河川関係の5団体への負担金が主な支出でございます。

続きまして4項都市計画費1目都市計画総務費は、13節委託料として24年度から繰越事業で実施をいたしました都市計画基礎調査関係の委託料が主な支出でございます。2目都市公園費は平成19年4月に開園しました大出公園の維持管理に要した支出でございます。

64ページにまたがりませんが、5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅16戸の維持管理に要した支出でございます。

建設課関係は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、教育課、スポーツ課の関係につきましてご説明をさせていただきます。

決算書33ページをご覧ください。2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は1,894万9,582円で、職員3名分と臨時職員1名分の人件費であります。

次に、2目施設管理費は1億4,618万3,277円で、ジャンプ競技場に8,245万円余り、スノーハーブに6,373万円余りの維持管理経費でございます。ジャンプ競技場修繕費の主な内容は、助走速度計測表示機器修繕275万円余り、リフトの制動機オーバーホールに

165万円余り、圧雪車点検修理に270万円余りでございます。

委託料の主な内容は、県よりジャンプ競技場管理委託料が4,750万円余り、雪どめネット着脱業務委託料が766万円余り、光熱水費に1,052万円余りでございます。スノーハープ修繕費の主な内容は、圧雪車点検修理に206万円余り、排水対策工事に伴う設計監理委託料が172万円余り、工事請負費が4,294万円余りでございます。

なお、ジャンプ競技場維持管理に県委託金3,851万円余り、リフト使用料3,176万円余りを充当し、スノーハープ工事関係で辺地債4,460万円余りを充当しております。

34ページをご覧ください。3目スポーツ事業振興費は3,852万9,917円で、主な内容はスポーツ拠点づくり推進事業、全国小中学生マウンテンバイク大会が400万円、白馬少年スキー大会に380万円、各スキー大会等負担金補助が1,382万円余り、スキー選手育成事業補助が1,000万円でございます。各種スキー大会負担金は、サマーグランプリジャンプ、第36回長野県スキー大会週間等でございます。また、スポーツ功労賞を7名に、スキースポーツ育成振興奨励金を22名に授与しております。

次に、ナショナルトレーニングセンター費は1,676万6,082円で、平成25年9月2日にジャンプ競技場とクロスカントリー競技場が文部科学大臣から指定されました。選手がトレーニングをして、よりメダル獲得につながるための費用が国からいただいております。内容は備品購入費として上半身トレーニングマシン5セット、タイム計測機器、パソコン等が主な支出で、ソフト事業に充てられております。全額国の委託金でございます。

次に、9款の教育費ですが、決算書66ページをご覧ください。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費186万8,055円で、主な内容は教育委員4名の報酬と大北教育委員会連絡協議会等への負担金でございます。

2目事務局費9,410万5,017円でございますが、教育長及び職員3名分の人件費と学校環境整備事業工事費4,481万円余りで、主なものは南小ランチルーム床張りかえ603万円余り、北小ジャンプ台塗装372万円余り、中学校グラウンド拡張1,515万円余り、また3校の非構造部財耐震診断設計228万円余り、ウィンドウズXPサポート終了に伴う先生方のパソコン更新208万円余りでございます。また、白馬幼稚園に就園奨励費補助金として40名分、682万円余りでございます。

3目教職員住宅費は、5万85円でございます。

68ページをお開きください。2項小学校費は6,199万9,395円で、1目学校管理費は2,532万円余り、主な内容は用務員2名の賃金452万円余り、燃料光熱水費1,369万円余り、修繕費367万円余りでございます。

次に、2目教育振興費は3,666万円余りで、主な内容は学校医報酬107万円余り、講師7名分の賃金1,536万円余り、消耗品費553万円余り、教務備品購入費308万円余り、

図書購入費 129 万円余りでございます。

70 ページをご覧ください。3 項中学校費 3, 802 万 7, 007 円で、1 項学校管理費は 1, 149 万円余りで、主な内容は用務員 1 名の賃金 224 万円余り、燃料光熱水費 532 万円余りでございます。

次に、2 目教育振興費は 2, 653 万円余りで、主な内容は講師、外国語指導助手 4 名分の人件費 858 万円余り、消耗品費 327 万円余り、教務備品費 202 万円余り、図書室司書 1 名分 345 万円余りでございます。

72 ページをお開きください。4 項社会教育費は 5, 069 万 424 円で、1 目社会教育総務費 1, 443 万円余りで、主な内容は社会教育委員 6 名の報酬と職員 2 名分の人件費、1, 170 万円余りでございます。

ウイング 21 ホール自主公演委託料 200 万円で、6 月 9 日に自衛隊ふれあいコンサート、7 月 19 日に日本の歌名曲コンサート、12 月 13 日にサイ・イェングアンさんのクリスマスコンサート 3 公演を実施いたしました。2 目公民館費 222 万円余り。

73 ページをご覧ください。3 目、図書館費 1, 023 万円余りの主な内容は、司書 3 名分の人件費と図書 677 冊の購入費 120 万円でございます。

74 ページをご覧ください。4 目文化財保護費 2, 379 万円余りは、青鬼の伝統的建造物分保存地区補助として 3 物件の改修工事 1, 246 万円余りとグリーンスポーツの歴民棟のトイレ改修工事 999 万円余りでございます。

次に、5 項保健体育費は 9, 057 万 2, 473 円で、1 目保健体育総務費は 943 万円は職員 1 名分の人件費と体育協会補助金が主な内容でございます。

75 ページをご覧ください。2 目体育施設費 4, 065 万円余りはウイング 21 臨時職員賃金 578 万円余り、プール監視員賃金 196 万円余り、燃料光熱水費 1, 340 万円余り、修繕費 578 万円余り、ウイング 21 保守管理委託 535 万円余りでございます。

76 ページをご覧ください。3 目学校給食費 4, 047 万円余りは、共同調理場と南小の学校給食にかかわる経費でございます。給食調理員 15 名の賃金 2, 432 万円余り、栄養士賃金 245 万円余り、燃料光熱水費 603 万円余り、扶助費の準要保護児童援助金 231 万円余り、これは 42 名分でございます。

以上で教育課スポーツ課関係の説明を終了させていただきます。

議長（横田孝穂君） 次に、日程第 14 認定第 2 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 15 認定第 3 号 平成 25 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 認定第 2 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

決算書の86ページをお開きください。

まず、歳入の1款1項国民健康保険税につきましては、3億1,160万6,532円で、内訳といたしましては一般被保険者分2億9,301万円余り、退職被保険者分1,859万円余りとなりました。

なお、不納欠損額104万3,240円につきましては、破産等により換価財産がないことが確認をされました9件を処分したものでございます。

2款1項の国庫負担金は2億841万1,649円で療養給付、介護納付金、後期高齢者支援金のほか、高額医療費共同事業、特定健診事業等に支払った費用に対する国の負担金でございませぬ。

87ページ、3款の療養給付費等交付金は退職被保険者の医療費に対する交付金で6,301万3,080円、その下の4款前期高齢者交付金は2億6,077万8,941円の収入となりました。

5款共同事業交付金は1億955万3,455円で、次の88ページにありますとおり2項の保険財政共同安定化事業に対する交付金が主なものでございます。

7款1項の一般会計繰入金は9,769万5,000円で、人件費や事務費のほか、保険基盤安定事業や出産育児一時金等に対し、一定のルールに基づいて繰り入れたものでございます。なお、本年度基金取り崩しによる繰り入れはございませんでした。

隣の89ページ、9款諸収入のうち552万806円は、国税の延滞金収入でございませぬ。

少し飛びまして90ページをお開きください。10款県支出金は総額で7,279万6,425円となっております。1項の県負担金は高額医療費共同事業や特定健診に係るもの、2項の県補助金は市町村間の財政均衡を図るための調整交付金でございませぬ。

次に、歳出の説明に入ります。隣の91ページをご覧ください。

1款1項総務管理費につきましては2,056万5,433円の支出でありまして、職員人件費、電算システムの委託料などのほか、町税に係る経費も含まれた額でございませぬ。

92ページをお開きください。2款保険給付費につきましては総額で7億1,917万6,494円、前年比280万円ほどの増額となっております。内訳としましては、1項の療養諸費が6億3,370万円余りで前年比630万円の増、2項高額療養費は7,686万円余りで380万円ほどの減となっております。

隣の93ページ、4項の出産育児諸費は711万3,570円で、17件に対する出産育児一時金であります。

94ページをお開きください。4款後期高齢者支援金は1億7,894万5,553円の支出でございました。

隣の95ページ、6款の介護納付金は8,627万2,177円で、介護保険第2号被保険者

の保険料分でございます。その下、7款の共同事業拠出金は1億3,911万5,375円で、高額医療費共同事業に係るものが3,180万円余り、保険財政共同安定化事業に係るものが1億730万円余りとなっております。

96ページをお願いいたします。8款1項1目の特定健康診査等事業費は1,063万8,255円で、特定健診に係る受診率は45.2%でありました。その下、2項の保健事業費は人間ドック受診者の補助金でありまして、157件、235万5,000円を支出してございます。

97ページ、10款2項国庫支出金等返納金は、平成24年度に国から交付された負担金について25年度に精算をし、2,425万2,625円を返納したものでございます。

98ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は12億3,892万8,000円、歳出総額は11億8,489万円で、差し引き5,403万8,000円が実質収支額となり、平成26年度への繰り越しとなります。

認定第2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定に関する説明は以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

決算書の102ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者保険料は普通徴収、特別徴収を合わせまして4,814万7,500円で行いました。

3款の繰入金につきましては一般会計からの繰り入れ1,947万5,000円でございます。

続いて、歳出を説明いたします。104ページをご覧ください。1款の総務費は80万73円で、主は保険料徴収にかかる費用でございます。

2款分担金及び負担金につきましては、被保険者から徴収した保険料と村として負担をすべき医療給付費を合わせまして6,696万3,156円を長野県後期高齢者医療広域連合に支払ったものでございます。

105ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額6,781万1,000円、歳出総額6,776万4,000円で、差し引き4万7,000円が実質収支額として26年度への繰り越しとなります。

以上で、認定第3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 次に、日程第16 認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計決

算認定についての説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

説明につきましては、決算書、事項別明細書で行いますので、決算書、まず108ページをご覧ください。歳入から説明いたします。

1款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で、収入済額は1,165万6,300円で、不納欠損額は消滅時効によるものが459万8,080円、収入未済額は908万9,100円となっております。

2款の使用料及び手数料は下水道の使用料金で、収入済額1億8,256万222円、不納欠損額は所在不明等4名で28万5,400円、収入未済額は1,657万6,190円となっております。

3款の国庫補助金ですが、浄化センター長寿命化計画調査及び東部地区の統合実施設計に伴う社会資本整備総合交付金で5,226万5,000円です。収入未済額600万円ですが、社会資本整備総合交付金で26年度への繰越金でございます。

4款繰入金は、一般会計の繰入金でございまして、一般会計の63ページの操出金のところ2億8,270万円でございます。

5款の繰越金は、昨年からの繰越金で1,280万3,543円です。

6款の諸収入の関係ですが、督促手数料、排水設備指定工事店の更新手数料等でございます。

109ページのほうになります。7款の関係でございますが、村債の関係につきましては財源不足を補う下水道資本費平準化債が1億1,000万円と25年度に繰り越しをしました東部地区統合事業の下水道事業債4,960万円でございます。

続きまして、歳出の説明を行います。隣のページです。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費ですが、13節委託料、浄化センターの長寿命化計画調査業務、それから23節受益者負担金還付金。次のページへいきます。27節公課費の消費税及び地方消費税といったものが主なものでございます。

2目の施設管理費の関係でございますが、11節需用費は浄化センターにポンプ施設にかかわる電気料、浄化センターの修繕費が主な支出でございます。13節の委託料ですが、浄化センターの運転管理委託と汚泥処理委託が主なものとなっております。

2項の下水道建設費1目公共下水道建設費ですけれども、15節、112ページのほうです。15節工事請負費は東部地区統合事業に伴う処理場の改修や管渠工事が主な支出です。19節負担金の共同排水設備設置等補助金は、ポンプ施設や下水道管を埋設のときに行った3件に対する補助金でございます。

2款の関係、公債費の関係でございますけれども、4億7,228万4,716円ございま

して、すみません、起債の元利償還金でございます。32年ごろまでは、公債費については多額な状況が続くというふうに見込んでおります。

次のページをご覧ください。実質収支に関する調書の関係でございまして、歳入総額につきましては7億223万8,000円、歳出総額が6億8,515万4,000円ということです。歳入歳出差引額が1,708万4,000円ということでございまして、翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費が600万円、実質収支額でございますが、1,108万4,000円、これが26年度への繰越金ということでございます。

114ページ、115ページにつきましては財産に関する調書でございます。

以上で、下水道事業の特別会計の説明を終わりにいたします。

続きまして、116ページ以降でございますが、認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

先ほど同様、事項別明細書で行います。決算書116ページをお開きください。歳入の説明からいたします。

1款の使用料及び手数料は、東部及び野平地区の農集排の使用料で803万3,030円となっております。

2款の繰入金は、一般会計の繰入金で2,131万円となっております。

3款繰越金ですが、昨年からの繰越金で123万6,662円。

4款の諸収入240万4,248円は、東部及び野平地区からの起債償還にかかわる地元負担金が主な収入となっております。

すみません、歳出の関係にまいります。

1項農業集落排水事業費1目の関係ですが、一般管理費は農集排の使用料を徴収するために係る事務費でございます。

2目の関係、施設維持管理費ですが、11節需用費ですが、やはり東部及び野平の処理場及び管渠にかかわる電気料及び修繕費が主な支出となります。12節の役務費ですが、汚泥処理費用が主な支出です。13節の委託料は、東部及び野平処理場の運転管理と保守管理の委託料が主な支出でございます。

次のページになります。2項の公債費でございますが、2,470万4,704円で、起債の元利償還金です。

次のページにいきます。実質収支に関する調書の関係でございますけれども、歳入総額3,298万3,000円、歳出総額が3,293万7,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は4万6,000円となりまして、26年度への繰越金となります。

次のページは、財産に関する調書でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わりといたします。

さらに続きまして、認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書でございますが、123ページからになります。収益的収入及び支出では、水道事業収益の決算額2億8,565万265円、水道事業費用の決算額は2億8,186万9,000円でございます。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出の関係です。資本的収入の決算額は783万9,000円、資本的支出の決算額は7,791万9,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額でございますが、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次のページをご覧ください。損益計算書のほうでございます。内訳につきましては、すみません、後ほど、130ページ以降の収益費用明細書で後ほど説明させていただきます。

右側のほう、125ページの右側のところでございますけれども、3行目のところをご覧ください。これが当年度の純利益ということでございまして、2,209万102円となりました。25年度も利益を計上することができました。

次のページでございます。剰余金の計算書でございますが、先ほどの議案でもご説明いたしましたが、未処分利益剰余金ですけど、2,650万9,539円のうち、減債積立金に600万円、建設改良積立金に1,800万円を積み立てております。残りの250万9,539円を翌年度の繰り越しといたします。

次のページをご覧ください。貸借対照表の関係でございます。今年度固定資産の年度中の増減につきましては133ページのほう、固定資産明細書でご確認をいただきたいと思っております。

流動資産の関係でございますが、3月31日に決算いたしまして、その時点での現金預金でございますが、2億2,864万3,867円、未収金は3,740万4,161円となっております。

流動負債ですが、未払い金が1,103万7,625円にして、未払い金の主なものは、3月に使いまして、4月に支払いになるという電気料とか消費税などがございます。

資本金では、自己資本が3億6,868万8,432円、借入資本金の企業債借入残高は6億1,864万6,790円でございます。

企業債につきましては、134ページのほうに明細書がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、事業報告書です。128ページです。左上段の表は、24年度との数値の比較をさせていただきます。主要な建設改良工事につきましては右側下のほうに記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次のページですけれども、事業収入と事業費に関する事項につきましては、やはり24年度との

数値比較をしてございます。事業収入は前年度より140万1,381円の減額となりまして、事業費は前年度より780万3,643円の減額ということになっております。

次のページをお開きください。収益費用明細の関係でございます。収入関係では、水道使用料が2億6,137万2,919円で、総収入額の96%ほどを占めております。営業外収益のほかの会計補助金は、落倉と嶺方の簡易水道事業起債償還金利子に対する一般会計からの補助金でございます。

支出の水道事業費用ですが、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費でございまして、支出額の主なものは、浄水場の管理に伴うものでございます。

配水及び給水費の関係ですが、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出の大きなものですが、各配水池の電気料でございまして、1,489万4,568円ほどあります。ほかに浄水器の交換工事を初めといたしました漏水処理工事等の工事請負費、嘱託職員等の人件費でございます。

131ページのほうです。総係費のほうですけれども、水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございまして、本年度の減価償却額はですね、1億1,552万5,648円ほどです。営業外費用の支払利息は、起債の利息分でございます。特別損失の過年度損益修正損244万8,764円でございます。内容でございまして、漏水減免による使用料の還付、公営企業法改正に伴う減価償却額の見直し、不納欠損金等となっております。

次のページをお開きください。資本的収支の明細書の関係です。資本的収入の主なものは、5項出資金は簡易水道事業で借り入れた起債の元金の償還に対する一般会計からの出資金でございます。

資本的支出の1項建設改良費は、職員の人件費や道路改良に伴う送水管の布設がえ、老朽した施設の改修工事費などが主な支出でございます。

2項の企業債償還金ですが、5,578万5,538円となっております。

次のページですけれども、固定資産の明細書でございます。

最後のページになりますが、先ほど言いました企業債の明細書でございまして、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明を終わりといたします。

議長（横田孝穂君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、小林代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。小林代表監査委員。

代表監査委員（小林 勉君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

議会選出の太田監査委員と、私、小林の両名で、平成25年度の普通会計、特別会計、企業会計及び基金の運用状況につきまして、平成26年8月5日から8日までの決算の審査を行いました。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれ計数は関係帳簿と符合して、正確であると認められました。また、基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

なお、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。詳細につきましては提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから10ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して総括意見を申し上げます。意見書は11ページをご覧ください。

長野オリンピックから16年が経過し、インフラ整備のために起こした村債もおおむね償還が終了しております。実質公債費も順調に減少しており、ようやく通常のベースの予算、決算規模になったのではないかと感じております。今後においては共同調理場やジャンプ競技場の改修など、多額の費用が必要な事業も予想されますので、中期、長期的な財政計画により事業を円滑に進めていただきたいと思います。

白馬村の税収は固定資産税が主要な税目であり、景気に左右されづらい安定した税目ではありますが、同時に急激な増収は見込めない税目でもあります。限られた一般財源を効果的に事業に反映するために、今後も事務事業の取捨選択を行っていただきたいと思います。地方交付税が削減された過去の時代から、予算編成に当たってはマイナスシーリングなどを行って健全財政の維持に努力が続けられています。また、公共下水道受益者負担金などにおいては、過去には不適切な事務処理もあったわけではありますが、行財政運営に携わる方は心を新たに萎縮することなく自由な発想による積極的な施策を展開していただきたいと思います。

次に、特に意見要望があるものです。

最初に、税務課関係です。村税の徴収については滞納処分の強化などにより、全体徴収率が3.6%を改善していることは評価に値するところであります。しかし、現年課税分の徴収率が94.9%であるので、今後の税収増は滞納繰越分の徴収率をいかに改善していくかにかかっています。

ここ数年議論されていることは差し押さえ、参加差し押さえの類いの滞納処分をしても、時効を中断して債権を保全するだけの効果で徴収率が上がるわけではなく、収入未済額が増加するばかりで根本的な解決にはならないということでもあります。高額滞納者の中には担税力にこれ以上期待できるとは思えない者も見られる状況の中で、金融機関や関係行政機関、特に優先する債権を有する者と調整する中で債権整理を行わなければ、根本的な解決にはならない状況であります。特に高額滞納者に対する村の方針を定め、積極的かつ効果的な滞納処分を行っていただくことを要望するものであります。また、差し押さえ等の強制執行を行っていることは、広報などを通じて広く村民に周知をしていただければと思っております。

次に、農政課関係です。国土調査事業については、八方地区等の課税に反映できる区域での調査が早急に進むように、さらなる進捗を目指していただきたいと思います。

特産品開発に携わる団体へ補助などを行っており、農産物、農産加工品、加工物などで特産品開発への研究が進められています。今後もさらなる特産品開発を進め、農業振興に結びつけていただくよう事業を進めていただきたいと思います。

次に、観光課関係です。経済対策として3年度にわたって実施した住宅リフォーム補助事業は、一定の成果を上げていることが認められました。経済刺激策として時限的な事業にしたことは理解できますが、住宅リフォーム補助などの施策では経済効果ばかりでなく、村民福祉の充実といった観点から、ある程度継続的に展開してもよいのではないかと考えます。

白馬村観光局への負担金は局予算の66%と大部分を占めています。観光局では社員も減少傾向であり、村の負担金への依存度が大きくなっていますので、社員の確保、自主財源の確保を目指していただきたいと思います。

次に、教育委員会関係です。共同調理場や本年度から改築を検討する委員会を立ち上げると聞いています。また、ジャンプ競技場はアプローチ部分を改修するには多額の費用がかかるようです。いずれにしても、単年度の一般財源の負担が多額とならないように基金造成や特定財源の確保など中長期的な計画のもとに検討し、事業を進めていただきたいと思います。

スノーハーブ管理事業、ジャンプ競技場管理事業は村長部局から教育委員会部局に移管していますので、予算編成に当たっては総務費から社会教育費に移動すべきではないかと考えます。

最後に、上下水道課関係です。公共下水道受益者負担金事務改善報告書にのっとり、適切な事務処理をしていただきたいと思います。なお、不納欠損処理等は丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

企業会計の水道事業会計ですが、人口減少などにより有収水量が減少傾向ではあります。また、施設も老朽化が進み、近い将来に更新が見込まれております。現在、単年度で2,200万円余りの純利益が計上されているものの、資本的収支では損益勘定留保資金で6,700万円余りの補填を行っている状況であります。新たな投資を行うためには水道料金の見直しなども検討せざるを得ないと思いますので、将来を見据えて早めの検討を行っていただき、企業会計の現状については広く村民に周知し、理解を得る努力を心がけていただきたいと思います。

以上、決算審査に当たりまして総括意見でございます。

財政健全化法に伴う判断比率の状況につきましては、説明を受け審査いたしましたので、あわせて意見書を提出いたしました。

以上、審査報告とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 決算特別委員会の設置について

議長（横田孝穂君） 日程第19 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成25年度の決算認定についての案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置をし、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査を行うことに決定いたしました。

次に、初めの招集の挨拶の中で一部訂正したい旨の申し出が村長よりありますので、発言を許可いたします。下川村長。

村長（下川正剛君） 冒頭の挨拶で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給手続の最終日と幼児への水ぼうそう予防接種、65歳以上の高齢者への高齢者肺炎球菌の追加実施日を11月の1日と申し上げましたが、10月の1日でありますので、訂正をいたします。

また、税金の関係で徴収関係、第一抵当権者である金融機関が不良債権の回収整理に積極的なためと効果的な滞納処分ができない状況と申し上げましたが、積極的ではなく消極的なためでありますので、訂正をしておわびを申し上げます。

議長（横田孝穂君） これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月17日までを休会とし、この間、お手元に配付いたしました日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月18日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月17日までを休会とし、この間、各委員会等を行い9月18日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 1時58分

平成26年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成26年9月18日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成26年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成26年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番、津滝俊幸。去る7月13日に行われた白馬村の村長選挙の結果、下川正剛さんが当選し、白馬村の新たなかじ取り役となりました。8月7日に登庁し、その日からせわしく挨拶回りや日々の行事に追われ、多忙の毎日だご推察申し上げます。副村長も太田文敏さんに決まり、下川村政の体制が整いました。それから、はや1カ月が過ぎ、庁内も落ちつき実務的に動く体制が整った今、住民の代表である村長ともう1つの住民の代表である議員がしっかりと対話をし、議論を重ね、それこそ下川村長のスローガンである白馬を明るく元気な村へとすべく、今問題となっている行政課題を解決することに、時には厳しいことも申し上げることがあるかと思いますが、未来の白馬のためにも汗をかいていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

そこで、下川村長の政策につきまして、また今後の村政の方向について通告に従い一般質問をしていきたいと思っております。質問事項は3つほどございますが、まず初めに無電柱化についてお伺いをしたいと思います。

電線や電柱は、山岳景観の妨げになると誰でもが認識しているのが現状です。特に白馬駅前や八方口地区、サンサンパークやオリンピック道路などを中心とした無電柱化について、長らく議論のテーブルに上がるものの遅々として進んでいないのが現状です。行政としてこの問題について

て今後どのような考えを持って対応していくかお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員の一般質問についてお答えを申し上げます。津滝議員からは今回3つの質問がなされておりますが、まず初めに無電柱化についてであります。

白馬駅前や八方地区などを中心とした無電柱化について、行政として今後の対応策についてのご質問ですが、津滝議員のご指摘のとおり電線類の無電柱化は、景観を観光資源の1つとする本村にとって最も重要な事案であると考えております。

前村長が白馬駅前周辺の無電柱化について阿部知事に進言をしたところ、知事も賛同し、現地機関である大町建設事務所に対し事業に向けての取り組みを指示をした旨、お聞きをしております。

また、昨年5月には白馬町区、白馬駅前の景観を考える会から白馬駅前の無電柱化に関する要望書が提出をされております。

昨年11月に平成30年度までを計画期間とする長野県第7期無電柱化推進計画策定に向けての路線調査が行われ、白馬駅前周辺の国道148号及び県道白馬岳線を大町建設事務所とともに候補路線として関係書類を提出しています。

無電柱化の整備手法といたしましては、地中化方式のほか裏配線方式、軒下配線方式がありますが、この2路線の歩道及び車道には無散水消火設備が埋設されていることから、裏配線方式、軒下配線方式での整備を想定をいたしました。しかし、電気事業者からは地中化方式の共同溝以外の手法での無電柱化は不可能、通信事業者からは豪雪地帯であることから裏配線方式は不可能と想定され、また単独地中化区間の移転補償費用等が必要との回答がありました。

無電柱化を進めるには長野県計画に掲載され、その計画についての国の同意を要しますが、その前段で電線管理者との合意形成が必須となっております。長野県といたしましては、現段階で機能している歩道部の無散水消雪設備は撤去して、地中化を実施することは非常に難しいため、すぐには無理であるわけではありますが、時期が来て可能な状況であれば、これを施工する方向で考えたいという立場であるとのことでもあります。

今後の進め方については、道路管理者である長野県とともに引き続き検討してまいりたいと考えております。また、細部については担当課の課長のほうからご説明があらうかと思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ありがとうございます。今、村長からの説明ですと、大町建設事務所のほうへ村からは住民から出た要望書について取り上げていただいて、県ともいろいろ協議をしているということが説明されたかと思ひます。

さきの新聞報道等でご覧になられた方もおられるかというふうに思いますけれども、国では、信毎に載っていたんですけども、国では国交省が緊急道路については電柱の新たな設置を禁止するというようなことが方向を決めたというような記事が載っていました。緊急道路というのは、災害等でそういった電柱が倒壊した場合、非常に通行の妨げになる、また緊急車両の通行の妨げになる、それから支援物資等の輸送が妨げられるというようなことで、防災の観点からそういうことはもうやめて、共同溝もしくは違った形で電線を撤去していく方向に進めていきたいと思いますということが、既に国で論じられている状況です。

ちなみにですね、そのときの新聞の記事を見て私も思わずびっくりというか、こんなことになっているんだということがありました。いわゆる各都市別でですね、国交省がまとめているものなんですけれども、イギリスのロンドンではもう100%無電柱化が進んでいるという状況です。パリ、香港に関しても同様です。台湾の台北では95%、おとなりのソウルでは46%、新興国のインドネシアのジャカルタでは35%というようなことで、外国を見れば相当の無電柱化率が普及しているという状況です。日本はどうかということなんですけれども、東京23区の中では7%、わずか7%です。大阪に限っては5%というようなことで、非常に日本では無電柱化が進んでいないというのが現状かと思えます。

民間のいわゆる団体で、白馬村にも無電柱化を進めましょうというような会があるんですけども、そちらのほうで8月にですね、大阪で電線のない美しい安全なまちづくりフォーラムというのがさきに開かれまして、そこに白馬町の松沢さんがパネリストとして出られたわけです。そこに出た方は、小池百合子先生とか国会議員の皆さん、それから大阪の副知事の先生、それから国交省の担当者等でいろいろ議論をされたということになっているようでございます。

白馬村としては、私が今回皆さんに既にお配りしているかと思うんですけども、サンサンパーク、自分が住んでいるところのサンサンパークのカラー刷りの写真でビフォーとアフターで上下につくったものをお配り、こういった感じものをお配りしてあるかと思うんですけども、見ていただければわかるかと思いますが、サンサンパークの中は既に外灯に関しては無電柱化が進んでいます。オリンピックのときにでき上がったわけですが、全て外灯は地下埋設の配線になっていて、そこから電気を供給しているというような形です。ですが、その公園の周りは、この写真のとおり、上にあるようにクモの巣の張ったような状態で電柱があります。非常に東の玄関口ということで、白馬に入ったときに一番ロケーションがいいというような形の中で、あそこで写真を撮られる方はたくさんいるということは、皆さんご存じのとおりでございます。ですが、そのときにそこでおっしゃられることは、あの電線がなければなということをおっしゃっているわけです。

いわゆる、こういうふうに公園の中でも非常に景観のいいところでも白馬村は電線があって、電柱があって非常に景観を悪くしているということの事実を見ていただきたいなと思って、この

写真をつけさせていただきました。電柱と電線を取ったものがその下の写真、こちらのほうになるわけですが、見ていただくと非常にすっきりして公園らしく、なおかつ山の景観もよろしいというようなことです。オリンピック道路についてもですね、既に幾つかの場所で最初は電線はなかった、電柱がなかったわけですが、家が建ったり、その周辺の開発が進むにつれてどんどん電柱が建ったり、電線が横断をしていくという状況にあります。

ここで再質問の内容なんですが、要望書も出ている、確かに白馬町から出ているということになるんですが、村全体を見回して無散水ではないところも確かにあるわけですので、そういう村の中でモデル地区をつくって、先にそういうところを埋設をしていくとか、それから今のオリンピック道路のところに関しては、ある程度景観に配慮した形で対応していただくということで電柱はもう建てないと。電線は今の状態のものをもう撤去して地下埋設してしまうというようなことをしていくかどうなのかというようなところをお伺いしたいと思います。村長もしくは建設課長にその辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 2点ご質問がございました。まずモデル地区の関係、それからオリンピック道路の無電柱化ということの2点、再質問をいただきました。

モデル地区につきましては、また理事者等、費用も発生することでございます、理事者等と協議しながら、そのような方向が見られるようであれば、そのように考えてまいりたいと思います。

また、オリンピック道路の関係であります、地中化をした場合、地上機を設置する必要が出てくるそうです。地上機を置いた場合、県にも確認いたしました、その大きさというのが50センチ以上かなり大きなものが設置されるということで、オリンピック道路につきましては歩道除雪の関係もございまして地上機を置いた場合、歩道除雪の妨げになる可能性もなきにしもあらずでございます。そういった冬の観点を考えながらまた進めてまいりたいと思いますし、オリンピック道路につきましては平成18年、当時、私がまた建設課にいましたときに電力及び通信会社のほうに道路の東側へ、建てるのであれば、東側へ建柱をしていただき、かつブロンズの電柱を建てていただきたいということで、改めて申し入れをしたところでございます。視点場が変われば電柱、非常に支障になってまいりますけれども、ある一定の視点場から見たときに白馬三山等、北アルプスに支障になるものなるべく排除していきたいという意図でオリンピック道路ほか、新しくその当時あけました広域の農面道路等については、東側へなるべく建てていただきたいという要望をいたしました。

津滝議員おっしゃるとおり、実際に西側に家を建てますと、引き込み柱であるとか空中線がどうしても出てまいりますので非常に厳しい状況ではございます。地中化につきましても道路除雪といった面もありますので、また別の手法等を考えながら無電柱化に向けて取り組んではまいりたいというように考えております。以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 前向きに取り組んでいただけたというような趣旨でお伺いをさせていただきました。

情報と言っではいいのちょっとわかりませんが、ネット等で調べた中でこの長野県の中でもですね、いわゆる伝統物建造地帯というんですかね、いろんな宿場町とかそれからそういう非常に景観に配慮しているようなところについては、既にそういうモデル地区をつくってですね、対応してると。一部の地域だけでも電線をなくして、非常に景観のいい形にしているというようなふうに向っています。

また、金沢方式というやり方というのがありまして、全国でそれぞれいろんな自治体取り組みをされているようですけれども、金沢もやっぱり加賀100万石で兼六園の周辺をですね、電柱をなくして昔の町並みを取り戻しましょうということで推進をしているようでございます。

その無電柱化を推進するためにですね、やはりどういう方向性で進めていったらいいかというようなことを学識経験者や村民の団体の代表、それから当然電線を管理している、電柱を管理している電力会社、それから通信会社、そういった方からの構成で無電柱化推進委員会というのをつくってですね、こういう地区はこれだけのコストで、もしかしたらできるんじゃないかというような対策委員会をつくっているということです。

そして、ここの無電柱化推進委員会がやはり市民の協力がなくてですね、引き込みに関しては自分でやらなきゃいけないという自己負担というような部分があったりなんかするわけですので、市民への理解を図るというようなことで、無電柱化を進めるためにワークショップを開催していると。理解を進めたいということのようです。

それからここがやっぱり肝だと思うんですが、無電柱化モデル地区を選定して、新設の電柱は原則禁止するというようなことを条例で決めているということで、無電柱化基本法なるものをつくってやっているというような話も伺っています。

それから最近、答弁の中にもございましたけれども、軒下配線もしくは裏側を通すというような手法があるわけですが、最近是非常にコストの安い直埋設、そのまま電線をチューブの中に入れてそのまま入れてしまう、一番高いのは共同溝ということになるわけですが、こういった直埋設を推進しているというようでございます。

ここのところで、こういった無電柱化の推進委員会もしくは、そういうような条例を制定していく方向でいくかどうかということ、これは村長にお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、津滝議員から再質問で条例化の質問がありました。ご承知のように日本は非常に地震が多いというような状況の中で災害のときに、それから通行の邪魔になるとかいろ

いろな問題があるわけでございます。

そんな中で、特に白馬村は景観というような状況の中で、無電柱化をぜひ進めていただきたいということでもあります。そんな中で村としても条例化に向けて、そういうことができないかという質問であります。そんなことを前向きにモデル地区を制定するかも含めて、前向きに検討してまいりたい、このように思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいま村長が答弁申し上げた件について若干補足という形で申し上げますが、金沢方式というのは日本の中でも有名でありまして、私が以前総務課にいたときにも金沢方式というのは非常に有名でありまして、犀川を中心に景観に配慮した工法、それから維持ということもありますし、それから付近、金沢市街へ入るそののり面の関係とか、そこら辺も非常に細かくうたっているということでもとても有名なところでありました。

金沢には景観条例というのがありまして、その景観法と絡めて成立するわけなんです。白馬村におきましても、条例の制定化に向けて可能かどうかということも景観の担当、それから法務の担当等を含めて積極的に検討していきたいというふうに思っております。

8月末でしたが、先ほど津滝議員が言われたフォーラムには、小池百合子衆議院議員さんがおっしゃられたということなんです。次回の通常国会なのか臨時国会なのかわかりませんが、何か議員立法の動きもあるというふうに聞いております。無電柱化法というんですかね、そこら辺の絡みとあわせて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 前向きにそういった無電柱化の推進委員会もしくはワークショップ、そういった条例等々についても検討していただけるというようなことでありがとうございます。

やはり何事もですね、そういった事業に着手する前というのは、こういう問題がある、こういう問題がある、こういうことがあるからできないという形になってしまうわけですね。ですけど、これではいつまでたっても、今のところだーと動いているだけで何も前へは進んでいかないということで、やはりこういったことを難題を解決して推進していくという発想でないといろしくないのかなというふうに私は思います。

それから、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりを目指すということで、長野県も重点支援地域に白馬村を指定していただきました。そういったことも踏まえて、追い風が私はあるというふうに考えております。白馬村の民間活力も十分利用しながら、いろんな人からのご意見を頂戴して、ぜひ整備を進めていただきたいなというふうに思います。

それから、世界から相当数のお客様が白馬に昨今お見えになっておりますので、そういったことを世界に向けてしっかり魅力を発信するというのも大事なのかなというふうに思いますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに日本では3,500万本の電柱が何かあるようです。国会でも先ほど議員立法で出だすというような話が、副村長のほうからありましたけれども、毎年7万本増えているという実情もあります。ですから、こういったものは何とかみんな考えて、知恵を出し合っていくべきだというふうを考えております。これは答弁は要りませんので、次の質問に移りたいというふうに思ひます。

次の質問ですが、次の質問は人口減少社会の対応についてということで質問をさせていただきます。

第2次安倍内閣において、人口減少に歯どめをかけるべく、地域の活性化や子育て支援など地方再生への取り組みを目的に、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げる予定になっていましたが、既にもう立ち上がって活動をし、もう2回ほど会議が開かれているようです。新聞報道等そういった報道がございますが、地方創生担当大臣も誕生しました。人口減少への対策を国や長野県も重要課題として取り組んでいます。

人口減少はあらゆる分野へ影響を及ぼしますが、特に生産労働人口の減による税収の減やその経済対策、治山治水による防災対策や社会インフラの整備、維持、特にその設備の老朽化対策、定住促進や雇用対策、少子化による学校教育対策など、白馬村では今後どのような取り組みをしていくか、対応していくかお伺いをしたいと思ひます。

また、地域の担い手不足による文化の伝承や冠婚葬祭など、特に区の作業など地域コミュニティ活動の維持については、人手不足により作業に支障を来す状況であります。補助金をつけるだけでは、お金を出すだけでは解決しない問題がさまざまあり、地域コミュニティの維持対策についてもあわせてお伺いをしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の2つ目の質問に対して答弁をいたします。2つ目の質問は人口減少社会への対応についてであります。

生産労働人口減による税収減やその経済対策、治山治水による防災対策や社会インフラの整備の維持、特に設備の老朽化対策、定住促進や雇用対策、少子化による学校教育など今後の取り組みと対応策についてのご質問でございますが、過日、日本創生会議の人口減少問題検討分科会では、人口再生産力に着目した市町村将来推計人口をまとめ、現在の地方から年への人口移動が収束しない状態が続いた場合、2040年まで全国の約半数の自治体で出産を中心的に担う20歳から39歳までの若年女性人口が半減し、そのうち人口が1万人に満たない523の自治体が消滅する可能性があるという、いわゆる2040年問題と呼ばれる非常にショッキングな情報が公開されました。

津滝議員のご指摘のとおり、生産労働人口の減少による税収減は、本村の住民サービスの質に

も直結する問題であり、その根本的な解決方法としては、やはり人口増加に向けた施策の推進ということになるかと思えます。そして特に若い方や家族をお持ちの方の定住促進に向けては、通年を通した雇用の場をいかに創出するかが課題であると考えております。

人口の減少は、あらゆる面に大きな影響を及ぼしてきますので、早めの施策展開が必要でありますし、白馬村の地域特性から考えますと、観光産業の再生が雇用創出の一番大きな柱であり、個々の宿泊施設や索道事業者、小売業者に元気を取り戻していただき、雇用の受け皿になっていただけるよう施策の検討をしまいたいと考えております。

次に、地域コミュニティの維持対策でございますが、地域社会におけるコミュニティ機能は住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起、犯罪や福祉、環境などの問題を解決する際に、その役割を果たしてまいりました。しかしながら、現代社会においては住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、核家族化、世帯構成の変化などの要因により人間関係が崩れ、地域社会のつながり、近隣住民との結びつきが希薄化しつつあります。

本村においては、一部を除きコミュニティ機能は維持できていると思っておりますが、高齢化が進む地域では人手不足などもあり、地域のお祭りなどもできなくなるおそれもあります。これからは地域間の連携による交流活動等を通じて、地区を越えた新たな地域の仕組みづくりも必要であると感じているところであります。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今、村長の答弁のほうから日本創生会議の資料に基づいた話がございますけれども、私もさっと調べた中で、この白馬村で何も対策を打たない状態でいった場合、26年後、26年後っていったってもっと先だろうというふうに考えちゃうわけですが、私はそんなに遠くない未来じゃないかなと思っております。

この26年後に20歳から39歳、先ほど村長も言っていましたが、ここもいわゆる若年女性が一番多分子どもを産める、産んでいただける世代かというふうに思いますが、51%減で約500人ぐらいになってしまうというような予想が出ております。もちろん子どもを産んだいだかないとですね、当然人口は増えていかないということになるわけですが、やはりその中で当然ここでもって産んで育てていくという環境も当然大事ですし、それから若い人たちが外へ一旦出てもまたここに戻ってきて、ここでしっかりと生活基盤を整えるというようなことも大事かと思えます。

いずれにしても、やはり今の現状のままの無策でいくと、人口はただただ減っていったまうということになるので、何とか外から人を入れる。それから外にはなるべく出さないということが大事なのかなというふうに思います。

国も先ほど申し上げたように地方再生担当大臣を置いて地方を活性化、少子化を食いとめる、それから地方を活性化して、何とか東京一極集中を是正させるというようなことで取り組みを始

めたということだと思えます。

まち・ひと・しごと創生本部のほうでは、若い世代の就労とか結婚、子育て、それから今申し上げた東京一極集中の是正、そういったものを念頭に、地域の特性を生かした課題を解決していきたいと。私の一番聞きたい部分ということなんですが、これを白馬村は今どこの課が担当して、いわゆる少子化はどこがやっているか。人を入れる、もしくはそういうふうな環境をつくっていくことは、どこの課が担当しているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの津滝議員の再質問、どこの課で担当しているかということでございますが、ほかの市町村の例をとりますと、その担当に特化しているというところもありますし、それぞれ千差万別であります。

白馬村におきましては総務課の企画が担当課というふうに思っております。ほかでは、まちづくり推進課とか直接人口何々課というふうに特化しているところもありますが、今、白馬村では今申し上げたとおりだというふうに考えております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 総務課の企画というお話ですけれども、私はこれは一課だけでは対応し切れない問題だというふうに考えています。先ほど言ったように子育て支援というと例えば福祉課、例えば就労とかということになると観光課もしくは農政課というような形になっていくかと思えます。ですけれど、こういったものが総じて村の環境、経済というものをいろんな形で支えていくということになるので、これは全庁的にやっぱりやるべきだと私は考えます。

特に隣、一番わかりやすいところでいけば、隣の小谷村になるわけですけれども、小谷村はご存じのように非常に人口減少がどんどん進んでいて、非常に村を挙げて外から入ってくる人たちにいろいろな対策を組んで取り組みをしています。

しかし、白馬村の場合はなかなかそういうものが表に見えてこないというのが、私は実情じゃないかなというふうに思います。こんなことを言っちゃいけないけど、黙っていてもスキー場があるおかげで、観光が非常に今までよかったがために外からも人が入り、ここに定住するというような構造がずっとあったわけですが、非常に経済が疲弊してきて観光客も減ってくる中で、いわゆるここに定住しなくて、ここから出て行く人たちが多くなってしまっていると。やはり外からUターン、Iターン、Jターンというような形をどんどん入れてくるというような体制を村の中につくっていかなければならないんじゃないかなというふうに考えています。

例えば私がやっている農業では、そういった就農の機会をつくるというようなことでさまざまな入り口を設けていますし、また白馬の中で農業をやりたいければ、そういった支援策もいわゆるすぐ来て農業をやれって言っても、これはなかなかできないわけですが、そういった支援策も県や国で用意されていきます。

国でこういうような対策本部を立てたということになりますと、やはり地域の魅力をしっかりと打ち出して、石破大臣は言っていますが、いわゆる横並びで金太郎あめを切ったような形の政策では、私は補助はしませんよと。しっかりと地域の魅力を出して、特徴を出して、こういったことにぜひ支援をしてほしいというような形にしないと、国はもうお金は出しませんよというようなことを述べています。ですので、ここはしっかりと白馬村としては将来に向けてしっかりと人口対策をしていくべきだろうというふうに考えます。住みたい村、行きたい村、帰りたい村というのをしっかりとつくっていただくと、そういうことが大事かなというふうに思います。

昨日、白馬村観光地経営計画ですか、その初会合がございまして、傍聴もさせていただきました。やはりその中でやっぱり言っていたポイントは、いかにここにお客さんに来てもらうかも大事かもしれないが、ここにやっぱり住んでよかったなというふうに言われるような村づくりも大事なんだというようなことを先生方はおっしゃっていました。

これからつくる計画、それから次期白馬村の総合計画にも、今のこの人口対策というのは非常に大きなウエートを占めてくると思います。ですので、しっかりとそこのところを取り組んでいただきたいなというふうに考えるわけですが、喫緊の課題としてですね、白馬高校の問題があるわけです。村では県に対していろんな要望を上げ、また議会もそれに追随するような形で要望書を上げていっているところがございますけれども、これから少子化が進んでいく中で、来年度は2クラス募集ということで対応をしていただけるということになって、その後は観光学科なるものを創設して、そこに全国募集をしていくというような枠組みを今考えているということなんですが、このところでちょっと教育課長にお伺いしたいと思うんですけれども、来年度の80名に対して今後どのような今状況なのか、またもしくは今後どのような対策を打っていけば、いわゆる白馬高校にたくさん人が来てもらえるかということの今段階でかまわないので、事務レベルの話を少しお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 白馬高校の問題ということでご質問をいただきました。

現在ですね、数字をつかんでいる中では体験入学ということで制度がございまして。その希望ということで白馬中学から22名、小谷中学から7名、この近隣からは15名という数字、44名が今回の体験入学にお越しをいただいているということです。80名に対しての募集にしましては、まだまだ半分ということになっておりますけれども、外からの入学者、これはスキーの関係では現在では5名ほどの希望があるようであります。

しかしながら絶対量には足りないということでございますので、今後取り組めるものは前倒しをして、白馬高校の魅力づくりをいかに地域の皆様にお知らせをし、お母様方、お父様方とご相談の中で新たな展開を進めていくということも視野に入れながら今計画をしております。これについては白馬高校を育てる懇話会、そして白馬高校の将来を考える会というのがございますの

で、そちらのほうを中心に協議をしながら村民の皆様にもお知らせをする中で、県と調整をしながら新たな魅力づくりということを考えながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 高校のことについて教育課長のほうから今話がありましたけれども、私もちょっといろいろ調べてみたりなんかしたんですが、ちょっと時間の関係もあるので、そこところは割愛をしていきたいと思うんですが、やはり人が少なくなっている現状で、子どもたちの数もやっぱり少なくなっています。それは高校の問題だけじゃなくて、小学校も中学校も同じ問題を当然抱えていることだというふうに思います。ですから、ぜひその地域に魅力をつくってですね、人がたくさん来ていただけるような形にしていかなければいけないのかなと。

さっき、担当の課は総務の企画というような話なんですが、全庁的にぜひ考えていただきたいということで、例えばですね、今外国人の方がかなり白馬を魅力な地域として考えて投資の対象にして、どんどんどんどん入ってきているというようなことがあるわけですけれども、今後そういう外国の方をどんどん受け入れをしていくというような形で今いくのか、規制という言い方も辺な言い方になっちゃうんですけれども、そういう外からいわゆる日本人ではない外国人の方の定住も促進的なことを考えていくのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。これはどなたが対象になるのかな、理事者のほうで。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員からの外国人というような、そういう生徒も視野に入れていくのかという質問であります。全国募集ということになりますと全国ばかりではなくて、そういった外国人の方も視野に入れながら進めていかなければいけないのではないかとこのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの津滝議員の再質問の関係ですが、基本的には自由でございますので、先ほど津滝議員も言われたように規制という形にはもっていけないのが原則なんですが、ただ、ルールづくりは必要かというふうに思っています。これは絶対必要だというふうに思っておりますので、関係するところ、教育委員会を含めた行政関係、関係するところ、特に法務関係が中心になってそこら辺は進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員質問の質問時間は答弁を含め、あと14分少々です。質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） これも1つの情報として話をしたいんですけれども、先ほども小谷村なんかではやはり学校のことなんですけれども、奨学金制度等を設けてですね、対応していると。この地元の学校に通っていただけるようにしていると。2万円から上は15万円までというような

金額のようでございますけれども、白馬村でもぜひそんなことを考えていただければ、地元の高校に通うというようなことにつながっていくかなというふうにも思いますので、ご検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから今、外国人の話が出ましたけれども、ちなみに軽井沢にインターナショナルスクールができて、ISAAC（アイザック）というのができましたけれども、そこへは奨学金だけで約十数億円のお金が集まったというような話も聞いています。外国からいわゆるたくさんこちらに人が入る。当然お子さんたちも当然一緒に来るということになりますので、そういった子どもたちが通えるような学校づくりというのもやっぱり必要なんじゃないかなと。やっぱりそこが住みやすい、もしくは育てやすい環境につながっていくと思いますし、また投資を呼び込む1つのきっかけにも私はなっていくんじゃないかなというふうに思います。

今、教育の話をちょっと表に出しましたが、当然雇用の創出というのは当たり前のことで、経済がよくなるとですね、人がここには移り住みません。当然ここでもって買い物だとか交通だとか医療、福祉、そういった問題も解決していかないとですね、ここには人は住めなくなってしまう町になってしまいますので、そういうことをしっかりとお考えをいただきたいなというふうに思います。

ここで1つご提案なんですけれども、例えば白馬村に移り住んだ人に村長名でですね、グリーティングカードなる、白馬村によろこそというような形でここに住所を移していただいた方、もしくはここで土地を購入していただいた方、そういうような方にですね、ぜひ白馬村に来ていただいてありがとうございますというようなグリーティングカード的なメッセージカードを村から出してみたらどうなのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてのお考えはどうでしょうか、村長。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の津滝議員からの提案であります、私もそれには同感でありまして、今そういったことを前向きに検討というか、検討も含めて進めておりますので、そんな形で白馬村へ来た方々にそういったお礼のメッセージを送るというようなことを取り組んでまいりたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 前向きに検討していただけるということで、ぜひ村長から白馬に来ていただいてありがとうございますというふうにもらえば、やはり来た人も私を村の一村民として、また迎え入れていただいたんだなというようなことにつながっていきますので、そんなにお金のかかることではないので、ぜひ対応していただきたいと。

それからもう1つ、地域おこし協力隊というもう既にこれも小谷村でありまして、ほかの長野県内の市町村なんかでもやっておりますけれども、結構これは国の支援があるんですよね。総務

省のほうでやっているんですが、1人財政的支援で400万ぐらいが上限でリタイアした人とか、当然若い人たちも結構ですし、いろんな形でこの地域に来ていただいて地域を協力していただけると。先ほどコミュニティの話を最後に私ちょっと質問で入れさせていただいたんですが、ぜひ地域の中では人手がなくて、お金を出されてももうできないよと、もう参加できないんだという人が非常に多くなってきているのも現状です。ですから、こういった地域おこし隊なるものを外から受け入れてですね、ぜひ村で財政的な負担もあるようですので、国からの財政的な負担もあるようですので、ぜひ取り組んでいただいたらありがたいかなというふうに思います。

時間の都合がありますので、次の質問に移りたいというふうに思います。次は行政組織の活性化について、また人事評価制度の導入と人材育成の取り組みについてをお伺いしたいと思います。

下川村長の公約でもございます行政組織の活性化について、私はかねてより人事評価制度を導入して、行政組織のモチベーションアップを図って組織の活性化につなげるべきだと考えています。さきの3月議会でも同様の質問を行政サイドにさせていただきました。その時点では地方公務員法が改正されておりましたが、本年4月に地方公務員法が改正され、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることがうたわれるようになりました。

従来は、任命権者による勤務評定による措置だったものが定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講ずるべきということになりました。再度、本村では人事評価制度の導入についてどのように対応していくかをお伺いいたします。

さらに、観光局や振興公社、外部の団体がありますが、内部と同様に行政組織の活性化をしていくために、そういったことをどのような方向性をもって当たっていくかというようなグランドデザイン、それについてもお伺いをしたいと思います。

また、行政サービスの向上などのための人材育成、研修等、本年度はどんな取り組みをしているかもお伺いしたいと思います。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の3問目の質問にお答えをいたします。

行政組織の活性化について、また人事評価制度導入と人材育成の取り組みについての件であります。人事評価制度についてのご質問ですが、今年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月から施行される予定であります。この法改正により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定されたところであり、本村においては今年度末から来年度にかけて改正法の趣旨を踏まえ、評価の基準、方法などの人事評価に関する規定等の整備を進めるとともに評価者の研修や職員への説明、協議、周知を行い、施行期間を経て本格実施につなげていきたいと考えております。

次に、観光局や振興公社などの組織を活性化するためのグランドデザインですが、観光局については、私はこれまで一貫して観光局の民間の自主的な活動を期待をしている考えであります。

機敏な行動が観光局には要求されておりますし、自立をした自主的な活動が大きな成果を生んでいくと考えているところであります。そのためにも観光局の代表である代表理事には白馬村長ではなく、別の方になっていただくのがよいと思っております。観光局の代表理事の件を含めて組織が向かうべき方向性は、おおむね今申し上げたところでありますが、内部でも検討をし、また関係機関とも協議をしてみたいと考えております。

またランドデザインについてのうち、今申し上げたこと以外は観光局の根本にかかわるところでもありますので、慎重に検討してみたいと考えております。

また、振興公社についてであります。振興公社の運営は大きく申し上げて指定管理者にかかわる業務を主としております。ここについても民間企業と同じ企業活動をしなければならないと考えています。道の駅関係は特にそうであると思っておりますが、山小屋経営については民間企業経営感覚といっても難しい状況が続いていますので、一概にそうとは申し上げられないところですが、内部でも検討し、また関係機関、団体との協議、調整することが必要であると考えております。

次に、本年度における研修の取り組み状況であります。一般行政職研修として地方公務員として職務上必要な基本的知識及び技能の習得や職務遂行能力の向上を図るための新規採用職員研修に6名が参加し、職場研修の意義と重要性の認識を高めるとともに、その実践方法を習得をし、職場管理、部下指導能力の向上を図るための係長研修に4名が参加をしております。このほかにも各種団体が開催するそれぞれ職務に必要な知識の習得、適正かつ効率的な事務処理能力を養うための固定資産税評価研修、徴収事務研修、公営企業会計の研修等にも担当職員が参加をしております。

それから、今月29日には全職員を対象に自治体職員のための実践コンプライアンス研修を予定しております。この研修は講師による集合研修だけでなく、ウェブ上の確認テストによる理解度の確認、向上を図ることで、より実践的なコンプライアンスを身につけることを目的に行うものであります。また、その後も行政サービスの向上を図るために接遇研修などを進めてまいりたいと計画しているところであります。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含め、あと2分少々です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ただいま人事管理について人事評価制度を前向きに導入していくということでご検討いただけるという話かと思えます。

また、外部の組織、観光局や振興公社についても、それぞれの案の中で検討していただけるということで、課題はそれぞれみんな抱えているわけですので、このところはしっかりと村長の強いリーダーシップと、また行政サイドのしっかりと支援をいただきながら改革を進めていただくことが重要かというふうに思います。

また、研修についてはコンプライアンスも含めていろいろやっていただいているということで、ぜひ知識を高めていっていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

やはりいつも言っていますが、村づくりは人づくりというふうには私は考えています。この序内がですね、やはり明るくなるのがまず白馬村を明るくしていく大きな一歩につながっていくというふうに考えますので、行政関係者の皆さん、ぜひ組織を明るくするような組織に変えていっていただく。そのためには人事評価というのは組織全体を底上げする力には私はなると思いますので、十分検討して対応していただければというふうに思っています。答弁は結構です。

私の質問はこれで終わりにします。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問はありませんか。

第2番（津滝俊幸君） はい。

議長（横田孝穂君） 津滝議員の質問がございませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 第1番、日本共産党加藤亮輔です。私は今回、3点について質問したいと思ひます。

村長に就任してもう1カ月が過ぎます。友人、知人から下川さんってどんな人、どんな考えの持ち主なの、村をどう変えるとしているのか、公約は抽象的で具体的にどんな事業をするのかわからないということをよく耳にします。

そこで、今回は村長に就任して初めての議会でもあり、村民に村長はどんな考えの持ち主なのかわかってもらうために3点質問します。その中で基本的な政治姿勢についてまず、お伺ひします。

まず、1点目ですが、日本の最高法規である憲法の問題です。安倍内閣は恒久平和を誓った憲法前文と戦争放棄を定めた9条を逸脱し、また国民多数の反対の声を無視して集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。これまでは憲法9条で容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために必要最小限の範囲としてきました。しかし、集団的自衛権の行使となれば、日本に武力攻撃がなくても密接な関係国に武力攻撃があれば、それを日本への攻撃とみなし、ともに武力を行使することです。日本が戦争に巻き込まれる危険が大きくなることです。歴代の自民政権も集団的自衛権は現憲法下では使えないとしてきました。その憲法解釈を大きく変えた閣議決定です。村長は、この集団的自衛権行使容認の閣議決定についてどのような見解かお伺ひします。

2点目は消費税の問題です。来年10月に消費税が2%増税され、10%が予定されています。増税は応分負担の原則を無視し、所得の少ない人ほど負担が大きく、景気をさらに悪くし、村民の生活を今以上に厳しくするものです。私は絶対反対ですが、村長は消費税の10%アップについて賛成か反対か見解を伺います。

3点目は、環太平洋連携協定、通称TPPの問題です。この協定は農業問題だけでなく関税の撤廃を初め医療、食の安全・安心の基準、保険、労働など21の分野に及び、国民の暮らしのあらゆる仕組みを変える問題です。このような協定ですから農協、漁協を初め医療関係、保険関係、労働関係、その他いろんな市民団体が交渉から撤退を求めています。しかし、財界と政府が強引に進めています。村長は、このTPP交渉に参加すべきか、それとも撤退か見解をお願いします。

以上3点の答弁をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤亮輔議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますが、村長の政治姿勢についてということであります。集団的自衛権行使容認についてのご質問でございますけれども、集団的自衛権につきましては国防上の問題であり、また外交上の問題でもあり、国の根幹をなしているものと大きく関係をしている問題だと思っております。1つの地方自治体が言及する問題ではないと思っております。

ただし、これまで大きな問題に対して憲法解釈による閣議決定という形で進んできておりますが、手続が問題になっております。少なくとも国の最高意思決定機関である国会において審議がなされていないわけですが、この点が手続上大きな問題ですし、今後も問題になると思っております。

次に、消費税の10%の増税についての質問であります。賛成か反対かと質問ですが、今年4月から消費税が5%から8%に上がり、日本の経済は駆け込み需要はあったものの、消費は大きく落ち込み、日本経済と社会に大きな影響を与えたところであり、段階的に10%とはいっても、それほど長い間を置くことなく税率は倍になるわけであり、日本の経済だけでなく、国民の生活自体に大きく関係してくるところであります。消費税率はできれば上げなければ、それにこしたことはありませんが、財政運営上で必要不可欠であるならば、また特に社会保障上必要不可欠であるならば、いたし方のないところであり、しかし、手続が問題であり、国民の意見を十分に酌み上げて国会の場で議論を尽くしていただきたいと思っております。

次に、TPP・環太平洋経済連携協定についての質問であります。TPPは農業、工業のほか医療、保険、知的財産など24分野の多岐にわたっておりますが、何といたっても身近な分野は農業であります。輸出企業や大手製造企業の利益向上に日本の農畜産物が犠牲になることはあってはならないと思っております。したがって、この3月に本会議で採択されました「TPP決議の実現を求める意見書」を支持、すなわちTPP交渉において国会決議、自民党決議の実現及び国

民への情報開示の徹底を条件に交渉継続を認める考えでおります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今3点の質問に対して答弁をいただきましたが、国の問題という考え方、捉え方がありますけれども、実際この第1点の集団的自衛権の行使ということなんですけれども、これを認めれば自衛隊の方が、そういう戦争の地域へ派遣されるおそれがあります。つまり、白馬村の若者も自衛隊に入っている人がたくさんいるんです。そういう人たちがそういうところへ送り込まれる可能性がこの集団的自衛権の行使です。だから、国の問題とかそういうレベルじゃなくて、やはり一人間としてこういう戦争をやるということに対して、どう考えているのかということをお訴えしたかったんです。

こういう政治姿勢ですから、これは村長の考えですから、それらについてとやかくは言いたくはありませんけど、こういう問題についてもやはり自分の立ち位置をはっきり明確にすることが村民から信頼される私は近道だと思います。そういうことを明確にすることによって、村民は今度の村長はこういう考えの持ち主なのかということで対話が始まると思います。第1の質問はそれで終わります。

第2番目の村長の選挙公約の具体化についてに移ります。

村長は5つの公約を述べましたが、その中から3点質問します。1つ目は、住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進を公約しました。村民の声を大切にする村づくりを実現するには、自分たちのまちの課題を自分たちで解決するために、白馬の特性を生かした継続的で統一性を持ったまちづくりを進めなければ実現できません。そのための基本的なルールである行政情報の共有、村民参加、行政の説明責任と透明性の確保、村民、議会の責務などを定めた自治基本条例、またはまちづくり基本条例が白馬にも必要と考えますが、村長の見解を伺います。

2点目は、観光振興の課題です。今年度の予算で山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりのために1億円を使って、スノーハーブのローラースキーコースなどの整備をすることになっています。村長は来年度もローラースキーコースの整備を重点整備するのか見解を伺います。

3点目は、少子化の問題です。安心して暮らせる子育て支援の充実の課題です。公約の中で村長は未満児保育の全員入所を公約していますが、今年の冬から毎年冬のシーズン前に希望者が増えます。その人たちも制度の規則であれば全員入所するのか、それとも来年度から始めるのか、どちらでしょうか。

それからもう1つ、白馬村の議会でも陳情されました遊具つき公園づくり、これをどのようにしていくのか、村長の見解を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の2つ目の質問であります。

村長の選挙公約の具体化についてということで自治基本条例、まちづくり基本条例は自治体が

定める条例や規則の上位に位置する最高規範で、いわば地方自治の憲法であると言えるものであります。この条例は自治体運営の基本理念、住民権利、首長・議会・執行機関等の責務、住民参加の方法などが盛り込まれ、平成26年4月現在、全国では308の市町村が制定をしております。

加藤議員もニセコ町で研修されてのご質問であるかと思いますが、ニセコ町は平成13年4月に全国で最初に条例を制定をした町であり、将来にわたり豊かな自治を進めていくための基本事項を条例化をし、現在第3次見直しをしているところであります。

今のところは、直ちに白馬村でも条例を制定するという考えはありませんが、来年度は総合計画の見直しの年ということもあり、村民の皆様のご意見や地域の実情などを勘案し、今後調査研究を進め、村民が必要とする条例等について制定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、スノーハープの件であります。スノーハープのローラースキー整備につきましては、今年度山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりのために、クロスカンントリー競技場を多目的に使用できるようコースを整備しております。今後のローラースキーコース整備についてはコースの補修は考えられますけれども、新たな整備は現在のところ考えてはおりません。

次に、未満児保育の全員入所の件につきましては、未満児受け入れのための条例整備や現存施設などを考慮しますと、来年度からの実施は現実的と考えております。

これは現在、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に対応するため、白馬村子ども・子育て会議を開催をしており、その中で未満児の受け入れ数について、今まさしく議論をいただいている最中であります。この結果を受けるとともにニーズの多い未満児保育の対応については、保育等事業者として新たに認可することができることとなる小規模の地域型保育事業者の可能性の把握や既存の公立、私立の施設状況も勘案をしながら、今後の受け入れの方法について検討してまいりたいと考えております。この部分は今年度策定される白馬村子ども・子育て支援の事業計画の中にも位置づけることとなります。

また、遊具つき公園につきましては、具体的に設置してほしい場所などを伺いながら、庁内の関係する課等と事業実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 村長の選挙公約の中で、5番の行政組織の活性化への前進という中に、住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進というふうになっています。住民からいろんな形で声が上がっていますが、村長自身どういうシステムをつくらうとお考えなのか、その辺をご披露したいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ただいま加藤議員の質問でありますけれども、今いろいろな行政、村民の方から行政に対してのいろいろな意見があるわけでありまして、その関係について縦割りの方向の情報しか入ってこないというような状況の中で、課全体のいろいろなそういった住民からの意見等々を集約するような、その課が明確になされていないというような状況の中で、今までの企画というような、企画課にはともかくとして、企画ということを実をしながら村民のいろいろな意見、そしてまた村の方向性を進める中でそういった担当の課の重要性というものを十分に認識しております。

そんな中で、そういった形の中で取り組んでいきたいと。そのことによって村が活性化したり、そしてまた庁内が活気がある、そういった村にしたいと、そんなふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の答弁におきますと、縦割りだけじゃなくて横断的に村民の声を聞いていきたいという方向ですけど、その基本となる行政からの情報発信及び情報の開示、これはやっぱりスピードがちょっと遅いという問題もあります。そういう問題も含めてやはり情報開示はどうあるべきか、できたら住民と行政とは情報を共有すると、そういうことを前向きに検討する。それから行政の説明責任についてもきちんと決めていくと、そういうところをこの自治基本条例の柱になりますから、そういうところやっぱり私はこういう立場でやっていくんだということをはっきりさせるためにも基本条例をつくったほうが住民にもわかりますし、行政の立ち位置もはっきりするというので、非常に重要なことだと思います。

それで次の質問ですけど、2番目の山岳高原を生かした世界水準の問題ですけど、村長自身は県から提案されている滞在型観光地づくりについて、白馬村ではどういう施策を一番行ったほうがいいとお考えなのか、具体的なお考えをお聞かせください。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の山岳高原の関係についての村長の考え方はどうかという質問であります。この山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりを目指してということで、スノーハープに多目的な施設を今年の議会で皆さん方にお認めをいただいて、今工事が進められているところであります。その施設が完成をすることによって、白馬村へ大勢のお客さんに来ていただける。そしてまた合宿の関係でもお客さんに来ていただいて、あそこの地域が活性化したり、そして白馬村全体が活性化するという点については、非常にいいことであると思っております。

そういった中でそこばかりではなく、いずれにいたしましてもこの白馬村の山岳景観は非常にどこにも類を見ない山岳景観でありますので、いずれにしても白馬村全体がお客さんが大勢来て活性化できる、そういうことを望んでいるわけでありまして。

そういった中で1つの取りかかりとして、このスノーハープの関係については今粛々と事業を進めているということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の村長の答弁を聞きますと、スノーハーブを整備して、その後大勢のお客さんが来ると、そういうお考えということでよろしいですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） その施設をすることによって、お客さんが来るかどうかということを村長は考えているのかという質問だと思いますが、そのことについてはそういう施設があることによって、学生それから一般の社会人等々のお客さんが来ていただけるということはあると思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今そういう社会人とかそういうグループが来てくれるというふうな答弁だったと思いますけれども、この世界水準の滞在型観光地づくりというのは、そういう分野もちろん必要ですけれども、もっと大きい分野で日本の若者、子ども、それから老人、それから男性、女性、全ての人を楽しめるような観光地にしていくなさるべきだと思わうんですね。

それを一定の分野だけに特化したような、ましてはローラースキーコースというのは一定の技術を持っていなければできないコースだと、そこへ参加するにはね。走ることはできますけど、ローラースキーコースそのものの目的からは、やっぱりクロスカントリーの夏の練習という意味合いからして、普通の人ではできないと思わうんです。そこの工事をこれからも続けていくということを村長がちょっと言葉を濁しましたけれども、その辺をもう少しはっきりとご答弁願わうと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今後どういふふうにするかということを村長は濁したという表現をされたけれども、先ほど言ったようにローラースキーコースの整備については、コースの補修は当然あるかと思わうけれども、新たな整備は現在のところ考えておりませんということであります。

そういった中で、先ほど1つの利用者に対してといふような発言がありましたけれども、今ここにローラースキーといふような言葉が出ておりますけれども、ローラースキーばかりではなくてランニングする人も、そしてまたいろいろなトレイルランもやる人等々も含めて大勢の皆さんから利用されることによつて観光客が白馬へ来ていただけると。

最近は特にマラソンとか、そしてまた自転車とかいふようなお客さんが非常に多いようでありまう。私の政治公約ではありますけれども、春夏秋冬、白馬に大勢のお客さんが来ていただいて活性化してもらわうと。活性化するといふことの1つの方策でありますので、いづれにいたしましても白馬村中、丸ごと自然公園といふ言葉がありますけれども、全くそのとおりでありまして、白馬村全体にお客様が来ていただいて、そして多くのお客様からこの白馬のすばらしい景観を見ていただいたり、体感をしてもらったり、そしてまた運動をしてもらったりといふことでもありますので、今の現在の施設につきましては、今年なから事業が終わうようでありますけれども、今そ

んなことで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの加藤議員さんの再質問に対する村長答弁の補足でございますけれども、ただいまのローラースキーコースの件につきましてはですね、これは1つの手法としてお考へいただきたいと思ひまして、それを活用していきたいということでありまして、高地トレーニングには最適だというご意見もございます。それからそこを起点にしてトレイルランの関係も十分活用できるよというご意見もあります。いろんな方面から称賛を浴びている場所でございますので施設整備をした後、いかにそこを活用するか、そしてそのことを情報発信するかがこれから大切なところになってきようかというふうに思っております。

それから、加藤議員さんの再質問の後半の部分でございまして、白馬村のいわゆる山岳高原のところでございますけれども、これにつきましては村長が一部申し上げましたけれども、白馬村が有している類いまれな山岳景観だけでなくて里山もありますし、それから農村風景もあります。夏の寒暖の激しい中での農作物はとてもおいしくて評判であります。それからトレッキングを生かしたツェルマットとか、そういうところと比較するわけではないんですが、メディカルトレーニングコースにも活用できると。メディカルツーリズムという言葉を使っているのかどうかは別として、それを目標としたところもあるわけなんです、そういった全てを含んで白馬自体を世界のブランドにして、さらにそれを情報発信していきたいというのが、村長公約の中のある程度具体的なところでもありますので、白馬ブランドというふうにいいますと農作物とか特産品というふうに限られそうなイメージでありますけれども、白馬自体をブランドとして展開していきたい。そのためには先ほど申し上げた個々のものを特化していきたいというところでもあります。ご了承くださいたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 私の勘違いでしたけど、ローラースキーコースの増設については考えていないと。今つくったものについては活用していくという考えで伺いました。

時間の関係で次の質問に移ります。次は村政運営について、私のほうから3つぐらい提案したいと思ひます。

1点目は、白馬の自然を生かした事業の拡大と人づくりの提案です。今進行中の平川小水力発電規模の事業を拡大し、数カ所で実施する考えはないかと。また、大町市のNPO法人が行っている1キロワット以下のミニ小水力発電を実施する考えはないか。

もう1つの事業は上越市や山ノ内町、野沢温泉村などでも最近始まりましたけど、雪を利用した雪室や冷房などエコエネルギー事業を白馬村でも実行して、経済と地域の活性化、雇用の創出を図る考えはないかということです。

それから、こういう事業をやるに当たって、それからまたこの事業以外にも若い職員のアイデ

アとか企画を生かした事業を始めたいと。また庁内で若い職員の勉強会グループもできたと聞いています。そういう人たちを企画委員会で目にかなえば当人を、夢のような話ですけど、海外も含めた先進自治体へ派遣して、しっかりそこで勉強してきてもらって、それで白馬へ持ち帰ると。そういうような人づくり事業を始めて、職員のやる気と能力をアップしていくと、そういう事業も考えたかどうかという1つ目の質問です。

2番目の質問は、下水道問題で失墜した村政の信頼回復の提案です。村長選に関して新聞社が有権者アンケートを行いました。その中で「村政に望む政策は」との問いに対して、1位観光の振興、2位高齢者福祉の充実、3位に下水道受益者負担金の未収金欠損問題の徹底説明が続いています。つまり、村民は村が3月に作成した受益者負担金事務改善報告書、5月に住民説明会を行いました。それでは不十分だということのあらわれだと思っています。また、この問題を事務作業の下手際から起こった問題だけで片づけるのでは、ちょっと納得できないというあらわれでもあると思います。また、村が報告書を下水道事業団に検証、評価を依頼していますが、それだけで本当に納得はやっぱりしないと思います。

村長はこのアンケートの願いをかなえるように、やはり多方面から徹底説明を進めることが本当の意味の信頼回復の近道だと思います。この見解を伺います。

3点目については、村民の命と暮らしを守る提案ですけど、防災問題です。6月議会でもちょっと質問をしましたが、まず1点目は最近の異常な気象状況と災害規模の大型化が日常化しています。このような状況の中で白馬村でもいつ発生するかわかりません。

そこで、村民の命と暮らしを守る観点から、村で作成した防災ハザードマップの再配布、これはもう2年前に配られたものですからもうないと。それ以後に移住してきた人もいます。そういう意味を込めて再配布と。それから地区ごとの説明会、ハザードマップを見るだけではわからない点が多々あります。ですから、地区ごとの説明会を開催すべきと考えますが、実施しますか。

それから2点目は、白馬村で策定した職員災害時初動マニュアルについての訓練は、前回の議会の答弁ではやったことがないということですが、いざ事が起こったら村の対策本部のかなめになります。早急に一度、職員が全員庁舎にいるときじゃなくて、一度いない勤務時間外、日曜日でも土曜日でも、夜でもいつでも結構ですけど、初動マニュアルが本当に機能するのかどうか、総点検する意味からも一度訓練すべきだと思います。以上3点について村長の答弁をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） お答えをいたします。1つ目の質問でございますが、白馬の自然を生かした事業拡大をすべきという加藤議員のお考えに、私も賛同をしております。特に、小水力発電については、来年度稼働予定の平川小水力発電施設には大いに期待と関心を寄せているところであります。自然環境への負荷が少ない発電システムに前向きに取り組むことは、時代の要請

かとも考えております。ただ、平川規模の施設を数カ所というご意見には、平川発電所施設の建設事業費が4億円もの多額であり、県営事業ありきで施工にこぎつけた経過からすると、直ちにとりかかるとはならず、平川施設の稼働後の状況を見きわめながら進めるのが現実的と考えております。来年3月に稼働ということであります。

また、1キロワット以下の小水力発電についても、身近な自然エネルギーの活用例と注目をしております。松本市では波田汐の水を利用した0.8キロワット規模の発電施設波田水車をつくり、水車の性能を検証したり、住民に環境を考える施設として活用していると聞いております。水利権の問題、費用対効果の課題等ありますが、村でもこうした取り組みができないか検討してまいりたいと思います。

次に、利雪事業についてであります。低温貯蔵施設や雪冷房システム等、雪国の自治体で取り組んでいることは承知をしております。白馬村でも雪室を利用して農産物に付加価値をつけようと取り組んでいる法人もあります。こうした自然環境エネルギーの活用は、ますます重要になってくると認識をしておりますので、雪に限らず太陽光、木質バイオマスなど多面的に検討すべきと考えております。

次に、海外も含めた先進自治体へ派遣するなど、職員のやる気と能力アップを重ねる人づくり事業についてであります。地域づくりは人づくりとか、地域づくりは人によって決まるなどと言われております。特色のある地域づくりをして元気になった自治体には、必ずと言っていいほど、その担当の職員はとて熱心でありました。職員研修のところでも答弁をいたしました。今年度計画されている研修以外にも接遇研修などを行っていきたくと思っております。白馬村役場職員は、かなり優秀であると思っております。その能力を十分に発揮をしていただくような研修制度を具体的に今後検討してまいります。

ただし、加藤議員が例えで言われているように、海外の先進自治体への派遣を含めた長期派遣については、現在の職員の人員体制では問題点がたくさんありますので、今後検討をさせていただきたいと思っております。

2つ目の質問でございますが、白馬村公共下水道受益者負担金事務改善報告書の客観性を担保するために、地方共同法人日本下水道事業団に検証、評価を委託してまいります。委託業務の内容といたしましては、徴収事務手続の点検と見直し、そして受益者負担金条例及び附属規定の見直し及び改正に関するものであり、検証、評価の結果次第では関連条例の規則なども見直しをする場合もあると思っております。そういった中で迅速に対応してまいりたいと考えております。

3つ目の質問であります。防災関連に関して防災ハザードマップの再配布と地区ごとの説明会の開催と防災無線の拡充についてであります。まず防災ハザードマップにつきましては地震や洪水、土砂災害といった自然災害による被害を想定し、その被害範囲を地図化するとともに、災害時への備えや避難所、避難するときの心得などを再確認していただくことを目的に完成した

もので、万が一のときの備えとして役立てていただきたいことから平成24年3月に全戸に配布をしてございます。

今年7月の南木曾町や8月には広島市で甚大な被害をもたらした土砂災害を受けて、内閣府、消防庁、国土交通省から土砂災害危険箇所や避難箇所の周知、避難勧告などの情報伝達方式や住民の情報収集方法や、とるべき避難行動について周知を行うよう県に要請があり、先日、県による土砂災害警戒情報に関する説明会が開催され、1週間以内をめどに周知を開始し、継続的に実施をするよう説明がありました。

これを受けて村でも、「もしもの時のために…今一度ご家族で確認を！」と題し、避難の目安や災害に備えての準備品、避難所の一覧、情報の入手先などを記載したチラシを作成し、今日10日の朝刊に新聞折り込みをしたところであります。その中で、防災ハザードマップの希望者には無償で配布をすることとしておりますが、再配布の要望が多い場合は検討をさせていただきます。

次に、説明会の開催につきましては現段階では考えておりませんが、防災についての理解を深める上での説明会の重要性は十分理解しております。今後、防災ハザードマップなどの大幅な見直しが行われた場合は、対象地区に対する説明会を行ってまいりたいと考えております。また、白馬村でも10月19日に白馬村で防災訓練を計画しております。

次に、防災無線の拡充につきましては今のところ計画はありませんが、同報系防災行政無線を補完する情報伝達の手段の1つとして、大手3社の携帯キャリアの携帯端末に対し、災害情報として避難勧告や避難情報などをメール送信することができるエリアメールサービスがありますので、ご活用をいただきたいと思います。

次に、職員災害時初動マニュアルに基づいた訓練であります。職員については有事の際にとるべき行動については、職員災害時初動マニュアルに勤務時間内、勤務時間外、夜間などの時間帯別、地震や大雨、洪水または大雪などの災害別に細かく記載されており、例えば大雨警報が発令された場合には総務課、建設課、農政課の関係3課により4班体制の班編制により、順番にこのマニュアルに沿って警報が解除されるまで役場で待機をし、情報収集などの状況把握に当たっております。

また、震度4の地震が休日等に発生した場合には総務課、建設課、農政課の職員は全員、その他の課については課長または係長が出勤することになっております。震度5以上の場合は全職員が招集されることになっており、来月5日には大町市で県の総合防災訓練が行われ、消防団を中心に参加することになっております。

また、一般財団法人消防科学センター主催の市町村職員を対象とする市町村防災力強化出前研修があり、村では地震発生直後の初動期を想定をした災害対策本部の設置、運営演習訓練を予定しております。その中で防災災害時期初動マニュアル等についても検証をしてみたいと考えて

ております。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含め、あと13分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 長い答弁でちょっと組み立てが変わりますが、よろしく。最初に重要なところから質問したいと思います。

2点目の下水道問題ですけど、今村内でやはり村政に対しての信頼が失墜しておると。それをどうしたら回復していくのかと。それから村長選挙の中でも、この問題が3位にランクされていたという事実から、村のほうでは下水道事業団に依頼したと。依頼したんですけれども、依頼するに当たってどんな書類、何を渡して依頼したんですか。まず、そこをお聞かせください。

議長（横田孝穂君） 下川村長、答弁をお願いします。

村長（下川正剛君） 加藤議員、したのではなく、これからするわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。今の質問に対しては担当課のほうで説明をいたしますので、これからするということでありますので、お願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 下水道事業団への委託の関係について補足させていただきたいと思います。今回の議会のほうにも委託料につきましては、補正予算ということで上程させていただいております。お認めいただきましたら直ちに事業団のほうと正式な委託契約を結び、検証、点検のほうをしていただきたいというふうに考えています。

ただし、もう既にせんだっての6月議会の後にも前村長が申し上げましたとおりに、事業団に対して、この改善報告書につきまして検証、評価を依頼するということはお答えしております。既に下水道事業団のほうには、私どものほうからコンタクトをとりまして、おおむねの内諾をいただいているものでございます。

下水道事業団の中には各下水道事業に対するいろんな支援制度がございます。実質的には下水道の終末処理場の建設とか、設計とか技術的なことが多いわけではございますが、そのほか下水道事業の運営に関するいろんな研修制度というのをやっている部署がございまして、その中では事務的なものになりますと計画設計や経営とか、そういったものについても研修制度を設けております。研修制度という呼び方を事業団のほうではしております。

そういった中で、適正な受益者負担金の適正徴収等の総合支援というような研修メニューというようなものもございます。実際の内容としましては、対応や未納徴収金の債権管理とか徴収事務手続の点検とか見直し、それから受益者負担金条例、使用料徴収に関する条例、規定等の見直し及び改正に関することというようなものを研修を行っているわけでございます。そういった中のものにつきまして、私どももこの事務改善報告書を見ていただきまして、徴収事務手続の点検及び見直しとか、受益者負担金条例及び使用料徴収に関する条例、規定の関係の見直し、それか

ら改正に関することというものを見ていただく予定でございます。

具体的にこの研修センターの中に加藤教授という方がいらっしゃいまして、恐らく日本の中ではこの方が日本の中では第一人者であるというふうに、これは県のほうからもご推薦をいただいている教授がいらっしゃるわけですが、既にこの教授ともお会いしてございまして、たまたま7月のほうに長野市のほうに、別の研修でいらしたときに時間をつくっていただきまして、私どもお会いいたしましてお願いをしてきているということでございます。

加藤教授のほうからは、当然私どもの事務改善報告書を全てホームページで公表しております関係から、教授のほうはせんだって一通り目をもう通しているというようなお返事はいただいているところではございますが、何分この議会が終わり次第、お認めいただき次第正式な契約とさせていただきますまして、評価等をしていただくという予定になっているものでございます。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今書類としてはインターネットで大体報告書などが載って、それを中心に検証していただくという話ですけれども、これ以外に一番基本になる下水道事業の歴史といおうか、下水道事業を始めたときの工事のときに用いた排水区域図、それから賦課対象区域図、それから徴収猶予図、それから時効図、そういうような地図及び書類なども提出するおつもりですか、いかがでしょう。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 必要に応じまして事業団と話をしながら、そういった必要な書類については提供しながら改善に努めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） それから、この受益者負担金事務改善報告書の概要版がありますけれども、この中の3ページの諸問題の要因分析というところがあります。その中のまず3ですけど、制度的要因というところに、賦課徴収を始めて8年目となる平成13年度に賦課方法を変更する条例改正などが行われたことにより、制度を複雑にしまい、受益地の適切な管理を困難にしたと書いてあります。この条例改正が行ったときの会議の内容、それから行政を行うに当たってのメリットとかデメリットとかいろんな討議が庁内でされたと思います。それからまた制度を複雑にしまったという、その原因など。それから受益地の適切な管理が困難になったというところなどの資料も事業団のほうへ提出する考えはありますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 先ほどお答えしたとおりでございまして、必要に応じてあるものにつきましては当然見ていただいて検証を進めるというものでございます。

それから、この受益地の適正な管理を困難にしまったという当然事務改善報告書の諸問題

の要因分析の中にうたわせていただいたものに関しましては、現在ですね、受益者負担金の中で特に徴収猶予となっている土地がございます。一般的には農地が多いわけではございますけれども、そういったものに関しまして更新申請ということが、今までは行われていなかったという反省点がございます。そういったところから猶予事由がなくなった場合に、連絡がなかった場合等はですね、徴収猶予を解除して受益者負担金を賦課しなければいけないことが想定されるわけですが、こういったものが少しできていなかったという反省点がございまして、これを防ぐためにですね、現在その受益者負担金、猶予されている皆様に関しまして更新申請というお願いをしております。

本年度は神城地区を予定しておりまして、せんだって各受益者の皆様に更新申請のお願いという通知を出させていたしております。この更新理由につきまして、また申請をしていただきまして、その内容を私どもが確認いたしまして、必要に応じましては現地確認等を行い、例えば将来、完全に家を建てる計画がないような農地とかですね、そういった山林につきましてはですね、場合によっては排水区域から除外するというようなことを検討していきたいというふうに考えて、現在取り組みを進めているところでございます。

いずれにしましても、適切な賦課や徴収が行えますように、この機会に関係書類をしっかりと整備いたしまして、皆様の信頼回復に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の概要版の4のその他の要因というところに、排水区域の設定に不可解な点が多いということも記載されています。この排水区域の設定に不可解な点が多いという意味合いからも込めて、先ほど言ったいろんな諸図を提示して、本当に適正に行われたかどうかというところを下水道事業団に検証してもらおう。ただこちらの手前勝手な判断で、これはいいだろうというような感じで示す示さないのではなく、全てを洗いざらい出して検証をすると、そういう態度で臨んでもらいたいと思います。

それで質問ですけれども、こういう調査、20年来の事業の調査ですから、こういう排水区域の管理、それから設定の仕方などは、はっきり言えば現地を見なきゃわからないところが多々あるんですよね。その事業団の方に現地視察もしていただき、そういうつもりはおありなんですか、どうなんですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 現地視察ということでございますけれども、まだ何分そういったものの必要性があるかどうかということもわかっていない段階では、ちょっと現在お答えできませんが、もしそういったものが必要であるということであれば、当然そういった作業も必要になる

のではないかと思っておりますが、現在想定している範囲では、当村のほうには3回ほどお越しいただきまして点検業務をするということが、見積もりの中ではいただいて予算計上しているものでございます。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 最後の質問になろうかと思えますけれども、この問題が起こったときは、現村長は議長という立場で、この問題解決のために奔走されたと思います。また公約の中でも村を変える、停滞から前進ということを訴えて村長になられたと思います。

つまり今下水道事業団へ検証を依頼するというのは、前の村長の仕事の続きだと思ふんですね。村長自身、新たにこの問題を早く解決する、信頼を回復するためにどのような検証及び方策を考えているのか、最後にご答弁願います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、下水道事業団へその委託をするということは、前村長がという話がありましたけれども、私も先ほど加藤議員の質問にありましたように委託をもうしていたと、こういうふうに思っておりました。

そういった中で、村長になってきてみて、今度の補正予算で上がってきたわけではございますけれども、いずれにいたしましてもこの事業団に委託をしてその調査をしてもらう、このことが一番大事だと思っております。そのことの回答が来年の3月くらいには調査が終わって、そしてまた議員の皆さんにそんな報告ができるというような、そういった進め方で対応してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、いずれにいたしましてもこの件につきましては事業団の調査の報告を待って、また対応してまいりたいということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間が終了いたしましたので、第2番。加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番、篠崎久美子でございます。夏のシーズンも終わりにまして、白馬村でもいよいよ秋の行楽シーズンを迎えています。この夏は残念ながらお天気がなかなか安定せず、入り込み状況もかなり厳しいものである、落ち込んでいるということをお前の観光局との懇談会の中でもお伺いをいたしました。天候に左右されやすい白馬の観光の弱点、これは昨日第1回が行われました白馬村観光地経営計画策定委員会の委員の中からも言葉が出ておりましたけれども、

こういった白馬の弱点が如実にあらわれたものと言えるのではないかと思います。秋のシーズンを迎えて少しでも好天が続き、来村される方が増えることを私も直接観光関係者ではございませんが、おもてなしの心を持って期待するところでございます。

また、残念ながら本年は熊の出没が相次いでおり、被害に遭われた方が出るという事態にもなってしまいました。今後特に登下校などの児童・生徒を初め、お客様にも影響が出ないことを願っております。行政もスピード感を持って今までもでき得る限りの対応をしてきたと思われませんが、引き続きのさらなる対応を望み、また自分たちも意識を持って気をつけていきたいと思っております。

さて、本日は通告に従いまして3つの内容に分けて質問をいたします。まず最初に、村長の公約につきまして、2番目に介護保険改正にともなう地域福祉について、3番目に村の自然および歴史文化的財産の保全、保護についてでございます。それでは早速質問に入ります。

まず最初の質問です。村長公約に関連しましてお伺いをいたします。

新たに村政を担うことになられた下川村長は、「広報はくば」などの住民に向けた就任の挨拶においても「白馬を明るく元気な村に」をスローガンに掲げています。そして観光、農業、教育、福祉など関連して5つの公約を掲げていらっしゃると思います。そのうち関連しまして幾つかをお伺いしたいと思います。

まず最初です。公約のうち行政組織の活性化への前進のところにある役場職員と一体になった住民サービス、住民の声を行政に活かすシステムづくりを掲げていますが、この「村民の声を行政に活かすシステムづくり」について、具体的にはどのようなものをお考えになっていらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

また、住民に対して情報発信をしていくことは、もう時代の流れ等とともに当然のことだと思いますし、かつますます重要性を増してくると思われれます。しかし、公約からはそのあたりはなかなか読み取れません。この住民への情報発信のあり方についてどのようにお考えになり、実行していくおつもりであるかをお伺いいたします。

次に、先ほど津滝議員の質問にもございましたが、少子高齢化、人口減少、定住促進などに対しては、どのようにお考えになっているかをお伺いいたします。先ほどの話のように、白馬村も実は消滅する自治体、全国で消滅する自治体が896自治体あるということが本年の5月ですかね、日本創生会議の中のストップ少子化、地方元気戦略において発表されて、非常な衝撃を受けました。

白馬村もこの中に入っているということでございます。これについては2040年ということが1つの指標の年度になっておりますけれども、今からちょうどこれが26年後ということであれば、もう定住促進、少子化対策に対しては、今からもう手を打っていないとどうにもならないということはおもう自明の理でございます。ここについては危機感を持って望むべき重要な課題と

思いますので、これについてお伺いをいたします。

3番目、公約においては図書館の増設、あるいは新しい道の駅の構想など大型の公約が示されておりますが、それを実行していくには当然に計画性を持って、財政的な裏づけを考えていかなければなりません。平成25年度決算、このごろ審査が終わりましたが、監査委員から出された決算審査意見書においては、今後においては共同調理場、ジャンプ競技場の改修など多額の費用が必要な事業も予想されるので、中期長期的な財政計画により事業を円滑に進めていただきたいという意見が載っています。

また、村税収入の柱である固定資産税に関しては、安定的な税目である反面、急激な増収は見込めないものでもございますし、産業の落ち込みにより、その徴収率はなかなか上がらない、苦勞しているところでございます。新年度からは特に村長公約の決断と実行というものがなされていくことと思われませんが、この事業を実行していくときに財政状況とのバランスについては、どのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

最後になりますが、社会経済の持続性の観点から、また住民の誰もが主体となったむらづくり等々を考えますと、女性や若者たちが自主的、能動的に行動でき、個人の能力を十分に発揮してもらうことがさまざま場面において大切であり必要であると思います。しかしながら、なかなか女性や若者の声が行政まで届く機会や、その能力を遺憾なく発揮できる場というものも限られているのが現状ではないかと思われまます。今後の村づくりにおきまして、女性や若者の登用やその参画についての村長のお考えをお伺いいたします。

以上4点お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎久美子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、第1に村長公約についてであります。村民が行政に求めるニーズを的確に把握をし、施策に反映させることは行政運営にとって重要であると考え、公約で「村民の声を行政に活かすシステムづくりを目指す」と申し上げました。現在は、村民からの村長への提言、各団体からの要望、地域役員懇談会での要望、苦情などがあり、これらの政策、施策に生かせる意見を調整と申しますか、会議などで協議をできる仕組みづくりを進めてまいりたい。その中には当然先ほども申し上げましたけれども、縦割りだけではなく横の連絡をとりながら調整をしていく。そしてそれにはどうしても企画というようなことが重要なポイントとなってまいります。そんなことを進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、住民への情報発信のあり方の考えであります。現在白馬村ホームページ、「広報はくば」、ユーテレ白馬、行政無線などで情報発信を行っているところでありますが、情報発信に際しては多様性を保持しつつ信頼性の高い情報収集し、村民に対して迅速に提供できる枠組みを整備することが必要であると考えます。

次に、少子高齢化の問題であります。人口減少、定住促進などについての対策であります。少子高齢化及び若者の定住化に向けては出会いから結婚、出産、教育まで子育ての支援や定住意向のある人々のニーズを把握し、若者の定住化促進の総合的な環境整備を図ってまいりたいと思っております。具体的な施策については十分に検討の上、総合計画にうたってまいりたいと考えております。

次に、大型事業の実施に当たり、財政状況とのバランスについてであります。保育園の増築については、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に対応するための白馬村子ども・子育て会議の中で、未満児の受け入れ数について議論をさせていただいている最中であり、この結果を受けるとともに、ニーズの多い未満児保育の対応については建設ありきではなく、保育等事業者として新たに認定することができることになる小規模の地域型保育事業者の可能性の把握や既存の公立、私立の施設状況も勘案し、受け入れ方法を判断してまいります。

また、図書館整備については基本計画に調査検討を行うとうたわれ、現在図書館協議会で調査研究中であり、検討委員会への移行する中で事業着手を目指してまいりたいと考えております。

道の駅については、農産物や加工品の販売、観光情報の提供など、農業や観光の分野において極めて重要な機能を持つ施設であります。現状では施設及び駐車場のスペースが狭く、道の駅の機能との効果が十分に発揮できない状況であります。こうしたことから公約の中に「新しい道の駅構想の推進」を掲げたところであります。

私の村長就任前からの地域高規格道路の白馬ルートを計画にあわせ、新たな場所に道の駅を建設する構想案がありましたので、引き続き建設計画を前進してまいりたいと考えております。

基本計画に示された具体的な施策を実施するために、毎年度の事業計画、予算編成の指針となる短期の計画である実施計画を策定し、3カ年のローリング方式で計画の見直しがされている中で厳しい財政状況を考えると、現計画への追加は難しいと思われませんが、事業の見直しや調整、特定財源の確保などを行うことにより、公約実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、村づくりにおいてであります。女性や若者の登用、参画についてであります。聞くところによると審議会等の委員公募要綱に基づき公募をしても応募者が少ない、特に若者に関しては応募者がいないという課題がありますが、積極的に若者や女性の登用、参画を推進してまいりたいと考えております。

篠崎久美子議員の1つ目の一般質問の答弁であります。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 特に財政とのバランスについてお伺いをしたいと思うんですけれども、ご自分として現在の白馬村の財政を見たときに、目標とされる数値的なものはあるのでしょうか。財政調整基金等々についてはどれぐらいをという、今現在のものを見てどれぐらいをというよう

なものはあるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思いますし、特に今お伺いしますと先ほどの加藤議員の答弁の中で未満児保育については来年度から、建設することなく認可するという形で実施をしていきたいということはお伺いしました。

次に、図書館とかあるいは夢白馬、道の駅構想ですね、そちらのほうの話も今出ましたけれども、これは4年間しかございません。それでもう既に秋、冬に入っておりますので、もう来年度の施策を決めて、予算をつくっていかなければいけない時期に来ているわけですが、特にこの中でどれを真っ先にやりたいと思っていられるのか、あるいは図書館についてはいつごろまでを目標にしているのか、夢白馬についてはどれぐらいを目標にしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、財政基金の関係について質問がありました。今基金については総額で15億というような数字が基金としてあるわけでありまして、この目標についてはいずれにいたしましても、大北の町村の中では白馬村の基金の積み立てが一番少ないというような状況であります。いろいろな経済対策等々を進める中で、基金が造成をされてきているわけがございますけれども、いずれにいたしましても基金はこれは多くあったほうが、もしものときの災害等々の関係について幾らでもあったほうがいいわけでありまして、先ほど言われたように図書館の問題とか、それから学校給食の調理場の問題、いろいろな真っ先に手をつけなければいけない給食の共同調理場の問題があるというようなことを村長に就任してからお聞きをしているところでありますが、まず真っ先にはそういったところに手をつけていかなければいけない。もう喫緊の課題だというふうに考えております。

そしてまた図書館につきましては、前の村長さんもそうでありまして、どうしても図書館を建設したいという、そういった思いがあるわけがございますが、この関係につきましてもいつまでにとことは明確には言いませんが、できるだけ早く私の前半の任期中には方向性を出して、そして進めてまいりたいと、このように思っております。

そして今の基金の関係でございますが、いろいろな基金を取り崩すことなく、できることなら有利な国の予算、それから県の補助金等々検討する中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 先ほど最初のほうの住民の声を生かす市内のシステムづくりというようなところでお話をお伺いしました。企画ということを考えて横断的なものということですが、合同演説会においてはチーム白馬というような言葉もちょっと出ておりましたけれども、ややトーンダウンしているのかなという感じは否めないんですけども、例えば定住促進でありますとか観光、あるいは人口減少に対しても定住促進という面もございまして、これ

から縮小していく社会にどうやって対応していくかという、コンパクト化していく村に自分たちがどう対応していくかということも、もう考えなければいけない時期になっていると思います。

それにつけてもやはり1つ、きちんとした係を決めて、そしてまた例えばですね、各種関係者、例えば定住でいえば、いろいろな民間の方たちも交えた中で定住を促進、あるいは人口減少ということは、こういうことが影響としてあるんだ、どうしたらいいのかって、この問題点の共有をして、やはり次に向かっていくべきだと思うんですね。なので、係を決めると同時に、やはり村民を巻き込んだ協議会的なものを至急に立ち上げていかないと、先ほど総合計画の中に入りたい込んでいきますというお話もございましたが、総合計画は28年度からだとしか思います。それだと私は遅すぎると思っていますので、ぜひそのところを早めにつくっていただけたらと思っています。

ごめんなさい、時間もありませんので次にいきたいんですが、1つお伺いしたいのは先ほど加藤議員のお話にありましたけれども、公約の中のどこにも下水道受益者負担金問題についての言葉が出てきておりません。

先ほどの答弁の中には幾つかのお返事があったわけですが、受益者負担金事務改善報告書の中にあります加入分担金賦課の部分においては、加入分担金制度は多くの問題点をはらんでいることから、制度の見直しを検討しますと。先ほどこれのお話も出ました。この部分に関して、これは条例の第11条でございますね。下水道条例第11条、未納金等の取り扱いについて、「排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部又は全部を3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課がえをすることができるものとする。」このところが結局分担金となってきているわけですが、この11条についても見直しというものは要するに廃止も含めた見直しを考えていらっしゃるのか。これは6月の議会のときに担当の係の方から廃止を含めていますというふうにいただいております。村長となって、政権が新たにかわられたわけですが、この部分について廃止も含めた見直しという意味で継続しているのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員のこれは通告には入っておりませんが、村長のほうでそれについてわかる範囲でお答えいただきたいと思いますが、下川村長。

村長（下川正剛君） 今の下水道の関係につきましては、今、廃止を含めてということをおっしゃいましたが、そのように私は理解をしております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） この下水道問題のところに関しましては、1つ1つ今現在担当課のほうで規則なりを実際に即したものに変わって行って、少しずつその滞納処分であるとかいろいろな事務の改善処理だとかということをしてきているのはもう事実で、私どももそのところはよくわかっているつもりです。

ですが、これは実は平成23年9月にこの議会で初めてわかったことでございます。もう足かけ3年、23、24、25、26、ごめんなさい、4年ですか。そうしますと、これはいつまでも引き延ばす問題ではないと私は思います。幾つかのまだまだ見直しの中に自分たちでもって課すべきこと、例えば村税等の徴収体制の一元化について検討します等々難しいことも出ているわけでございますけれども、大体いつごろをめどとして村長としては収束を、収束と言いますと変ですけれども、解決を図っていきたいと思っていच्छやるのか、時期的な部分についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の関係につきましても、先ほど加藤議員にもそういう説明をしたと思えますけれども、この下水道事業団に調査を依頼し、そしてできるだけ早いうちに3月ころをめどに皆さんにその報告をしたいと、こういうふうに思っておりますので、そんなことで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

今、どのような調査結果が出てくるかは今のところわかりませんので、今事務方ではそれぞれ進めているわけでございますけれども、ああいった公的な、公的なというか調査機関のほうでいろいろの事案が出てくるかと思いますが、そういったことを踏まえてできるだけ早くに、遅くとも3月までには皆さんに報告をしてまいりたい、このように思っています。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） それは日本下水道事業団にお伺いをしたり、あるいは係争中のものがあるということで3月ということが出てきていると思うんですが、そうではなくて私がお伺いしたのは、村としてという意味です。内部的に例えば今私が言いましたように村税等の徴収体制の一元化等については、別に下水道事業団のところの返答を待つということではないと私は思うんですけれども、そうしますと大体これからどれぐらいのうちに、そういうところまで全部見直しをかけるんだというふうに村長のほうで思っていच्छやるのか、お伺いをしたいということです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど言ったように下水道事業団のほうでどういった指導というか、報告があるかわかりませんので、そういうことも踏まえて解決をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、それ以上のことは私は言えませんが、いずれにしても任期前半には何とかこの問題については解決をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 任期前半ということは、今から2年後以内ということでございますけれども、できるだけ早く事務方も大変な仕事をしておりますので、村長もできるだけ早くということで対応に当たっていただけたらという、そういうお気持ちで当たっていただけたらと思っております。

次、それでは大きな2番目の質問に移りたいと思います。介護保険改正に伴います地域福祉についてお伺いをいたします。

平成27年4月からの介護保険の改正におきましては、医療と福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築が義務づけられました。猶予期間は設けられているとはいえ、一応そういう形になっております。来年度では、広域連合では第6次の介護保険計画が、そして村ではまた高齢者福祉計画が新たに策定される年度でもございます。そこで、以下について幾つかお伺いをいたします。

平成25年度の実態調査結果から地域の実態やニーズをどのように把握されているのかをお伺いいたします。

次に、平成27年度介護保険制度改正においては、介護予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行させるとともに多様な看護予防、生活支援サービスの拡充を図ることが盛り込まれています。この改正が住民に与える影響についてと、また広域連合との連携の中で地域実情に合わせた村のサービスの方向について、どのように考えているかをお伺いいたします。

3番目といたしまして、国のガイドライン案によりますと、住民主体の多様なサービスの充実によります要支援者の状態等に応じた住民主体のサービスの利用促進をうたっていますが、住民主体のサービスについて村としての取り組みの予定をお伺いいたします。

4番目、この改正においても重要な役割を果たします社会福祉協議会の体制強化や連携については、どのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

最後になりますが、来年度から新たな計画期間となります村の高齢者福祉計画の策定に向けての取り組み状況をお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2番目の質問にお答えを申し上げます。

介護保険改正に伴う地域福祉について、介護保険改正に伴う地域福祉についての質問でございますが、まず平成25年度の実態調査結果から地域の実態やニーズにつきましては、介護保険者として北アルプス広域連合が行った高齢者等実態調査報告書が今年7月に市町村へ報告され、その中の主な項目の結果を申し上げます。

白馬村の調査を行った方、242人の生活状況であります。独居高齢者世帯の全体の40%、介護者の約半数が65歳以上で、配偶者、息子、娘による介護が約6割であります。介護する上で困ることは「家をあげられない」、次いで「精神的ストレスがたまる」が上位でした。近所とおつき合いは「あいさつ程度」が最も多く33%、「つき合いはない」が18%で、地域のおつき合いの希薄化が心配な結果であります。介護サービスの利用状況等については「満足している」、「どちらかという満足している」を合わせると193人中90%近い割合で施設入所等の希望状況では「希望する」が56名、23%で、白馬村では大町市が施設入所の希望が多く、

希望者の半数は独居または高齢者世帯となっております。理由といたしましては、「家族に迷惑をかけたくない」、次いで、「緊急時の対応面で不安」が上位に位置をしております。

今後、介護に必要な施策につきましては、本村では数値的に短期的入所等、一時的入所サービスの充実、訪問系在宅サービスの充実、特別養護老人ホーム等の常時介護に対応できる施設の整備と通所系在宅サービスの充実といった状況であります。

最後に、日常生活機能面から見る世帯状況及び地域に望む支援であります。買い物や食事の準備ができないといった回答が175人と本村では72%であり、通院患者の介助の必要性も約80%が必要と回答しております。このため地域の人に望む支援として外出時の移動、通院の付き添い、買い物といった外出関連が多くなっております。

次に、介護保険制度の改正が住民に与える影響と広域連合との連携の中で、地域実情に合わせた村のサービスの方向性につきましては、現在北アルプス広域連合と構成市町村で検討を重ねており、市町村間でサービス内容や料金に差が出ないように統一できる点は統一し、広域連合の決定により同時に移行する予定です。

なお、移行時期につきましては、今のところ経過措置期間の中で検討しております。住民に与える影響であります。平成25年度では訪問介護は延べ116人、通所介護は延べ382人、要支援者が利用しておりました。移行後も既存事業所での同様のサービスが受けられる予定です。

また、加えて現在実施をしている2次介護予防事業まめった講座や1次介護予防事業よりえの利用や今回の改正で重視をされている暮らしを支える生活支援サービスの利用、住民主体の交流の場への参加など、生活状況や心身の状況、状態に合わせて必要なサービスが利用していただけますので大きな影響はないものと考えておりますが、制度が変わることに対する不都合や不安がないように対応をまいります。

次に、村の住民主体のサービスの取り組み予定につきましては、住民主体のサービスとは、地域住民がこの地域で暮らし続けたいと思う姿を描き、さまざまな形で参画をいただき、そこに行政、専門職及び専門機関並びに企業等と連携して支えていくといった地域の生活支援の仕組みづくりを進めることが必要であり、この実現には地域住民による生活支援の担い手として社会参加が不可欠のため、意識の醸成への取り組みが最優先と考えます。

国のモデル事業では、元気な高齢者が虚弱な高齢者をまたは中高年者が年上の高齢者を支援する仕組みをつくり、支援する側も役割や出番を待ち、双方に介護予防効果が期待できるとされています。

本村では、一部地区になりますが、いきいきサロン、ミニデイサービスや健茶会が実施され、これらはまさに住民主体の取り組みであり、今後このような取り組みを各地区への普及や活動を維持していただくとともに、住民主体の集える場づくりについても村を挙げた取り組みが必要であります。

特に、福祉協議会の体制強化や連携についてであります。既に社会福祉協議会では介護保険サービス事業者として居宅介護支援事業、通所介護、訪問介護の事業を行っており、今後も生活支援サービスや住民主体のサービスのコーディネートなど社会福祉協議会の持つ幅広い地域のネットワークを生かし取り組んでいただくものと期待をしております。しかしながら、限られた社会資源の中で新たな制度における地域支援事業移行へ対応する事業者やNPO法人等がない場合には、体制強化について一考する必要も感じています。

最後に、村の高齢者福祉計画の策定に向けての取り組みについてですが、10月中旬には第1回の会議を予定しており、年度内には計3回程度の会議を重ね、今年度中の策定を目指している状況であります。

なお、介護保険事業者等に対しましては、先行して今年5月の地域ケア会議において現行制度では対応できない支援についてご意見を伺っており、高齢者福祉計画への反映や来年度以降に向けて現行制度の見直しや新地域支援事業との関連も大きいことから、整合性をもって検討してまいりたいと考えております。介護保険体制に伴う地域福祉についてのご質問に対しての答弁であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 特に今回においては質問の中にも入れましたけれども、住民主体のサービスというところがやっぱりポイントになると思います。経費的な部分もあって国のほうではそこを進めたいということでもございますし、また高齢者にとっては高齢者も参画をして、自分たちも生きがいを見つけていくんだという、そういう意味も含めて多分こういうところが出てきているんだとは思っています。

しかしながら、そうは言いましても住民ということがございますので民に委ねる、その自主性に委ねるというだけではやっぱり均一的な質の担保、あるいは人為的な数量的な人的な確保の担保ということが非常に不安になると思いますが、その辺については例えば人員の確保や、あるいは研修についてはどのように考えているのかお伺いしたいということ。

そしてまた、国のほうではボランティアポイントも使えますよというようなこともうたっております。白馬村では、まだ見るところボランティアポイント制度というものはございませんけれども、これについて創設をされてはどうかと思いますが、以上2点についてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） それでは、篠崎議員からの再質問でございますけれども、まず1つ目の生活支援の関係につきましては、住民主体ということではありますけれども、まずご指摘のとおり、村もしくは社会福祉協議会のほうでファシリテーターとなってどのように進めていくのかというものを説明等していかなければなかなか進まない状況かと思っております。この辺につきましては村、先ほど申し上げました社会福祉協議会、また地域包括支援センターがそれぞれ連携をと

りまして、どのように進めていけばいいのかということ意見を交換しながら進めたまいりたいと思います。

また、ボランティアの関係につきましては、現在社会福祉協議会でボランティア登録制度等もごございますので、この辺は村と社会福祉協議会、先ほどと関連してまいりますので、同様に意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） この介護につきましては、村長の公約にもうたっているところがございますので、ぜひ住民が困らないように、高齢者が困らなくて最後まで豊かに暮らせる社会を実現していただくように、スムーズに移行していただけるようにぜひお願いをしたいところがございます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。最後の質問は村の自然および歴史文化的財産の保全、保護についてということでお伺いをしたいと思います。

村には国の重要文化財として、例えば私が住んでおりますが、三日市場神明社本殿、諏訪社本殿等を初め、国の指定するものとして特別天然記念物の白馬連峰一帯の高山植物帯、伝統的建造物保存物指定の青鬼地区、また県の指定するものとしては天然記念物の八方尾根高山植物帯、三日市場神明社内銅製の御正体2面、蕨平地区の舟山遺跡等があります。

そして村の指定するものとしては、天然記念物ではみんなご存じであると思いますが、ヒメギフチョウ、ギフチョウなどを初めとして種を含めて約16件、民俗資料としましては野平観音堂の庚坤塔などが6件、有形文化財では切久保神社本殿など10件、また無形文化財としては青鬼神社のお祭りである火揉みの神事の1件、史跡としましては三日市場大宮城跡や神城古墳群の2件、そのほか名勝が1件指定されております。

実は、これは私が調べましたところ、これは村の公式ホームページから数字を持ってまいりました。ですが、議会の総務社会委員会に配付されています紙媒体の資料とは数字が食い違っております。例えば村宝、村の宝である部分においてはホームページは5件ですが、紙の資料では9件あったりとか、あるいはその民俗資料等有形文化財について、多分これは確認の仕方が違うんでしょうかね、数字が1件ずつ違っておりました。これはどういうことかなと思いつつ資料をつくったわけでございますが。

それはさておきまして、文化財はその時代ごとの自然の営み、あるいは人々の営みを語るものであり、また地域の成り立ちや特性を語り続けています。そして、またそこに立ち返って再度構築するということは一度壊してしまえば、もう不可能なものであるがゆえに貴重で非常に重要な住民の財産であると思います。対象となるものの性格上、専門的、美術的な配慮が常に必要であると思いますし、また保全するためには調査から始め、保存するまでに非常に長い年月がかかるという性格のものでございますので、これは一政権にわたるという意味ではなくて、村として非

常に長期的なスパンで、その視野と姿勢をもって保全保護に努めるべきものではないかと思っております。また、このごろでいいますと教育資源あるいは観光資源としての活用も非常に期待されているところがございます。

白馬村では国の文化財保護法第98条第2項の規定に基づきまして村文化財保護条例を制定していますが、その目的を読みますと「文化財のうち重要なものを指定し、その保護・保存に努めること」となっております。また同条例の第3条の1におきましては「村はこの目的達成のため、村民の意識の高揚・啓蒙・保護・保全等の必要な施策を講じなければならない」と明確に規定をしております。

今回、村内におきまして残念な事例が発生したと伺っておりますが、これは村がどのように文化財の保護、保全に今まで向き合ってきたかという、この姿勢のあらわれでもある、結果であると私は思っております。文化財を初め天然のものも含め、さまざまな文化的な財産に対する姿勢は、ある意味その村の文化的水準でありますし、また理事者の意識を示すものでもあると私は考えております。それでは、次についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず最初に、国の指定、県の指定と合わせまして村が文化財指定しているものにつきまして、現状把握の方法と調査状況をお伺いいたします。現状把握は常にされていなければならないものであると思っておりますけれども、これについてお伺いをいたします。

有形・無形文化財、史跡や名勝などにつきましては、時間的経過によりまして所有者や地域住民の移動があり得ます。村と当事者間の定期的な確認や啓発が必要と思われませんが、どのようにされているのかをお伺いいたします。

3番目に、住民がこれらの財産の存在を知る機会が少ないと思われまして、知る機会の提供につきましてあわせてグリーンスポーツの敷地内にあります歴史民俗資料館のあり方や活用についてのお考えを伺います。

4番目に、村の貴重で豊かな動植物を初め歴史的、文化的遺産などにつきまして学校教育の中でも地域を学ぶものとしてもっと活用し、取り組んでいくことが大事だと思われまして、お考えを伺います。

最後に、観光や趣味の多様化の時代を迎えまして、このような村の有形、無形の財産を観光分野に生かす取り組みが求められていると思っておりますが、それについてのお考えをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 村の自然及び歴史文化的財産の保全、保護についての質問であります。

国、県指定と合わせ、白馬村文化財の現状把握の方法と調査状況についてのご質問であります。国、県の指定では重要文化財として三日市場神明社本殿、諏訪社本殿、特別天然記念物として白馬連山高山植物帯、重要伝統的建造物群保存地区として青鬼地区、特別天然記念物、天然記念物がそれぞれ2種指定されており、県の指定では天然記念物として八方尾根高山植物帯、県宝、特

別遺跡が1件ずつ、天然記念物が9種指定されております。白馬村指定の文化財は動植物、有形・無形民俗資料、史跡等々合わせて36件指定されており、指定内容については白馬村ホームページに一覧表を掲載し、昭和62年に刊行の「白馬村の文化財」、平成8年から刊行された「白馬村誌」を初め、「白馬村レッドデータブック」などでより多くの方に知っていただき、保護に結びつくようにしてきているところであります。

また、保全に当たっては所有者等の維持管理費用もかかってまいります。国、県指定のものは補助事業を活用し、村指定についても村費単独事業として75%の助成をして保全に努めてきているところであります。

現状の把握については、動植物については担当課が保護ボランティアを募集し、パトロールを実施しております。県指定の文化財は年2回、県の保護委員と巡回を行っております。

その他指定文化財については公民館講座等により、村の文化財めぐりの開催や文化財保護委員や職員の巡回、所有者、地域の方から通報等により現状把握をしているところであります。しかし、指定物件が多くありますので、毎年職員による巡回には至っていないのが現状であります。

次に、有形、無形文化財、史跡や名勝など、村と所有者等当事者間の定期的確認や啓発についてのご質問であります。文化財の指定をしたものの多くは昭和の時代であり、篠崎議員ご指摘のとおり、指定の申請をしたり、所有者の世代もかわっていたり、構成メンバーもかわっていたりや変化をしており、中には指定していることが所有者世帯でしっかり引き継がれていないケースもありましたので、書類による変更の手続や状況報告などを的確に行われるよう、担当課長に指示をしたところであります。

次に、住民が財産の保存を知る機会の提供と歴史民俗資料館のあり方や活用についてのご質問であります。初めに住民が財産の保存を知る機会ですが、実際に現地を見ていただき、学んでいただくことが一番大事かと思っております。毎年公民館講座白馬村文化財紀行などをシリーズで開催して、多くの村民の皆さんの参加をいただいているところであります。このような講座の開催や白馬村ホームページの掲載等も今後支障のない範囲で検討してまいりたいと考えております。

次に、歴史民俗資料館のあり方や活用であります。歴史民俗資料館は平成21年度から指定管理者制度により白馬村振興公社に業務を委託しております。利活用状況を見ても、村民の利用はほとんどなく、歴史、民俗資料の保存上、望ましい状態とは言えない状況であります。これまでの歴史民俗資料館及び古民家施設が保管する歴史民俗資料を一元化に管理をし、本村の豊かな自然風土に根差した習慣、先人の知恵を伝承していくことが必要であると考えます。文化財保護委員に現状を把握いただき、あらゆる角度から検討し、総合的に判断をしていく必要があると考えております。

次に、村の動植物を初め歴史的・文化的遺産などについて、学校教育の中でも取り組む考えはとの質問であります。学校教育の関係になりますので、後で教育長から答弁をいたしますが、

私としては将来において白馬村の主人公になってくれる可能性を秘めた子どもたちには自分の周囲、ふるさとを愛する人間になってほしいと願っており、成果に結びつくような教育を願っているところでもあります。

次に、村の有形、無形の財産を観光分野に生かす取り組みについての質問であります。旅は21世紀最大の産業と言われております。日本経済の低迷は村民にも重くのしかかり、暗い影を落としています。過去の村おこしや地域振興は観光客をいかに誘致するかに主眼が置かれておりましたが、現在は全国どこへ行っても不況で観光客は激減をしております。多くの宿泊業は宿泊料を下げ、観光客の誘致をしておりますが、その結果が利益の先細りを生み、地域に還元されていないのが実情であります。

このことも従来のような観光に立脚する地域開発が限界との示唆かもしれませんが、これからは数多くの観光客を誘致することによって、地域住民が経済的に豊かになることにより、文化的、人間的に豊かになろうとする新たな観光客を受け入れ、いかにして未来を切り開いていくべきか、今こそ真摯に向き合う時期だと考えております。

私たちは旅に行くとき非日常的な生活を求め、他の地域文化に触れてみたいと思うはずですが。その際には材料になるのは過去であり、地域が元気になるためには地域に残る文化財を財として認識し、活用をしていく必要があります。文化財は未来に向けての財産であると同時に過去の人からもらった宝であります。文化財が白馬にどれだけあって、地元の皆さんがふるさとを学ぶ材料が文化財で、学ぶ結果が地域の再発見につながり、その延長に観光の芽が出てくると考えております。

私は住民がいいと思う村にしていけない限り、よそからの人が来るわけがないと思います。文化にはお金と時間がかかります。教育はすぐには実効があらわれません。よい過去の遺産の上にどれだけ新たな文化が乗せられるか、そうした状況を認識し、もう一度新たな視点で村づくりをしていかななくてはならないと考えております。このことを念頭に文化を基軸として、あらゆる機関と連携を模索し、地域戦略の一助としてまいりたいと考えております。

以上で、村の自然および歴史文化的財産の保全の保護についての答弁を終わります。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 4つ目の村の貴重で豊かな動植物を初め歴史的・文化的遺産などについて学校教育の中でも地域を学ぶものとして取り組むことが大事だと思われるが、考えはのご質問について私のほうからお答えをいたします。

白馬村教育委員会では、白馬村教育基本目標の1つに伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持ち、恵まれた自然景観と自然環境を享受していることに誇りを持ち、自然に対する感謝の心を育てるということを掲げております。子どもたちが自分たちの住む地域の自然や歴史等を理解し、住む地域に誇りを持つことは自己の形成に大きな役割を果たすとともに、大きな精神的な支えと

なります。

また、近年のグローバル化の中で、みずからが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史の人々と共生していくことが重要な課題となっておりますが、自分たちの住む国や地域の伝統文化について理解を深め、尊重する態度、意識があって初めて他の国の伝統文化との違いを理解でき、敬意を払うことにつながるものと考えております。

村内の各学校ではこの教育基本目標を踏まえ、行事や教科学習、総合的な学習等で白馬のさまざまな自然や文化財を教材として学んだり、白馬に住む方々に教えていただいたり、あるいは一緒に活動していただいたりと、さまざまな学習を行っております。

その一例を申し上げますと、小学校では遠足で長谷寺、観音原石仏群、切久保諏訪神社、青鬼地区など白馬村の文化財を学ぶ。1、2年生の生活科で木流川や姫川源流に出かけ、白馬村の四季に触れる。総合的な学習で白馬小唄や白馬の太鼓を学んだり、白馬山とスキーの総合資料館を見学してスキーの歴史を学ぶ。

中学では総合的な学習で、1年生は白馬の自然をテーマに植物、水、山、景色の4つの領域に分かれて学ぶ。2年生は観光にかかわる事業所に出向き、白馬のおもてなしの心を学ぶ。3年生は白馬の産業や観光資源を探り、それらを取り入れたツアープランを作成する学習。そして1年生から3年生とも社会科歴史分野で学習内容に関連する地元の資料やエピソードを取り上げて学ぶ等の学習を各学校では行っております。

これからも学校教育において郷土を学ぶ、郷土の人から学ぶ、郷土の人とともに学ぶ活動を大事にし、子どもたちが郷土白馬村のよさを感じ、よりよい白馬村にしていこうとする心を育ててまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。篠崎議員の質問の答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 現状把握につきましてですけれども、例えば今回のことに関しまして言えば、私にも問い合わせが来ましたが、写真がないのかとお伺いしましたら、ないということでした。知っている方とは言ったら、職員の中にも知らないという。それで私が行きましたけれども、私も専門家ではございませんので、覚えている範囲でしかお答えができないという現状です。

これは何年かに一遍は写真を撮るなりして、きちんと例えば史跡なり、そういったものに関しては特にですね、動植物に関しては別ですけれども、形のあるものについてはきちんと現状確認の写真を撮る等のことをしなければいけないと思います。これについてやっぱり条例なり規則にうたいこむべきだと思います。

それについてお伺いしたいですし、この規則についてお伺いすれば、この文化財保護条例第

12条の中に施行について必要な事項は規則で定めるとあります。例えば届け出なんかについては、どのようにするかというのを例えば規則で定めてあるはずなんですけど、私が見た範囲では規則というものは見当たりませんでした。規則がどこにあるのか、もしなければやっぱり整備すべきではないかと思います。ここについてお伺いしたいと思いますし、職員についても今ありましたけれども、職員についても誰も知らないということでは、職員に対しても研修制度をとらなければいけないと思いますし、お客様がどこから来ても職員がある程度は知っているというのがやっぱり観光で生きる白馬村だと思います。

また、学芸員的な知識を持った職員が必要であれば、やはり採用すべきであるものではないかと私は思います。かつてありましたガクモ原は保護の活動があったわけですけども、1979年のときになくなってしまいました。これは保護活動をされた倉科和夫先生が最後に立て看板を立てておりますけれども、看板が唯一の抵抗であったと私は思っております。そういうことも含めまして、形あるものを今守らなくてどうするんだという思いが非常に強くありますので、この2点、条例と規則の部分、あるいは職員の部分についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 篠崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、文化財条例の規則の関係でございますが、こちらのほうご指摘のとおりまだ整備されておられません。ということで、こちらのほうは今後整備をしてみたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、職員等知らなかったというような部分、また学芸員等専門知識のある者の関係でございますが、こちらのほうもなかなか文化財、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり件数も非常に多くあります。そのような中でなかなか村の文化財を1件1件回ってのチェックというのは今の段階では厳しい状況でございます。ではありますけど、このような今回の事件等もございましたので、1年に1回は定期的に巡回するような、そんな指示をしているところでございます。

また、学芸員関係については、先ほども村長の答弁の中にもありましたが、村の歴史的民俗資料館の関係もでございます。理事者のほうとも相談をしながら方向を出してまいればと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの篠崎久美子議員の再質問の件なんですけど、過日、職員団体のほうで文化財にかかわる研修会を自主的に行った経過がございます。そういった動きを大切に、いわゆる村側のほうでも積極的にそういった研修を含めて進めていきたいと思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問は答弁を含め、あと1分です。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員どうぞ。

第7番（篠崎久美子君） すみません。例えば城跡でありますとか、古文書というものも実は村内にもあるんですけれども、そういったものが全く出て、何というんですかね、衆人の知るところでは実はないんですね。そういったことも調査をして、散逸を防いでほしいと思いますけれども、そういったもの、史跡あるいは古文書等々歴史的、文化的なものに積極的に村が交友を交わしていくという姿勢をお示しいただければありがたいなと思いますが、この検討についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 今のご指摘の部分、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員の質問時間が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時07分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） それでは9番、田中榮一です。まず下川村長、今回の村長選におきまして当選非常におめでとうございます。このたびの村長選挙は非常に激戦であったわけでありましてけれども、下川村長は当選はしましたけれども、非常に厳しい結果というようにみずから理解をしていると私は推測するわけでありましてけれども、本当にこれから4年間、重責を担うわけでありましてけれども、健康に留意されて村のかじ取り役をお願いするものであります。

それでは、私は3つの質問を用意いたしました。初めに、村長公約について、それからスノーハープ利活用について、それから前任者からの引き継ぎ事項について、この3点をお伺いいたします。

初めに、村長公約についてお伺いをいたします。

村長はさきの選挙公約で「白馬村を前進させるべき大切な時期に、村の勢いは上昇するどころか停滞してしまいました。新たな元気のある白馬村を取り戻すのは今しかありません。私とともに白馬を前進させましょう」と観光、住民福祉、農業、教育文化、行政組織、5項目を挙げて決意を述べておられます。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1つ目として、停滞したと思われた点と原因はどこにあるのか伺います。

2つ目に、具体的にどのような施策をもって前進させていくのかを伺います。観光産業について、インバウンドについて、健康福祉について、この3点をお伺いをいたします。

3つ目として、行政組織の見直しと住民の行政参加について、どのような考えを持っているの

かをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の質問に答弁をいたします。

まず、第1点であります。村長公約についてであります。停滞したと思われた点について原因をお尋ねであります。停滞した点はさまざま施策において、アイデアがありながらさまざまな問題があったため、その処理に追われ、思うように動くことができず、目標を具現化できなかった点であると思います。例えば図書館の建設がそうありますが、アイデアにおいてはその必要性は早い段階から感じていたわけですが、具現化に向けての実務に落とし込めなかったところにあると思います。

また、外国資本の受け入れ体制とか急激な外国からのお客様の受け入れ対応の関係などです。早いうちからの対策については、感覚はあったと思いますが、それに外部からの有効と思われる施策にかかわる意見を広く聞いて、効果的と思われる意見を取り入れて、また村政の声を広く意見を取り入れて施策に反映させることができなかつたと思います。それは、特に観光という項目に特化するのではなく、地域づくりの全般のこと、強いて言えばグランドデザインの面でもあり、かつそれを実行させるところであると思います。

さらに、役場からの情報発信がほとんどできなかったこともそうであります。これらは財政の健全化を目指していたところでもあるので仕方がないところもありますが、その主な原因となりますと、さまざまな問題が起こり、それがまた新たな問題を引き起こし、さらに長期化していったことが大きな原因かと思われまふ。大きな目標を掲げながら問題の処理に多くの時間と労力が奪われ、余裕がなかつたかと思ひます。以上のことから、とても残念であつたのではないかと思ひます。

次に、具体化にどのような施策で前進させたいのかという項目であります。最初は観光産業です。観光局と連携して積極的にイベントの誘致に努めてまいります。また、今白馬村におけるスポーツ用品の店舗が進出をしてきております。そののころと意識を共有してイベントなどができればと考えております。

また、白馬ブランドを世界に発信をしていきたいと、そういうふうと考えております。これは白馬ブランドの農作物、加工品といった狭義でのブランドではなく、白馬という名前自体をブランド化したいと考えております。白馬全体のイメージを確立し、そして情報発信をしていきたいと思ひます。

そして、次にインバウンドの関係であります。外国からのお客様の受け入れ体制をしっかりとっていきたいと考えております。外国からのお客様の対応を助けるシステムやお客様自体の疑問や苦情を受け入れるシステムを考えていき、白馬ならではのおもてなしに努めてまいりたい、このように考えております。

最後に、健康福祉の問題であります。生まれた場所で育ち、そこで元気に暮らしていくというのが最も幸せな人生であると考えています。それも健康であることが幸せの条件であると思います。福祉の点ではそれなりに充実をさせていきますので、引き続き公約の1つとして、重点施策として展開したいと考えております。

次に、行政組織の見直しと住民の行政参加についてどのような考えを持っているかというご質問ですが、私は私たちが住むこの村がどのようにして、どこへ向かうのかという村づくりのランドデザインが必要だと思っております。住民の合意形成に基づく一般意思を形づくることです。これは担当する企画財政、政策関係の組織が必要であると考えております。

また、住民の行政参加についてのお尋ねですが、いつも大変お世話になっている区長の皆さんとの対話の機会をできるだけ多く持ちたいと考えております。また、予算編成の前に行っている地域役員懇談会については、このとき以外にも区長さんが計画をしていただければ、役場のほうから出向いていく方式を引き続き行っていきますが、これらは積極的に実施をしたいと考えております。

以上で、田中榮一議員の村長公約についての答弁といたします。よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、1つ1つお聞きをしていきます。再質問ということでよろしく願いいたします。

先ほど停滞というところなんですけれども、さまざま問題があったということ認識しておられるんですけれども、その問題とは何なんですか。その点をお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 停滞は何が原因だったという話でありますけれども、先ほど答弁にありましたように、前村長さん就任以来いろいろな問題が出てまいりました。次から次へというようなことで、非常にそのことに対して時間が費やされた。そして思うようなことができなかったというようなことが先ほど言ったところですが、特に下水道の問題、そしてまた観光局の問題、前段にはごみ処理の問題等々いろいろな問題で非常に暗礁に乗り上げたというか、そういったことが問題となって発生をし、そしてまた観光局の問題等々もそうでありますけれども、そういった形の中で、それに費やされる時間が非常に多かったというようなことで、本来ならばもっといろいろなことができたと思う状況でありますけれども、残念ながらそちらのほうへ力を注がざるを得なんだというような状況がそういった形と私は思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私がその停滞というところをどうして聞くのかということなんですけれども、よくプラン・ドウ・シーというようなところをいつも仲間の議員もよく言っています。そういう意味合いにおいて、首長という者は常に流れの中でもってその対応をしていかなければなら

ない。前任者の引き継ぎのところは後で聞きますけれども、そういうふうに事業の引き継ぎをずっとやっていかなければいけない。その中でやっぱり検証をしながらまた次へ次へというのが当然首長の役目だと思うんですけども、やっぱりこの停滞というところをきちんとやっぱり検証して、それで次に進むということが大事なところですので、それで私は聞いているわけであり

ます。

今、村長にどういう問題があったのかということも挙げていただきました。ごみ処理の問題も挙げていただきました。それから下水道の問題も挙げていただきました。それから観光局のことも挙げていただきました。社員が減少しているというようなその3点を挙げていただきました。

私はほかにもね、いっぱいあると思うんです。やっぱり村税の滞納問題もその1つだと思いますし、財政再建問題であります。当時、前太田村長のときに引き継いだときにはですね、実質公債費比率は多分25%前後を超えていたんじゃないかと思います。それと基金の問題ですけれども、たしか3億円前後の基金しかなかったというようなところで、もうそれも1つの問題ということになると思います。

それから奈良井の地区の問題であります。これも20年来の懸案であったということで、ようやく奈良井の問題は公園化するというようなことでもって今処理はされたわけでありすけれども、ここにかかったお金というものは用地買収に7,500万円、トータルすると2億5,000万円余りの処理をしなきゃいけなかったということもこの問題であります。

それから、岳の湯の問題もあります。これは岳の湯をつくったときには日本で初めてのクアハウスというようなところで非常に注目を浴びて、非常に当時は盛況だったというように報告があったわけですが、それがだんだんともう衰退してきて、それも後の処理をしなきゃならなかったということで、デイサービスセンターとしてよみがえったわけでありすけれども、それもそうであります。

それからオリンピック記念館についても、ノルウェービレッジからジャンプ台のスタートタワーに移さなきゃならなかったというようなところもあるかと思います。スノーハープのことは後で聞きますけれども、あそこにもいろいろまたお金をかけていかなきゃいけない、修理をしていかなきゃならないというふうなところでもって、これだけのものがまだほかにあるかと思えますけれども、それをきちんとやるというところで、それは停滞というように、要は負の遺産というようなところだと思うんですけども、このやってきたことを停滞というように言われてしまうと非常に残念なところがあるのではないかというように思うわけでありすけれども、その点はどうか。村長に伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中議員から停滞の原因はいろいろ言われたとおりだというようなことでありますが、その反面こういった功績もあるよという、そういった意見だと思いますけれども、

全く同感であります。

いずれにしても村長に就任して、いろいろな希望に満ちた施策をやり遂げるという思いで就任をしたと思いますけれども、先ほど言ったような状況の中で非常に苦しい村政運営をしてきたと、こういったことは先ほど言ったとおりであります。その反面、先ほどの基金の積み立て、そしてまた奈良井の問題、奈良井の問題も私が議員になったときに、初めは大出公園を先にやるんじゃないくて、奈良井公園を先にやるんだという、そういった計画で進めてきたところ、大出公園の橋が壊れちゃったというようなことで急遽大出公園を先にやったというようなことで、奈良井の公園が非常にその後だということで遅くなった。

その結果、白馬村の財政も非常に逼迫をしてきたというような状況の中で、私は神城の議員の皆さんからも何とか奈良井を取り上げてくれないかというような状況がありました。30年間も三十何年間もただひたすらに圃場整備の償還金を払って、そして田んぼができないというような状況の中で、何とかしていただきたいというような話もありまして、私も太田村長さんにそんなことを進言する中で、長年の懸案であったあの奈良井が土地の買収をされたというようなことで非常にご努力をいただいた。そういったこともありますし、先ほどのデイスサービスの岳の湯もそうではありますが、先日は9月15日に施設を私は訪問したわけですが、非常にいい施設になって、多くの村民の方が約10名ぐらいおりましたけれども、非常にいい施設になったというふうに思っております。そういったことも前村長さんの功績であります。今どう思っているかということに對しまして、今、田中議員の言うとおりの同感であります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） そういうことで非常に理解をされているということで、ぜひそのところはきちんと検証して、次に進んでいていただきたいというふうに思うわけであります。

具体的に、今度は次の観光産業というところでもちょっとお聞きをしたいわけでありまして、午前中の同僚議員の質問の中にもあったかと思うんですけれども、観光局の改革が急務と言っているわけでありまして。私も観光局の臨時総会にもちょっと出席をして聞いていたんですけれども、前村長のその残任期間は代表理事ということで務めると。次はちょっとというようなことをおっしゃっていましたが、もう少し具体的に観光局の改革ということをおっしゃったんですけれども、少し具体的な改革というところをちょっと述べていただきたいと思いますが。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 観光局の改革という再質問でありますけれども、今、田中議員が言ったように、この臨時総会におきまして前理事長の残任期間ということで、私に受けろということでお受けをしたわけでありまして、私がかねてよりこの観光局の存在ということについて、即対応しなきゃいけないという、非常に待ってられないという観光白馬をうたっている白馬村にとって、果たして観光局の理事長と白馬村長が同じ人でいいのかどうかということは、私がかねてからそ

ういった思いをしているところであります。

それは今言ったような状況、そしてまた出すほうと受けるほうと同じ人間、それで果たしているのかどうかということも、私は非常に懸念をしているところであります。そういったことも含めて、新しいというか昨日も白馬村経営計画という委員会が立ち上がって、これから活動をしていくわけですが、この中でも観光局のあり方ということについて、いかがしたらいいかというようなことも今後検討されると思っております。

そして、昨日も副会長の方がいみじくも言うておりましたけれども、観光局が発足して11期を迎えると。もう一度原点に返って検証してみる必要がありやしないかと、そういったことも含めて果たして今のままでいいのかどうかということも含めて、今度の経営計画書も当然検討をしていただく、そういう方向になっておりますし、また理事会等々でもそんなことを議論してまいりたいと、こんなふうに思っております。

そしてまた特に観光局、昨日皆さん議員の方、傍聴に参画をされたわけですが、この白馬村の観光はこれからいかにどういう方向に進んでいけばいいのかという、そういったフリートークもまだ昨日の段階ではそんな段階ではありましたが、大変私は期待をし、今後の観光についての思いをしているところであります。

そして、先ほど篠崎議員の質問にもありましたけれども、白馬村は観光、山とスキーと。確かにその産業で支えられてきましたけれども、ある反面、農業もある。そして今言った昔の遺跡、文化財、そういったものも白馬の観光として1つの売りとして宣伝をしていけばどうかと。今までその文化財に対しては、若干私も含めて認識不足のところもあったわけですが、信州大学の先生に言わせると、白馬村はこれだけの財産があるのに、どうしてこれをもっと大切にしないのかと。この財産を守ることによって白馬村の観光に役立つじゃないかと。こんな話がされました。副学長の先生でありますけれども、27日には白馬村に訪れて視察をするようでありますけれども、また皆さんもそんな状況の中で、できれば参画していただければなど、こんなふうに思っております。

観光についてはいろいろな山とスキー、そればかりでなく、スポーツ、トレーニング、自転車、トレイルラン、そして文化財、いろいろな宝がいっぱいあるというようなふうに言われておりますので、そんなことも含めて皆さんにもいろいろなご意見を頂戴しながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくまたお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 次に、インバウンドについてちょっとお伺いをいたします。

公約といいますか約束のところ、庁内に外国人対応の案内組織を設けると言うておりますけれども、どんな組織なのかということと、私どもちょっと北海道ニセコへ行ってきたんですけれども、外国人の職員を積極的に採用しているというところもあって、非常にそこも大事ななど

思ったんですけども、積極的に優秀な外国人を職員に採用してもいいのではないかというように思いますけど、そのところを2点お伺いしますけど、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今インバウンドの関係の質問であります。田中議員言われるとおり、非常に今白馬には外国人が大勢来ているというようなことで、昨日のあるホテルのオーナーであります方が5万人というような話をされました。そして長期滞在というようなことで白馬村に落とすお金を計算すると、白馬村の予算に匹敵するというようなお話をされましたけれども、まさに外国人のお客さんが非常に多いというような状況の中で、白馬村でも日によっては1日に50人くらい住民課へ来て、その受け付けをするという状況のようであります。そんな対応も含めて非常に外国人が時期的に多くなってきている。

その対応についてやっぱり住民課等々でも英語の話せる方も何人かいるようでありますけれども、そんなことも含めてスムーズな住民登録ができるような、そんな対応をしていけばというふうに考えておりますので、特別な課をつくってどうだということではなくて、外国人のお客さんが登録に来たときにはいろいろなことも含めて、例えばごみを出す方法とか、そんなことも含めて指導できるような体制を住民課を含めて充実をさせていきたいと、こんなふうに思っております。

そして外国人を採用したらどうかというご意見でありますので、場合によってはそういうことも考えられる場合もあるかと思いますが、いずれにいたしましてもそういった総合的な取り組みを考えて進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 次に、健康福祉のところで大まかなところをちょっと聞きたいというふうに思います。

私も65歳に今年なりました。それで高齢者の仲間入りということで、高齢化率の中に入っているわけであります。介護保険の徴収も年金のほうからも徴収するよというような連絡が来て、私ども昭和24年生まれ前後の人たちが、これからもう高齢期に入っていくというところで、非常に少子高齢化のところが一番当然問題になってくるというように思うわけであります。そのところをどういうことを考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の後期高齢者というようなお話がありましたけれども、これからまさに田中議員あたりから団塊の世代というようなことで、非常に人口が多くなってきているというようなことであります。

そんな中で、白馬村といたしましてもこの高齢化対策、これは避けて通れない部分であると考えております。そして先ほど来、お話したとおり9月15日の敬老の日のときに、白馬村の高齢

者の方100歳以上が9名いると。9名の方が今元気であるというようなこと、そしてまたその中で106歳の方が一番の高齢者ということで、今は自宅で療養をしておりましたが、これからは非常にそういった方が増えてくる。そういった中で白馬村では今、白嶺そしてメディア、そして今白馬村で岳の湯を改造してデイサービスを行っているわけですが、非常に白馬村の関係につきましては、そういった対応をしていただいているお陰にありがたいというような話をいただいたわけですが、これからもどんどんそういった方が増えてくるわけですが、先ほど言ったような施設がいろいろある中で、今現状の中で白嶺も20床増床したというようなことで、ある程度のケアはできているようではありますが、今後もまたどういう動向になるかわかりませんが、引き続き福祉の関係については力を入れて進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） この健康福祉のところも非常に大事なところであります。特に特定健診なんかの場合なんかも健康福祉課のほうも受診率を上げようと思って、今必死になって今取り組んでいるわけがあります。これを戦後の食生活とかいろいろな面において負の遺産というような形で、長野市のある地域医療で頑張っているドクターもそのように言っています。必死になってどんな生活習慣病に対しては、どうにかしないでいかないと医療費がどんどんどんどん上がっていってしまう、国の予算のほうももう40兆円を超えているような額になっているわけです。だから、このところもぜひお願いをしたいというように思います。

それでは、次のところに移ります。2番目のスノーハープの利活用についてというところに移ります。

スノーハープについてでありますけれども、オリンピック開催後は施設を利用してさまざまな大会を開催し、地域活性化の一翼を担ってきました。昨年、文科省のナショナルトレーニングセンターに指定されて付加価値も高まり、スポーツ合宿などの施設として、より期待されますけれども、そのあたりについて村長のお考えをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員のスノーハープの利活用についての答弁を申し上げます。

先ほど加藤議員にも答弁をいたしました。重複をするところがあるかと思いますが、よろしくお話をしたいと思います。スノーハープの利活用につきましては庁内の検討委員会、有識者による検討委員会から答申をいただいておりますので、実施計画、財政状況など見きわめながら進めてまいりたいと思います。

この施設は、昨年メイン会場の排水対策工事を行い、排水状況が格段の改善がされております。先日の大雨の後でも草靴で歩いてみたところ、一部のぬかるみはあるものの水たまりは解消されていきました。このように雨がやめば使用できる状態であれば、スポーツ合宿での利用も可能である

と思われます。しかしながら、天然芝ですのでスパイクを履いて同じ場所を動き続けるような種目の合宿には芝生の負担を考えると、提供を見合わせることもせざるを得ないと考えます。

地域活性化の1つとしてスポーツを通じた合宿は伸ばしていけばいいと思いますので、種目内容などを検討し、取り組みを考えてまいりたいと思います。

また、昨年の9月にジャンプ台とともに指定されたナショナルトレーニングセンターですが、平成30年3月31日までとなっており、韓国のピョンチャンオリンピックまでであります。その後は再度申請をしてみたいと思いますが、施設のハード整備にかかる資金は出ないことから、公益財団法人全日本スキー連盟と協議をしながら、必要な機器の購入を優先に進めてまいります。今後この施設を利用する選手が金メダルの獲得に向けて、より効率的なトレーニングができるように進めてまいりたいと考えております。

スノーハープの利活用については以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私は、議員になってまず掲げたことはですね、総合計画にもありますけれども、丸ごと自然公園というところがあるんですけども、その頭に私はね、丸ごと運動公園ということをや束縛して議員になったわけでありまして。だから、そこところはやはりずっと自分のスタンスを変えずに、今後も丸ごと運動公園を目指したいというところで今でも思っていますし、やっていきたいというところで再質問するわけでありまして。

当時、私も議員になったときに、あの施設はもう少し付加価値をつける、それから前任者のいろいろの考え方があったりなんかして、どうしても走るグラウンドというところで、400メートルのトラックが必要だろうというところをお願いをしてきたわけですけども、今でもそのトラックの必要性というのは私も感じております。別に公認トラックをつくれということではなくて、ごく普通の2レーンか3レーンぐらいのオールウェザータイプの400メートルのトラックでいいんですけども、そんな必要性というのは私は感じています。

当時、村長も議長のときに信濃町、それから妙高、峰の原、菅平というようなところで、どうかトラックについては検討しようじゃないかというところでもって視察に行ってきたわけですけども、実現はできなかったんですけども、その後、村長になられて今そのところはどうかお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の400メートルのトラックは、ぜひ必要だというような田中議員からの意見でありますけれども、私は今の現状のままで当面いったらどうかというふうに考えておりますし、またいずれそういったことがどうしても必要だということになれば、またその時点では当然考えて、スノーハープという意味ではなくて、白馬村にどうしてもそういう施設が必要だということになれば、それはまた皆さんと一緒に考えていきたいと、こんなふうに思っております。

今当面はそんな考えであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） そのところは村長も議員だったときに私との話の中で、村の中にはやっぱり必要だろうというところはおっしゃっておいりましたので、ぜひあの中にきちんとトラックのことについては頭に入れておいて運営をしていただきたいというように思います。

スノーハープのところなんですけれども、まだまだコース整備というところでもってお金をかけていかなければならないというところもあります。私も1期目の議員のときに橋をかけて、その視察に行ったときに、当時の議長も橋はこれだけのものが必要だったんだろうかというところに疑問を持たれたときもありましたけれども、ただ一番のスノーハープの橋のかけかえというところは、北のほうを見て正面に向かって見える太鼓橋っていうのがあるんですけれども、そこも老朽化していると。あの橋をなくすわけにはいかないし、あれをもうこれから計画の何かのお金をかける施設として考えていかなきゃならない。多分あれは直すならば1億円近く金が必要になってくるんだと思うんですけれども、そういうところの投資というところはどうですか、考えていらっしゃいますか、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 今ご指摘の太鼓橋でございますが、試算では3億ほどかかります。これについては議会でまたご審議をいただきながら調整をしていかないと進められないというふうに思っております。

また、全ての橋につきまして調査をしておりますが、使えない橋も今ありまして閉鎖をしております。それぞれのコースをですね、どのように使っていけばいいかということを含めて、全日本スキー連盟あるいは国際スキー連盟とも調整をしながら、どの橋をどのように使っていけるか、あるいはどういうコースを要望されるかということを含めてですね、今後考えていくということをもたまた理事者とも相談し、また議会の皆さんとも相談して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） もう少しスノーハープについてお伺いをしますけれども、あそこはだんだんとトレーニング施設等が充実してきます。将来的に先ほど平成30年にこのトレーニングセンターとの指定は打ち切られると、予算ももう来ないよというようなことが想定されるというように答弁がありましたけれども、それをもう少しあの場所というところがね、私の思うでは村民の健康管理の場というようなどころにもう念頭に置いておいて、これからもうナショナルトレーニングセンターとして充実してくるんですけれども、そういうところ、ある程度村の予算をも使いながら、その施設、ソフト面も充実していく、国民の健康管理の場所というようなどころを考えながらやるというのが、それが非常に大事だと私は思うんですけれども、村長ですかね、その点

はどうでしょうか。健康管理の場というところである程度念頭に置いておいて、これから整備を進めていくべきではないかというように思うんですが、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 村長に求めますか。

第9番（田中榮一君） 初めは村長で。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、健康管理には必要な施設ではないかという発言がありました。今のこのスポーツについて、先ほど来そんな答弁をした記憶があるわけですが、今非常にランニングが非常に国民の中ではやっているというような、そういった状況があるわけであります。先ほど来、冬、夏の山とスキーばかりではなく、春夏秋冬、秋も春もお客さんが来て、丸ごと自然公園という形で体力づくりをしてもらうということに対しましては、このスノーハープは非常に重要な場所だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど橋がというような話がありましたけれども、私も今ここへ来る前にけさ、そんなあの橋は一体大丈夫かいというような話を担当課に聞いたところであります。当面は何とかいけるけれども、近い将来これは当然改修をしていかなければいけないというような話を伺っているわけですが、いずれにいたしましても必要なものは、それぞれ必要なりにかけていかなければいけないと思いますし、ただ無造作に金をかければいいというものではありませんので、そこら辺はしっかりとまた皆さんと相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 先ほどお話しの中で30年に打ち切りというふうにお話になりましたけれども、ナショナルトレーニングセンターの種目から外れれば、それはそういうことはありますけれども、種目から外れない限りは更新をしていくという形になります。30年の3月31日にで切れますけれども、国の指定の種目から外れない限り、白馬村としましては更新をして継続をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 今ですね、教育委員会ではですね、スポーツ振興計画というものを今つくっております。この12月にその策定が終了するということで、いろいろスポーツ振興委員の皆さんには頑張ってもらっているんですけども、そういう意味合いにおいてその振興計画というところにも、ある程度スノーハープのこれからの利活用というところで、ここに盛り込んでいくかいかないかということがこのところに入ってくるんじゃないかというように思うんですけども、その点は教育委員会のほうでお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 再質問のスポーツ振興計画の中にスノーハープがという

お話でございますが、これは村内にあります全体育施設を対象といたしております。それを含めましてですね、村民の健康管理を含め、楽しい長生きができる、住んでよかった村という形になれるように、その計画の中にも全ての施設を織り込んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） そのスポーツ振興計画というところなんですけれども、白馬村では総合型スポーツクラブというものがあるわけでありまして。非常にそのクラブの人たちは一緒に頑張っていていただいております。300人、400人というような会員の方々が、日々スポーツを楽しんで健康管理をしているわけでありましてけれども、非常にt o t oの補助金をもらっていたりなんかして運営をしているんですけれども、この総合型スポーツクラブというのは非常に民間でやっているというところなんです、この存在というものは非常にだいじなところだというように思います。だから、このところもぜひ健康管理というところで、これからもぜひ何らかの支援があれば非常にありがたいなと思うんですけれども、その点は教育委員会のほうですかね。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） お答えをいたします。総合型スポーツクラブ、本当にたくさんの方々にご利用いただいて、すばらしい活動をしていると思います。国からの助成が終わって、今後独立採算という形で自立をしていかなければいけないような状況であります。

ただ、なかなか人数が集まらないということで、とても厳しい状況であるというふうには伺っておりますので、村としても体協のほうと連動してお金の補助ができるところはしていきたいということで、これからも調整をして図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁を含め、あと13分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） スノーハーブに関しては、もうこれからも非常に重要なスポーツ施設だというように思います。世界水準のところというところでもいろいろあるとは思いますが、特に今日ですかね、新聞でもインチョンのアジア大会がもう明日開幕するということでスポーツを通じた平和への貢献というところを非常に模索をするというような、イランの選手もおっしゃっていたんですけれども、スポーツは世界を変える力があるというようなところを言っておりました。

オリンピック施設としてあそこはつくったわけなんですけれども、オリンピックというのは一過性のものであって、その後をどう利用するかということが非常に大事なところでもあります。そういう意味合いにおいて世界を変える力がある、そういう場所で私はあるというように思います

多分ピョンチャンの大会に、オリンピックの大会にしても事前の合宿を世界からどこかやっばりまだわかりませんが、合宿を組まれる、事前合宿を組まれる国も出てくるのではないかと

というところで、世界の若者を育てる場所というところもありますので、ぜひきちんとその済んだ後の管理、これからの運営というところをよろしくお願いをしたいというように思います。

次に、最後になりますけれども、前任者の引き継ぎ事項についてというところを最後に伺います。特に、前任者からの未解決問題として幾つか引き継がれていると思いますけれども、その内容と対応策というところをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から3点目の前任者からの引き継ぎ事項についてであります。

まず、村税関係では住宅用地については税負担を軽減する必要から専用住宅及び併用住宅には特例措置が適用される。しかし、過去の課税において住宅用地の適用を受ける宅地が適用を受けていない、あるいは住宅用地とすべきでない宅地が適用を受けているという課税の誤りが見受けられ、適正課税の処理を進めているところだということでもあります。

大口納税者の処理を進めていかないと税率の向上は見えてこない。大口納税者は税金以外にも多額の債務があり、金融機関の権利設定がなされているため、効果的な滞納処分ができない状況にある。特定の金融機関が債権処理を進めないことがその一因ともなっている。また滞納整理を進めていく手法として、破産法による破産申し立ての研究、検討が必要である。担税力と財産を見きわめ、徴収不能と判断する事案については執行停止処分を行うことも必要であると、こういった文言であります。

そしてまた、白馬高校の関係につきましては、白馬高校の魅力づくり検討委員会や白馬高校を育てる懇話会を開催するとともに、白馬、小谷両村で村民大会を開いて、2クラス堅持と寮の整備並びに全国募集を念頭に要望を重ねてきたと。そして今後、白馬高校の支援策等活発化となる。対応できる事務局の体制整備を早急に対応を進められたい。

そしてまた、下水道の受益者負担金関係では外部評価、検証の結果次第では、小手先の運用見直しではなく、規則、条例の見直しが必要である。また、排水区域の見直し、猶予地の更新等現実に公平が図られるよう業務を今進めているとの引き継ぎ内容でありました。

いずれもまだほかにもありますけれども、重立ったところは以上であります、十分検討する中で進めてまいりたいと、このように考えております。以上であります。

訂正をさせていただきたいと思いますが、今、大口納税者と申し上げましたが、大口の滞納者でありますので、おわびして訂正をいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） あと何分ぐらい。

議長（横田孝穂君） あと8分です。

第9番（田中榮一君） わかりました。僕が想定していたところがちょっとなかったんですけども、私の想定しているというのもおかしなものですけれども、先ほどの篠崎議員もちょっとおつ

しゃっていたんですけど、これから大型事業というか事業をやらなきゃいけないところが幾つかあるということで、優先順位をつけてというようなところも言っておりました。

私が今考えるのは、例えばハード事業というところなんですけれども、まず教育委員会では先ほど出てきた老朽化した白馬村の共同調理場、もう長野県の中でも2番目に古い場所であると。文科省の衛生管理基準にはもう合っていないという施設であります。本当にそれは喫緊の課題というところで、それから村長の公約にありましたように図書館の整備が教育委員会関係ではありません。

それから上下水道関係でありますけれども、水道関係では二股の浄水場はもう老朽化してやらなきゃならない。それから水道管の布設がえというものももう計画してやらなきゃいけないというところ下水道関係はあるということを知っています。それから総務課関係では防災無線のデジタル化ということも、これも当然やっていかなきゃいけない、これはもうかなりのお金もかかる。それで建設課にしてみれば村道にかかわる老朽化した橋のかけかえや道路舗装問題というようなことで、本当にやる事業というのはいっぱいあるわけであります。

ぜひこういうところも村民にですね、優先順位というのをきちんと示して、これから4年間やっていていただきたいというように思います。大まかなところで村長どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、共同調理場はもう喫緊の課題だと、もう早急に手をつけなきゃいけないと。例えばあそこで何か事故が起きたときに、例えば子どもに調理をするにいろいろな体に合わない、そういったお子さんもいる中で一緒に調理をしているような、そういった状況の中で何かあったときには、もう本当にえらいことになるというような、そんな話も伺っております。そういった中でいろいろやることはあるわけですが、優先順位をつけて進めてまいりたいと、このように思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひ共同調理場に関しては、もう喫緊の課題ということを認識しておられるということで、ぜひよろしくお願ひしたいというように思います。

最後の質問でありますけれども、今まで村長は公約ということも私も聞きました。それからスノーハープのことも聞きました。それから引き継ぎ事項ということも聞きました。この27年度で第4次総合計画が終了いたすわけでありまして、策定に当たって今まで答弁をいただいたわけでありまして、みずから積極的に提案をして、計画をもう村長みずからつくるんだというような気持ちでもってやっていただきたいと思いますが、第5次総合計画策定について一言お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 来年から、28年度からその計画も進めていかなければいけないわけであり

ますが、今からもう作業に入らなければいけない状況であります、今、企画のほうでも進めているかと思えますけれども、昨日行った観光経営計画に1つの向こう10年先の計画の1つにしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、いろいろ教育、福祉、観光、農政、いろいろな部分でこの先5年、10年、どういった村を描いていけるのか、そんなことも含めて皆様のご意見も頂戴をしながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、またいろいろのご意見を頂戴したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。あと3分です。田中議員。

第9番（田中榮一君） 総合計画というのは、白馬村では行政計画というさまざまな行政計画があるわけです。その中の一番最上位に位置するのが総合計画であります。ホームページを見ますと、行政計画というのはまだ策定中ということもありますけれども、大体19の計画というものが策定されています。これはぜひ課長さんたちにも伝えておきたいと思うんですけれども、ぜひそれぞれのところでもって計画というものがあられるわけでありまして。その計画にのっとってきちんと仕事をするということが、まず第一のその仕事であると。そのところで計画にのっとって私たちはやっていますという、そういうところを村民に、我々議員に対してでもきちんと示して、それでやるというのが一番基本だというように思えます。ですので、非常にこの計画については常に私どもにもこういう計画の中でもって予算提案をしてやっているんだよというところを示していただきたい。

それから、特に自分たちの部署だけでそれをやっているんじゃなくて、村長もおっしゃっているように横断的ということもおっしゃっておられますので、ぜひ例えばよく私は言うんですけれども、食育のところの計画というのはただ健康福祉課だけじゃなくて、あれは全て観光課なりに、農政課なりに、それから教育委員会なりに全てに関連しているところでもありますので、課長さんたちはよく連絡をとり合いながら、その計画、推進計画にのっとってきちんとやるということが非常に大事ですので、この計画については横の連絡もとりながら各課長さんたち、ぜひ頭に入れて仕事をしていただきたいというふうに思えます。

私も3月のときにこの総合計画について、平成23年ですかね、総合計画については国の議決をしなくてもいいよというように変更されているわけでもあります。だから、それでどうするのっというふうに聞いたんですけれども、第5次についてはどうされますかということを知りました。私は議決事項にすべきというように問うたら、前向きに検討されるというように総務課長も答えているわけでもありますけれども、私もぜひ村の10年後の指針、大綱となるものでありますので、それは義務ではなくなったかもしれないんですけれども、ぜひ議決事項とするべき、条例をつくって議決事項にすべきというように私は考えるわけでもあります。その点はもう一度くどいようなんですけれども、条例をつくり、議決事項にしていくべきと考えますが、村長はどうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の思いは十分にわかります。そんな中で今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 田中議員の質問時間が終了いたしました。第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

第9番（田中榮一君） ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月19日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、明日9月19日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

平成26年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成26年9月19日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成26年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成26年9月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。全員です。

これより平成26年度第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。

4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修です。今月の3日には第2次安倍内閣の改造に伴い実行実現内閣と位置づけ、デフレ脱却や地方創生、また女性が活躍できる社会を重点施策に掲げ発足をいたしました。村でも8月7日、新村長就任以来、早くも1カ月を過ぎようとしております。明るく元気な村づくりには職員の知恵が必要と訓示をされました。我々議会も村民の皆様の負託に応えるよう十分な議論を重ねながら、行政とともにより村づくりに取り組む覚悟でございます。

また、この夏は太平洋高気圧が日本付近へ張り出しが弱く、上空の寒気が入ったことで大気の状態が不安定となり各地に局地的な豪雨や突風、またひょうが降るなどの被害が相次ぎ発生をしたところでございます。台風11号、12号は非常に接近していたことや、あるいは通過速度が遅かったこともありまして、各地に豪雨や長雨となり大きな被害が発生したところでございます。

県内では南木曾町で、また台風12号の通過に伴います広島市の北部では大規模な土砂災害が発生をし、家屋が倒壊するなど、また死者が70名を超えるというような甚大な被害が発生をいたしました。国はこの11号、12号の土砂災害を激甚被害と指定をいたしまして、補助率のかさ上げを行い対応を急ぐとしております。それ以降もなかなか天気が安定せず、日本列島各地で記録的短時間大雨警報などが発令されるなど、異常気象への懸念が高まっているところでございます。この場をお借りしまして被災者の皆様にお見舞いとお冥福を申し上げるとともに、一日も

早い復興、普及を願うところでございます。

白馬村でもこの夏は日照時間が前年度に比べ40%ということで、県下でも一番低くなりました。観光客の減少、そしてまた農産物の被害、そしてこれから迎えます秋の収穫作業への影響が心配されるところでございます。

この連休は天候にも恵まれ、各地区で主催でありましたトレイルランとかいろんなイベントが開催されたわけですが、参加者も多く、そしてまた観光客の入り込みもよかったように伺っているところでございます。これからの紅葉シーズンに向けまして相次ぐ熊の出没等の情報に対応策等が苦慮されているところでございます。

今日の一般質問では村長就任に伴い政策への思いや考え、そしてまた事業への取り組み、また災害時に備え情報収集や情報の共有化など、誘導そして周知等の初動体制について大きく2問に分けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目でございます。村長施策と事業への取り組み等についてお伺いをいたします。

過日の村長選挙で民放機関によります有権者を対象としたアンケート調査では、結果が観光振興が36%と最も高く、次いで高齢者福祉の充実に13%、下水道受益者負担金欠損問題に8%、そして白馬高校の存続、子育て支援の充実、農業振興がそれぞれ6%でございました。また、その他が25%と非常に高く、多種にわたりまして新村長等への期待が推測された結果かなと、そんな思いをしているところでございます。

また、村有資産であります施設の老朽化等に対応した維持あるいは補修の関係、そしてまた管理の方法をどのようにしていくのか、そういった見直しを含めまして有効活用が必要ではないかと、そんなふう思うところでございます。次につきましてお伺いをいたします。

まず1点目といたしまして、国は成長戦略のキーワードに「稼ぐ力」と表現をしておりますが、当村にとっては観光と農業あるいはまた雪国の文化等が中心になるのかなと思われま。そういった中でどのように活性化を図っていくのか。また、人口維持こそが稼ぐ力につながっていくのではないかとと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また2問目といたしまして、役場庁舎の老朽化に伴います耐震改修工事の実施設計に1,800万円、これは当初予算に計上されたものでございますが、その進捗状況はどうなっているのか。そしてまた今後どのような予定で進めていくのかお伺いをしたいと思っております。

また3点目といたしまして、水道管など施設の耐用年数は約40年が更新時期の目安だよということでお伺いをしているところでございますが、今現在白馬村の人口減少や、そしてまた観光客が減少する中、今後この施設の維持あるいは運営に充てるべき使用料金が低迷をしております。現在の管理状況での問題点、そしてまた今後の更新計画等についてお考えをご答弁いただきたいと思っております。

また4点目といたしまして、現在の職員定数と職員数、また年令別の職員数や業務の業務量の

バランス等についてお伺いをしたいと思います。

最後5点目となりますが、ふるさと納税にかかわるヤフーとの連携や取り組みの状況について、以上5点となりますが、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員から2点通告がありました。まず1点目でございますけれども、村長の施策と今後の取り組みについてであります。

改訂版アベノミクスと言われている新成長戦略でキーワードとされる「「稼ぐ力」を取り戻す」につきましては、そもそも新成長戦略が医療、労働時間、法人税減税、そして農協改革といった分野で企業の収益を上げ、雇用、賃金を上昇させるという認識であり、地方自治体の施策とはいささか距離があると思いますので、国の稼ぐ力とは切り離してお答えをいたします。

まず、観光と農業の活性化であります。これは常に村が抱えている大きな問題であり、一朝一夕で答えが見つかるものではないと考えます。農政面から現状の取り組みを申しますと、今農業者が直面している問題は、安定経営が非常に困難な状況であるということであり、昨年、国が唱えた攻めの農業では農業の競争力をつけるため、10年かけて米の生産コストを4割削減し、農家の所得を倍増するとのことですが、現実には今年度は米の値段が予想以上に下落をしており、直接支払いの減額もあり、生産者は大変な事態となっております。こうした中、ハードの対策として生産基盤の整備、すなわち圃場整備の推進は生産性向上、そして耕作放棄地解消のため行わなければならないと考えております。

私の公約にも掲げたところでありますが、ソフト面では現在農産物の特産品化や6次産業化について取り組んでいる農業者や法人が増えてきております。中には特産品の生産とともに、その生産空間を観光スポットとしていきたいと意欲のある民間業者もおります。こうした取り組みは観光振興、地域の活性化や雇用の創出につながるものと支援をしていきたいと考えております。

次に、役場庁舎・多目的研修会施設の耐震補強に伴う実施設計の進捗状況につきましては、8月の19日に8社による指名競争入札を行い、22日付で有限会社渡辺建築設計事務所と658万8,000円で契約を締結いたしました。この設計業務は耐震補強のみであります。現庁舎は昭和54年建築で既に30年以上経過し、その間、組織の再編やよりよい住民サービスを目指して小規模改修を行ってきておりますが、住民サービスに必要な待合スペースや相談室も十分とは言えず、また事務スペースや書類の保管場所も不足をして事務効率の低下を招いている状況が見受けられるため、これにあわせて中規模改修を予定しているところであります。

現在、庁内で調査研究を行っておりますので、調整ができ次第、議員の皆様からご意見をいただき、来年度の改修工事を実施してまいりたいと考えております。

昨年の耐震診断結果からは、工事費約1億1,000万の積算ですが、単独の改修工事をどこまでやるかは財政状況などを踏まえ判断してまいりたいと思っております。

次に、水道管などの施設の維持管理状況と今後の更新計画につきましては、平成24年に水道管理システムを更新し、水源地ごとに給水配水状況の確認を1日に2回行っております。監視システムは庁内はもとより、スマートフォンなどの携帯電話でも確認ができるシステムであり、これにより異常な給水配水状況、例えば漏水や破断事故を早期に発見をすることができるシステムであります。

更新計画ですが、水道管の一般的な耐用年数は40年と言われております。村内の主な水道管路の延長は約200キロで、布設から40年を経過した水道管は約24キロあります。水道管の法定耐用年数は物理的に交換が必要な基準を必ずしも指してはおりませんが、40年を超えても使える水道管がある反面、埋設の場所や土質、当時の施工方法の影響で40年を待たずに劣化や割れによる漏水、破裂事故が発生する場合があります。

水道は重要な生活基盤でもあり、衛生施設として住民の健康と文化的な生活を支えていることから、壊れる前に事前更新をしたほうが望ましいとの理解はしております。しかし、多額な費用がかかるため、どのような更新が必要で資金をどう確保するのか、今後検討をしてみたいと思います。

次に、現在の職員定数と職員数につきましては、職員定数条例第2条の規定により、村長事務部局の職員89名、企業職員8名、教育委員会の事務局の職員12名、教育委員会の所管に属する学校、その他教育機関職員4名、議会の事務局職員2名、合計115名となっております。

年齢層別職員数は、平成26年4月の1日現在では20歳から25歳までが9名、26歳から30歳までが11名、31歳から35歳までが5名、36歳から40歳までは13名、41歳から45歳までが14名、46歳から50歳までが13名、51歳から55歳までが14名、56歳から59歳までが7名であり、若年層の職員が少ないという状況であります。

事務量等のバランスですが、職員定数115人に対して86人の職員で、そのうち派遣2名、育児休業2名、休職1名という状況であり、不足する業務は嘱託職員及び臨時職員などで対応をしている状況であります。中にはパートに近い臨時職員もおりますが、単に定数との比較はできませんが、限られた人的資源でいかに効率的な組織運営を行うかが課題であると考えております。

今後、人事評価制度とあわせて業務内容の把握、組織全体での年間事務量、知識、判断力、レベルなどを把握し、人材適正配置の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税にかかわるヤフーとの連携や取り組み状況ではありますが、ふるさと納税につきましては、平成20年4月の地方税法の一部改正により導入された制度で、本村でも同年9月に条例を制定し、平成25年度末の時点で59件、4,092万1,000円余りのご寄附をいただいております。いただいた寄附金は一度ふるさと白馬を応援する基金に積み立て、これまで環境保全事業で1,248万1,000円、スポーツ振興事業で300万円、地域教育力の向上事業で400万円の合計1,948万1,000円を活用させていただいているところで

ります。

このふるさと納税であります。特定の自治体に寄附することで税金の控除が受けられ、一定の範囲内であれば2,000円を超える部分が全額控除をされ、また自治体によっては寄附のお礼としてお米や肉、旬のフルーツなど特産品を寄附者へ送っており、実質2,000円の負担でいろいろな特典が得られるため、最近テレビや雑誌等で取り上げられる機会も増えている状況であります。

本村では今までのところご寄附をいただいた方に対する特典というものはとくにありませんが、全国において、また県内でも特典をつけることにより、億を超える寄附金が寄せられている自治体もあり、寄附者にとっても寄附を受ける自治体にとっても有益なこの制度を地域活性化の手段として活用するために、現在この分野で実績のあるヤフー株式会社と連携協議を進めているところであります。

ヤフーポータルサイトを利用した24時間365日、オンラインで寄附の申し込みやクレジット決済、また特典として農政課でリストアップをしているお米を初めとした各種農産物に加え、白馬ならではのスキー場の1日リフト券や宿泊施設の利用時に使えるポイントの付与などを考えております。

いずれにいたしましても、全国の自治体で創意工夫を凝らしたさまざま取り組みを展開しており、本村においても実績を上げている他の自治体を参考にさせていただき、より有効な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

太田修議員の1点目の質問に対する答弁は以上であります。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。私の考える稼ぐ力というのは、確かに国との距離感を感じるわけですが、稼ぐ力こそが活気ある村づくりにつながっていくのではないかな、そんな思いをしております。村長公約を達成することこそが村の発展に近づくものではないか、そんな思いをしております。

そこの中でお伺いをさせていただきますが、地方自治法の第167条に副村長は長の命を受け、政策及び企画をつかさどるとされております。また、村長選挙時の公約でチーム白馬で取り組む等掲げております。副村長をトップに今後の村の直結する観光や農業問題、または滞納金問題、そしてまた先を見据えた少子高齢化社会に伴いますこの件について、庁内を横断的に政策チーム的な部局についてどのように考えているか、その辺について村長それから副村長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員から再質問という形の中で白馬村を活性化するには、そしてまた村長公約を実現するためには庁内の体制をどうするかと、そういった質問であります。

私も公約のとおり、昨日の一般質問でもそういった発言をさせていただいているわけですが、庁内に企画をしっかりとした部分で対応してまいりたい。いろいろな村民からの意見、そしてまた庁内からのいろいろな調整等々あるわけですが、今言いましたように村民からのいろいろな意見がありましても、各担当課のほうで縦割りの中で対応しているというようなことが実態であります。

そんなことも含めて横断的に対応ができるような、そういった企画の課になるということとはともかくとして、そういった体制をしっかりと築いて、そして村民に対しても情報を発信していくというような状況が非常に大事ではないかというふうに考えております。そんなことで、副村長にもそういう対応ができるようにというような指示をしているところであります。以上です。

議長（横田孝穂君） 続いて答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 太田修議員さんの再質問に対しましてお答え申し上げます。

今、村長が申し上げた点に加えまして、太田修議員さんからはチーム98でそういった政策のことに関してということでご質問があったわけですが、チーム白馬ですけれども、訂正いたします。チーム白馬ということでご質問がありましたけれども、今イメージとして描いているのは、いわゆるチーム白馬はテーマ別につくっていきたいというふうに思っております。では、福祉はこうだ、こういうメンバー、それから教育ではこういうメンバーというふうに固定的ではなくて、1つのテーマが上がり次第、有識者等をお願い申し上げて、政策的なところをお話いただくというところを考えております。窓口は今、村長が申し上げましたように企画担当を考えているところですが、いわゆるよく言われるソリューションチーム、ソリューション会議というところですが、問題解決チームというふうに置きかえていいかと思っておりますけれども、そういった類いで行っていききたいというふうに思っております。

今のところ、まだできてはいない状態でありまして、自然発生的な形でつくっていけばなというふうに思っております。もちろん、そのチーム白馬の中にはそのテーマ別の担当課の課長あるいは課長補佐、係長、担当といったところが何人か入ることになってきます。メインといたしましては副村長等が中心となるという格好ではありますが、窓口は企画担当ということで進めていきたいと思っております。

そういう意味もありまして、企画は政策の中心になろうかと思っております。ここ10年、白馬村はとても大きな流れの渦の中にいるわけでありまして、そういった政策集団を構成することがとても大切かというふうに思っております。ということでチーム白馬に関しての再質問の答弁といたしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。冒頭で述べたように村長さんは、職員の知恵を借りたいんだ。そしてまた副村長の就任に当たりましては総力を持った職員を育て、自由に企画

や意見などを提案できる風通しのよい環境づくりを目指すと言われております。ぜひですね、この辺のところを一体となって、本当にチーム白馬として動いていくことをお願いしたいなど、そんな思いをしております。

ちょっと時間の関係があります。次の点に移らせていただきますけれども、庁舎の老朽化に伴うものでございますが、これにつきまして附帯工事の考えと範囲、そしてまたフロアの改修や外装、そしてまた今回夏、マイマイガ等の対策もあろうかと思いますが、現在網戸がないんですよね、庁舎には。そういったところをどのように考えていくか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 先ほど村長のほうで答弁をしましたけれども、現在庁内で検討中でありまして。一応予定としてはですね、中規模改修ができたかなと思っておりますけれども、一番のメインは村民ホールであります。職員の方からも村民ホールの改修が多く寄せられております。その点についてですね、現在庁内で検討中でありまして。実際ですね、どこの改修をこれから進めるかについてもですね、あわせて今検討をしております。

庁内で検討ができれば、議員の皆さんからもそれにあわせてですね、ご意見を賜り、最終的に決定してまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。正直言ってその段階で議員の皆様にとこのようなお話を今されたわけでございますが、正直言いましてこの際、言わせておいたもらったほうがいいかなと思いますので、言わせていただきます。

普通、病院等へ行きますと、例えば自分の目的のところへかかろうとするのにラインがあるんですよね、赤とか黄色とか色分けしたラインがあります。そういったようなものを工夫されたらどうかという提案。

それからまた通路のところでは住民課、あるいは税務課等々がいろいろあるわけでございます。これについては個人情報等もかかわってくるのかなと思います。その中を一般の住民の人たちが行き来するのは、果たしていかがなものかというような感じを受けます。その辺のところでは何か対策がぜひとれたらとっていただきたいなという、そんなことを申し添えておきたいと思っております。

それでは、次の3点目に入らせていただきますが、一応水道の関係が40年過ぎたものが24キロほどあるんだというようなことでございます。これは確かに40年過ぎたら、次の日から使えなくなるものではないとは思いますが、でも、国はこういったことを心配しまして、もしライフライン等が破損あるいは老朽化した場合に、本当にライフラインがとまることによって人命にもかかわるものではないかというようなことを言われております。

白馬村の給水収益を見ましても、平成20年が2億8,132万円あったものが平成25年度

では2億6,137万円ということで、2,000万円も減額しているような状況でございます。これは本当に24キロのみならず、やっぱり手入れ等、維持管理がこれからますます必要になってくるのではないかなと、そんな思いをしております。

そんな中で、平成25年度の上水道の決算状況を見ますと、単年度では2,650万ほどの収益が上がっておりまして、そのうち600万円が減債積立基金に、そしてまた1,800万円が建設改良基金にそれぞれ積み立てるといような方向で進んでおりますけれども、実際、資本的収支の中で企業債、償還金等を含めると6,780万ほどが不足をしております、それを損益勘定留保資金のほうから補填しているといような状況でございます。収入、支出それぞれ、そしてまた今後の維持管理等を考えまして、その辺の補修計画等について水道課長さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 上水道の更新計画というものでございますが、概略の基本計画は持ってはいるのでありますけれども、せんだっての信毎にも出ましたように、大きな小諸市あたりでもある程度の水道管につきましては、ちょっと衝撃的な見出しになっていましたが、壊れたら直すといような形になりましたが、ふぐあいが出たところでその都度補修していくというのが現在の対応であります。

太田議員おっしゃるように、これからも更新計画につきましてはですね、今以上もう少し突っ込んだ更新計画を立てなければいけないなというのは感じているところでございます。今年度からまたそういった水道の将来のための方策等を示す水道ビジョンといったようなものを作成してまいりたいと考えているものでございます。

また、更新計画ですが、先ほど村長申しましたとおりに、全部の管、もう既に40年を経過したのも更新すればですね、大体1メートル当たり4万円とか5万円といようなお金がかかるわけございまして、非常に高額なものになります。そういったものに対しまして水道料金の値上げとか、そういったものも当然影響してくるものでございますので、ある程度の基本計画をつくった段階では、やはり最終的には村民の皆様の意見を聞きながら、どういった更新計画がよいのかといような選択をしてまいりたいといふふうに考えているものでございます。

また、現在の更新の状況でございますけれども、大体道路改良工事といようなものが、例えば今年度でしたら沢渡地区で歩道の拡幅工事といようなものが行われておりますが、そういったときにあわせて同時に水道管の更新をしているという現状でございます。こういったことで掘削の手間とか舗装を剥いたり、復旧したりする手間といようなものが、そういった大まかな拡幅工事のほうで対応していただけるということで、比較的安価に更新ができるということがございます。また、村道改良工事等もありましたら、古い管におきましてはそういったときに同時に更新をしていくといような形で進めていくものでございます。以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） 25年度の水道会計で今ちょっとお話をさせていただいたんですが、今、課長さんのご答弁のように、本当にこれから先、値上げも必要になるのかもしれませんが、こういったことを踏まえて、早めな計画を立てながら住民の理解を得て行っていくということが非常に大事ではないかな、そんな思いをしております。

それから、また確かに私も感じることもなんですが、1回舗装をかけて直した道をまた砕いている工事等がされているのをよく見かけましたけれども、ぜひ効率のよい作業計画を立てていただいて、随時できるところから改良をしていってほしいな、そんな思いをしております。

それと、ちょっとここで耐用年数というようなことの中から若干お伺いしたいところがありますけれども、そういう施設でフル活用がされているか、そしてまた不十分な施設に対してどのような促進を図っていくのか、そして検討、それから解体を含めて今後どのように検討していくのか、特に私の聞きたいところは森上のJRの払い下げの官舎になりますが、その辺についてのお考えについて、これは建設課長さんをお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） ご質問の森上の旧国鉄官舎の関係であります。旧国鉄官舎は昭和51年に建設された住宅で旧県営住宅、今はもう村営なっています森上、白馬団地よりも2年古い住宅になっております。本年、村営住宅の長寿命化計画の策定ということで委託をしている中で、森上の旧国鉄官舎につきましても解体撤去すべきか更新をするのかといった面も含めて検討させていただいております。

旧国鉄官舎につきましては、まだ浄化槽の状態でも多少手を入れなければならないと。下水道道につなが込むには水回り全て更新する必要もございますので、更新する費用と解体費用、双方を比べまして、より有利なほうを選択してまいりたいと考えております。その際には理事者にも相談をいたしますし、議会の皆さんにも再度お示しをさせていただき意見を求めたいと思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） 正直言って空き家の住宅等もあって、村営住宅等もあって、どのように管理しているかというような話で、前回の委員会の中で聞く機会がございました。担当職員が草刈りをしたりとかいろんな形で努力されているということを目にしまして、これから本当に必要なものは必要としてしっかり管理し、残していく。そしてまた何と申しますか、耐用年数が過ぎて、もうこれはというようなものについては思い切った解体等の処分も必要ではないかなと、そんな思いもあって質問をさせていただきました。

次にいきます。4番目の関係でございます。職員定数等についてでございますけれども、一応私の調べたところ、25年4月現在、村は村長部局計で87名とありましたが、86名というこ

とでお伺いしました。一応条例定数は115名です。そして実際現在この人数で行っているというのが現状であるということをご認識をさせていただきました。正直言いまして一番の仕事は住民サービスをどこまで、どのようにやっていくかということが一番大事になってくるかと思えます。

国はこの件につきまして民主党政権だったころ、事業仕分けというのがやられたわけですが、白馬村におきましては事務事業評価委員会でそれぞれ検討され、報告が出ているはずで、出ています。

そういったところを見ますと、本当に何なのか本当に続けなければいけないのかなというような事業も多々あるわけですが、そういったことを考え本当にコンパクトな政策へ切りかえていくのか、あるいはこの職員定数115名をもとに、なるべくそれに近づけた住民サービスを行っていくのか、その辺について村長さんにお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今職員定数の関係について再質問でありますけれども、今白馬村の現状を見ますと、先ほど言ったように非常に職員が途中でやめたり、そして今採用はそれぞれ計画どおり進めているわけですが、今村民に対しての住民サービスが果たしてできるレベルかということは、非常に私も心配をしているところであります。

そんな中で今、臨時職員等々をお願いをしながら、対応をしているわけですが、いずれにいたしましても職員定数も見直しをする中で、増員するところはしっかりと増員をしなければいけないというふうに考えております。

最近、特にいろいろな仕事が増えてきている現状の中で、役場の職員も非常にご苦労をいただいているわけですが、そんなことを含めて事業量に合った定員配置をしてまいりたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田修議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。今、村長さんからも言われたわけですが、こここのところ数年若年層の退職者が増えているというようなことでございます。それに対して仕事の業務量はどうか、職員は適正なのか、あるいは課長さんによります課内業務の中でのマネジメントが確立されているのか、その辺についてお伺いをしていきたいなと思しました。

まず、庁舎関係でイベントあるいは大会等にも休日出勤等で出ているわけで、出勤する職員さんが多くられるわけですが、そういったものは今現在どのような形で行われているのか、休日出勤なのか、あるいは代休制を取り入れているのか、そういったところについてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 現在は時間外手当ということで支給しております。ただ、村の大きなイ

ベントについてはですね、時間幾らという形の中で勤務になりますけれども、そういう形で対応をしております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） 先ほど村長さんの説明の中にも年代別の職員数で31から35歳が5名だよということで、ここが正直言って極端に少ないかなというような感じがしておりますけれども、正直言って昨年、25年度採用というんですかね、そのときの職員の募集については年齢幅があったんですが、また今年度は年齢幅がまた従来どおりに戻っているというような状況、それからまた、こういった災害等あるいはまた日々の生活の中で道路、橋梁あるいは先ほど言ったライフライン等の維持管理が非常に重要になってきているのかなと、そんな気がします。

そんな中で専門職等について、どのように今後採用等を考えていくか、採用計画についてお伺いをしたいと思います。これは副村長さんのほうがいいですか、お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 専門職の採用についてということの再質問でございますが、白馬村役場におきましては先ほどの再質問の答弁でも申し上げましたように、非常に状況が複雑の中で事務を行っております。ということで専門職につきましては、どうしても補充というか採用は必要となってきております。

ただ、同じ専門職と申しましても土木建築だけでなく、それ以外のところでも必要などころが出てきております。国際法とかそこら辺まで必要な状況が出てきておりますので、そこら辺はまた庁内等々で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと15分です。

質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ふるさと納税の関係につきましては、新しいところではこの9月から木島平のほうで100万円以上の寄附者に対して一日村長を体験してもらうようなことが書かれておりました。それぞれ工夫されて取り組んでいるところであります。

そんな中で本当に東京都は都の税金を使って、寄附者に対してお礼の品を買うことがいいのかなかどうか、こんなことも検討されたようでございますし、ぜひ村としてこれから必要な財源になってくるのかなと思います。

そんな中で何といたしますか、寄附者の使途目的で寄附を受ける方法と、やっぱり白馬村がこういうことをやりたいんだ、そのために寄附金を募りたいんだというものの考え方が出てくるかなと私は思います。そういったことではある程度何といたしますか、計画に基づいた寄附を受けながら、それを有効に使っていくということが必要ではないかなと、そんな思いをしております。

時間の関係で次に、2問目のほうに入らせていただきます。

防災計画、それから避難訓練等への改善策についてお伺いをしたいと思います。局地的な豪雨

によります土砂災害で、とうとい命や財産が一瞬にして奪われるような事故が、ここ数年各地で発生をしております。専門家によりますと地球温暖化もあり、局所的な豪雨が増えていき、自治体での地域の被害状況を迅速かつ把握していくのは技術的に限界に近づいているのではないかとというような指摘もございます。

まずは個々で積極的な避難、あるいは行政の早めな避難勧告、指示等が出せるような見直しが必要とも言われております。また、国は東日本大震災の教訓から国土強靱化を掲げ、住宅の耐震強化や、あるいはまた堤防整備等が進められてきているところがございますけれども、近年は局地的な大雨による土砂災害等、あるいはまた大雪といったような被害が相次いでおります。局地的な被害への法整備が後手になっているというのは指摘もありました。村のそういった災害に対する危機管理体制についてお伺いをしたいと思います。

まず第1点目といたしまして、防災ハザードマップで住民避難情報が報道機関から直接行くものと、また自治体の対策本部ができてから防災無線あるいはケーブルテレビ、あるいは広報車等で情報を発信されるなど、多種にわたり情報の重複化が混乱を招く可能性が懸念をされております。これは自治体における災害対策や初動体制が重要であり、早めの避難勧告や指示等の発令基準などの確な情報を発信することが重要だと考えております。現在、運用の国内におけます最近の災害情報を踏まえた見直し、改善等についてお伺いをいたします。

また2点目といたしまして、災害発生地域の役員及び地区の自主防災組織関係者との連携できる組織づくりが大事ではないかな、そんな思いをしております。この中では特に今回広島等での行方不明者に対する住民情報がおくれたというようなことで時間がかかったというようなことも聞いております。そういったところを踏まえ、どのように考えているかお伺いをしたいと思います。

また3点目といたしまして、有事の際を想定しまして地区単位での避難救助訓練等が必要ではないかと思っております。これは正直、公の場でAEDですか、これが設置されて10年が経過したというような中でございまして、全国には20万台を超える機械が入っているそうですが、搬送者の中でなおかつ心肺停止の方の使用率が3.7%しかないというようなことが言われております。本当に緊急時、訓練こそがこういったもののアップにつながっていくのではないかと、そんな思いをしております。

以上3点についてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員の2点目の防災計画・避難訓練等への改善策についてお答えをいたします。

防災計画・避難訓練等への改善策について、1つ目の現在の運用と国内における直近の災害実情などを踏まえた見直しと改善策についてご質問であります。昨年10月の伊豆大島での台風

による土砂災害や先月の広島のと砂災害など、災害が発生した際に避難勧告が適切に発令されなかったため被害の拡大につながったことが全国的に大きな問題となっております。

村では避難情報にかかわる発令の判断基準では、土砂災害と洪水の2種類の災害について発令基準などを定めています。まず、土砂災害では発令の区分を避難準備情報、避難勧告、避難指示の3つに分け、それぞれ基準を設けており、発令についてはその基準を参考に長野県や気象庁、国土交通省からの情報や今後の気象予測、巡視などから報告を含めて総合的に判断し、発令をすることになっております。洪水による避難情報の発令については洪水予報河川に指定されている姫川と松川に関する避難勧告などの発令基準に基づき、今後の気象予測や巡視等からの報告も含め総合的に判断をし、発令をすることになっております。

この4月に出された内閣府による避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインは、制度改正や災害の教訓を踏まえて9年ぶりに改訂されたものであります。このガイドラインによる避難は災害から命を守るための行動であることが改めて定義されており、また市町村が発令する避難勧告等は空振りを恐れず早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準のわかりやすい設定や市町村の防災体制の考え方を提示してあり、市町村に対し避難勧告等の基準を検討し、1年から2年をめどに見直しを求めるとされております。

本村では、このガイドラインと現在の避難勧告の発令基準とを比較検討し、また防災関係機関と調整をしながら必要なところは速やかに改正をしてまいります。

避難情報の伝達手段につきましては、それぞれの災害時における状況等により情報を得られる媒体等が異なりますので、情報伝達手段については多いほうがよいと考えておりますが、災害時には災害に対する適切な情報や、その内容の統一性が重要でありますので、村の避難情報にかかわる発令の判断基準の中には情報伝達の文例についても定められております。

2つ目の災害発生地域の役員及び地区の自主防災組織関係者との連携できる組織づくりについての質問ですが、自主防災組織は防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティーとして地域のさまざまな活動を組み合わせると同時に、消防団や地域の団体と連携することが活動の活性化につながり、ふだんからの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であります。いざ災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには県、村の対応だけでは限界があり、早期の対策をとることが難しい場合も考えられます。

そこで、自分の身は自分で守るとともに、近隣の人々によりお互いに協力をし合いながら防災活動を組織的に取り組み、自助、共助、公助の連携により被害の軽減を図ることが必要であり、現在自主防災組織が組織されていない地区がどんぐり、エコーランド、青鬼地区の3地区であります。引き続き自主防災組織の必要性についてご理解をいただきながら、組織の立ち上げに向けて働きかけを行ってまいります。

3つ目の有事の際を想定した地区単位での避難訓練等の実施や指導計画についてのご質問でござ

ざいますが、地区単位での避難訓練につきましては、地区ごとに自主防災組織や地元消防団で行っております。村では避難訓練や消火訓練、救命救護訓練などの自主防災組織の防災訓練の計画から実施までをお手伝いをさせていただいております。

来月19日には白馬村秋季火災予防運動消防総合訓練を多目的研修集会施設において実施する予定になっております。この訓練は地域住民が一体となって安心・安全な地域づくりに取り組み、地域防災力の向上を目指して消防署、消防団の協力により行うもので、この訓練では住民参加型訓練として4種類の訓練ブースを設け、救護搬送訓練、救命処置訓練、初期消火訓練、煙体験などのほか、地震体験車による地震体験、防災グッズの展示を予定しているところであります。多くの村民の皆様にご参加をいただきますようお願いを申し上げます。

太田修議員の防災の関係についての答弁は以上であります。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。太田修議員。

第8番（太田 修君） すみません、ちょっと一問一答が基準だと思うんですけども、あわせて二、三点お伺いしたいと思いますのですが、よろしいですか。

議長（横田孝穂君） はい。時間内にお願いたします。

第8番（太田 修君） はい、わかりました。一応、この村で出している防災マップでございませけれども、一応先ほどそういったように気象庁のほうから直接入るもの、それから長野県から白馬村へ来て、そこから対策本部ができていくもの等があります。これは正直言って役場の体制の中で、夜間とか休日等々になるかと思えますけれども、こういったときに例えば地域で災害が発生したとき、まずどこへ連絡をとればいいのかというのがちょっと見えてこないかなというような気がしますけれども、消防署あるいは警察かなと、ちょっと個人的には思っているんですが、それでいいのかなのかどうなのか、あるいはまたこれをつくる計画もあるみたいですので、できたらその辺も含めてやっていただけたらいいのかなと、そんな思いをしております。

それから、初動マニュアルの関係でございませますが、一応この中に本当に災害が発生したときに時間目標、いつどのくらいな時間、発生連絡が入ってからどのくらいたったら何といたしますか、本部の立ち上げまでかかる時間的なものが明記されているのかどうなのか、その辺についてお伺いをしたいと思いますし、それからあと正直今回のこういった災害に対しまして警戒区域や特別警戒区域等について、県のほうでは正直言ってこれを公表しちゃうと資産価値が低下することが懸念されるというようなことで、なかなか進んでいないというような現状だということだそうですが、今現在その点について白馬村はどんな状況にあるか、それについてすみませんが、3点よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） まず、災害が発生したときのですね、報告につきましては一応役場のほ

うへ連絡いただければ、一応職員が、当初初動の関係については一応5名、4班編制で1班5名が役場のほうへ待機するようになりますので、住民の方は役場のほうへ連絡をしていただければ役場の職員が対応できる。万が一、役場に職員がいない場合についてもですね、一応電話いただければ緊急携帯電話が一応役場のほうで無線で流れますので、そちらへ連絡いただければ職員が携帯に出るといような形になります。

あと初動マニュアルでありますけれども、実際に本部を立ち上げるまでにはですね、実際災害が発生する前に職員のほうで、どういう形がいいのか協議をして、それから最終的に村長のほうで本部を立ち上げるようになります。時間がどのくらいかかるかについてはですね、その災害、雨量とか大雪とかその状況も大雨とかもありますので、内容によるかと思います。はっきりした時間は申し上げることはできません。

それから、資産価値の関係であります。当然レッドゾーン、イエローゾーンにかかっているところは、はたから見ると資産価値が落ちるような状況であります。村としてはですね、特に対応はしていないのが実情であります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問は終了いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番、伊藤まゆみです。2カ月前の村長選で当選されました下川村長のもと新たな体制になり、はや1カ月余りがたちました。就任後初となる昨日の一般質問では下川村長のお人柄が伺えるような正直なはっきりした答弁で、また出された提案に対しましても前向きに検討する旨のものが多く、テレビを見てこれからよくなると期待を持った住民の方も多かったのではないかと感じております。

昨年の村議選におきまして無投票で選出され、私もこの場にいるわけですが、昨年1年間を振り返りますと重要な問題あるいは課題というのは、どう見ても白馬高校の存続、下水道問題及び受益者負担金事務改善報告書に関する事、そして破産法による破産申し立ての是非を問われました固定資産税の滞納問題、その3点でありました。この7月に行われました選挙に立候補されたお三方で白馬高校の存続を挙げられた方はおりましたが、ほかの2点につきましては残念ながら、どなたも公約と申しますか、約束として言及されてはおられなかったように記憶しております。

私にとっては公平性をどのように担保するかを占う、そこが一番聞きたい大切な部分でありま

したので、どなたも取り上げていなかったことに対してかなり失望いたしましたことは事実であります。ですので今回、新しい村長になっての初めての一般質問では、一番目としまして下水道の問題について、2番目には固定資産税の滞納についての大きく2つについて今後の方向性を伺うことといたしました。

まず、1つ目は下水道の問題についてであります。昨日、加藤議員が同じ問題を取り上げていました。テーマは重複いたしますが、私は別の角度から村長のこの問題に対する姿勢を確認させていただきたいと思っております。

①としまして、村長選をめぐって実施されましたアンケートの記事、正確に申しますと大糸タイムス7月12日付でございますが、それによりますと住民の下水道問題に対する関心は3番目という高い位置にあり、下水道問題は解決されていないとの認識であることがうかがえるかと思えます。にもかかわらず、村長は出馬時の公約に下水道問題に一切触れておりませんでした。その理由を伺いたいと思えます。

2番目としまして、今定例会の初日の挨拶で、村長は下水道問題の事務事業改善報告書の検証と評価を下水道公団に依頼するとしております。その際の委託業務の内容といたしまして、受益者負担条例及び附属規定の見直しを挙げておられます。見直すとはさかのぼって見直すのか、それとも今後の見直し方法のことであるのか、そこを伺いたい。

以上2点についてのご答弁をお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の一般質問には2点通告がされております。まず、第1点でございますが、下水道問題についてであります。この問題につきましては、1つ目の住民にとっては下水道問題は解決されていないという認識であるにもかかわらず、村長公約で下水道問題に一切触れなかった理由であります。白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書は下水道事業団に検証、評価を依頼しているということから、その検証、評価をいただいてから検証するというので、その時点では触れてまいりませんでした。また、同時に下水道加入分担金にかかる係争が現在行われているところでもありますので、係争に関して影響を与えるかどうかはわからないので、直接触れることはしませんでした。

2つ目の下水道事業受益者負担金事務改善報告書の検証と評価についてのご質問であります。下水道事業団に委託する業務内容のうち受益者負担条例及び負担金規定の見直しについては、事務改善報告書の検証、そして評価にあわせていろいろな意見をお聞きしながら、専門家の意見を聞きながら対応をしてまいりたい、このように思っております。

1問目の質問については以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁いただきましてありがとうございます。検証報告を受けてから

ということと係争中であったので、これに触れることになるのではないかというお考えで公約に載せなかったとのご答弁かと思えます。であるならばですね、皆さんの関心が高かったわけですから、住民の納得のいくような決着をつけますというような形でもよかったのではないかと、そのように私は思っております。そのような形で公約に挙げてよかったと思えます。

住民の下水道問題の徹底説明に対する関心が、先ほどもお話ししましたように3位だったということは、住民の関心がそれほど高かったということですが、その問題を公約しなかったのは先ほどおっしゃっておられたんですが、今私もお話ししましたように、納得のいく決着をつけるという内容で公約に掲げるといことはお考えにならなかったのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁したとおりであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら質問の内容を変えまして、それでは住民はなぜ下水道問題を3位にするほど、この下水道問題の徹底説明に関心があったと思われませんか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） この関心が3番目にあったということはどういうふうに思われるかということとありますが、先ほどこの下水道問題については、住民の方は、村民の方は非常に関心があることは十分承知をしておりました。私が議会のときにこの問題が発覚をいたしまして、そしていろいろ議論をしておりました。そんな中で十分このことに関しまして私自身も関心は持っておりましたけれども、先ほど言ったような今事業団のほうへ、この定例会で補正予算でお認めをいただけたら、事業団のほうへ検証してもらおうということになっておりますので、あえて私は今でもそういう形で考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今いただきましたご答弁には、ご自身も議員のときからご関心があったということとあります。そもそもこの下水道問題ですが、何が問題であるとお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） この下水道問題、非常に当時インフラ整備というような形の中で、長野冬季オリンピックが白馬へ来るといようなことで国、県を挙げて推進をされたというふう聞いております。そんな中で国のほうからはどんどん早くやれといような、そういった意見、指導なんかもあつたりして、現実に村で対応ができない状況も多々あつたと思えます。

そういった中で進めてきたわけでございますけれども、当初の予定よりもインフラ整備といような形の中で、神城のほうはいついかわからないといような当初の話のようであつたと聞いておりますけれども、そういった地域までどんどん工事が進められるようになったといようなことで、実際その事務のほうはそれに追いついていなかったといのが一番問題ではなかつた

のかなということを私は今でも感じております。

そういった中で、受益者負担金の各家庭から分担金を頂戴するにつきましても、非常に後手後手に回っちゃったというようなことが今の現状ではないかと、こんなふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） いただきましたご答弁では、村での対応ができない中で工事が進められ、後手後手になってしまったということだと思います。その中で事務が追いつかずというようなことをおっしゃっておられたかと思いますが、ということはこの事業の進め方に問題があったのではないかというふうに思われるんですが、いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、伊藤議員の言われるように、この問題がどこにあったかということ先ほど私も言いましたけれども、この受益者負担金事務改善報告書にありますように、下水道事業者負担金には多額の未収金が生じてしまった要因は、先ほど言った仕事が追いつかなかったというようなこともありますし、それから根本はその意義の欠如といった個人の資質の問題のみならず、役場庁内や課内での連絡調整や連携不足、そして法令遵守意識の低下や管理監督者の事業業務管理の不足、また法的に適正ですが、住民から理解されにくい受益者負担金が、抱える制度上の問題も加わり発生した事案であるというふうに考えております。

これからそれらの問題点を個人的要因、組織的要因、制度的要因というようなこともこの下水道問題については要因の1つだというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私はですね、先ほどの住民の関心が高かったというところに戻りますと、そもそもの問題というのがですね、負担金の納入額が10億円に對しまして払っていない、払わなくてよい額がほぼ同額の14億円もある。このままでいきましたら、出した者は損をしたというような形になるわけでありまして。等しく利益を受ける者の間にこのような差があつていいものではないでしょうか。こんなことで住民の不公平感はどうあつても拭うことはできないかと思つてます。村政の第一の要諦、かなめであります公平性に反すると思つてますが、この点はどうお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 伊藤議員の質問でございますけれども、先ほどの問題の分析等につきましても事務改善報告書にしっかりうたいまして、それに基づき現在担当課では進めているという状態でございます。

それから、未収金に關しましては事務的ではございますけれども、不納欠損ということで対応をさせていただいております。

今後の加入分担金になった賦課地の關係につきましても、以前からご報告させていただいてい

ますように再度見直しをかけていくという作業をしてございます。昨日の加藤議員のご質問でもお答えさせていただきましたとおりに、猶予地の関係については見直しを行いまして、さらに土地の管理を適切にできるように更新申請のお願いというものを今月から始めております。今年は神城地区を予定しておりまして、既に神城地区の受益者の皆様にはですね、徴収猶予の更新申請の通知を出して、今それぞれまた返信をもらっているという最中でございます。それをまた私も確認しながら適切な賦課徴収ができるように、昨日も申し上げましたけれども、今後将来家を建てるような計画がないような農地とか山林とか原野等につきましてはですね、排水区域から除外するというようなことも検討するという事は以前から申しておりますので、そのとおりに事務を進めているところでございます。

引き続き適切な賦課徴収が行えるようにですね、こういった機会に書類の整備等も進めている最中でございますので、よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私が申し上げたのは今後のことではなくてですね、今までのことなんです。前村長から引き継ぎの下水道負担金関係の内容、経過項目中の受益者負担金単位負担額の遡及改正の不実施、単位負担額を遡及して改正すること、既に納入された負担金返金を行わないと判断というふうに引き継ぎの中にはあるんですが、下水道事業団の検証結果によっては、ここも見直す意思がおりなのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） これから正式にお願いするものでございまして、その結果次第で当然判断してまいりたいというものでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら可能性はゼロではないということよろしいでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 何度も言いますけれども、検証結果をいただいた上で判断してまいりたいというものでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 昨日の同僚議員の一般質問の答弁の中で、下水道事業団に検証を依頼し、27年度第1回の議会でその結果を報告し、3月をめどに加入分担金制度の見直しも含めた方針を発表する、村長の任期前半にはこの徹底説明をし、収束を図るということをお考えのことでよろしいでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 昨日もその答弁をいたしましたけれども、事業団に検証結果を来年の3月定例会に議員の皆さんにお示しをしながら、そしてまたこの対応についてはそれぞれ改善すべき

は改善するというこゝろでしていかなければいけないというふうに思っておりますし、私の任期の前半2年間のうちには、何とかこれを収束してまいりたいと、そういう努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 3月の議会で同僚議員がまた事務事業改善報告書の53ページにも受益者負担金の滞納者は村税の滞納者と同一人物であることが多く、庁内で競合するケースがあるため、徴収体制の一元化について検討する旨の記述がありますが、これは現在どのようになっているかを伺いたしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの伊藤議員さんの再質問でございますけれども、一元化の方向につきましてですね、いろいろ資料等をそろえまして、いわゆる他市町村等々の資料をそろえ、また上部機関との調整の中で、その方向では考えてはおりますけれども、まだ具体的にアクションまで起こすところまでは来ておりません。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 前回、6月の議会でですね、ちょっと違うケースなんですけど、下水道問題を私が取り上げまして、供用開始の公示にのっとり関係資料の公告、縦覧、すなわち公開をしたのかどうかを尋ねましたところ、してあるはずだとの回答をいただきました。なので、その証明できるものを提出していただきたい旨のお願いをいたしましたところ、了解をいたしましたというふうにおっしゃっていただいたんですが、私はまだいまだにいただいておりません。ほかの業務があり、忙しいというのわかりますが、せめていつごろまでに用意できるといった内容の返事をいただいてもよろしいのではないかと思います。水道課長いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、ちょっと詳細を確認させていただきたいのですけれども、どういった点でしたか、もう一度確認をお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 伊藤議員、説明をお願いします。

第4番（伊藤まゆみ君） 前回、6月の議会なんですけど、供用開始の公示というのをおやりになっているはずだというふう質問させていただきまして、公告、縦覧、要するに皆さんに公開して、こういうところが対象区域ですよというようなことをしているのかというふうに聞きましたら、副村長からしているはずだというふうに言われました。提出していただけますかということで了解をいただいたかと思いますが、そのことでもありますけれども。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、もう一度詳細確認しまして、対応させていただきたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 伊藤議員の質問の中で行政側には反問権がありませんので、申し添えます。

それでは答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら、また確認していただいて提出していただきたいと思えます。

時間もありますので、次の質問にさせていただきたいと思えますけれども、その次の質問に入ります前にですね、下水道に関する今回の質問の最後といたしまして、賦課がえの合法性について伺いたいと思えます。前村長は、明確な意見を述べておられませんでした、副村長は合法と主張をされておりました、前副村長であります。下川村長はこの賦課がえの合法性について、どのような見解をお持ちか伺いたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、伊藤議員から賦課がえについてどのように思っているかということあります。先ほどのこの問題の要因の1つには、この賦課がえということが非常に問題を難しくしていたという状況は、私も十分理解をしているところであります。そのために非常に事務的にも混乱をしたというような状況は否めない事実だと私は思っています。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 問題があるということは認識をされておられるわけですが、すみません、では次の質問に移らせていただきます。

議会初日の村長挨拶の中でですね、昨年平成25年度は村税の収入総額が15億円強、前年度比で約4,500万円、3.1%増加と税の徴収に触れられておりました。税の取り立てが厳しい、そんな批判がある中、税の滞納ワースト順位を下げたいと努力した税務課職員の功績と私は思っております。しかし、26年度末現在の収入済額は合計で前年比550万円余りマイナス、特に滞納繰越分は3,400万円、56%のマイナスで、滞納整理に苦慮しているという状況であります。追い打ちをかけるような天候不順による、この夏の観光客数の入り込み減は、今後の税収入に暗い影を落としている気がしてなりません。

そんな中、固定資産税評価の見直し、不均一課税の実施等を求める請願書が今議会に提出されました。製造、営業の経費として固定資産税を商品価格に転嫁できる大企業と違い、季節営業で、しかも家族経営の事業者が多い当村のような状況で、都会の大企業並みの税率を払っていくことはかなり厳しいのは当然であります。苦しんでいる住民と手を取り合い、どのような道があるのかを模索し、リーダーシップをとっていく、次期村長となられる方からそんな姿を見たかったというのが私の思いでありました。しかし、前段でも申し上げたとおり、この固定資産税の滞納問題についても、さきの村長選挙ではどなたも言及されていなかったという、まことに残念な結果でありました。

そこで、固定資産税の滞納について1番目としまして、7月1日に八方文化会館で行われまし

た八方振興会主催の立候補予定者演説会での固定資産税の滞納処理に関する会からの質問に、村長はどのようにお答えになったかを確認させていただきたいと思います。

2番目といたしまして、定例会初日の村長挨拶の中で滞納者の担税力を見きわめ、徴収不能事案は執行停止処分をしていくことも必要とあります。この件に関し2つ伺いたいと思います。

1つは、どのような担税力が執行停止処分に該当するのかということであり、その指標あるいは基準はどのようなものか。もう1つとしまして、執行停止処分に該当した場合、納税の公平性は担保できるのかという2点のご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の固定資産税の滞納についてということで、2番目の質問であります。

八方振興会主催の立候補予定者演説会において、固定資産税の滞納処理に対する回答ですが、主催いたしました八方振興会では会議録は作成していないということであり、私もこの問題についてどのような答弁をしたかということは明確な記憶がありません。申しわけございませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、次に滞納者の担税力を見きわめ、徴収不能事案は執行停止処分をしていくことも必要ということについて、どのような担税力が執行停止処分に該当するのか、また執行停止処分に該当した場合、納税の公平性は担保されるかとの質問であります。滞納処理の執行停止は納税者の財産と所在について調査をしても徴収することが不可能な場合、あるいは滞納処分することが滞納者の生活を困窮させるおそれがある場合に滞納処分の執行を停止する制度であります。

執行停止の要件は地方税第15条の7第1項で規定されており、「滞納処分をすることができる財産がないとき」、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」、「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」とされております。

具体的に申しますと、「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは、滞納者の換価可能財産を全て換価しても、なお未納の徴収金があるときや税に優先する債権が多く、配当の見込みが全くない場合になります。競売や破産により財産がなくなってしまった、そしてほかに換価可能財産がないときは、これに当たるわけであり、

「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者が個人に限られますが、生活をしていく上で最低限必要な財産や収入しかない場合、滞納処分を執行することで生活保護同様の状態になるおそれがある場合になりますが、生活保護法の適用を受けている方を適用としているところであります。

「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明のとき」とは、滞納者の所在、財産がともに不明の場合で、指標、基準といったものは整備しておりませんが、地方税法の執行

停止の要件により処理をしています。今後は基準を策定してまいりたいと思っております。

また、滞納処分を執行するに当たっては、財産調査を行い、差し押さえ、換価、配当による一連の処分によって行い、執行停止についてもこれらの一連の処分の経過を踏まえ、法律の規定に基づく執行をしており、公平を欠くことのないよう処理をしているところであります。

伊藤まゆみ議員の一般質問の固定資産の税の滞納についての答弁は以上であります。補足については担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら、法にのっとってやるということによろしいかと思えます。この滞納問題につきましては今年の2月に弁護士の先生に来ていただきまして、「債権者破産と納税義務の消滅について」と題しまして説明を受けました。そのときの内容では先ほど村長がおっしゃられたように滞納処分の停止ができるのは、滞納処理を執行できる財産がないときが1つ目ですね、2つ目が滞納処理を執行することによってその生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、3番目といたしまして、その所在及び滞納処理を執行することができる財産がともに不明なときということでした。

今回、村長が初日の挨拶で言われているのは滞納処分の停止、この停止ということによろしいわけかと思えます。前述の弁護士の先生によれば、執行停止をするには債権者破産という方法しか残っていないと、そのとき私は捉えたんですけども、今回はそれ以外に当てはまる方法といえますか、方がいらっしゃるということによろしいでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 執行停止の要件として債権者破産しかないということはありません。

村長が答弁で申し上げたとおり、地方税法15条の7の1の3つの要件に当てはまれば、執行停止の要件ということになりますので、必ずしも破産法による破産手続によるものが執行停止の要件というわけではありません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、ちょっと私が弁護士の先生から伺ったのは勘違いだったということでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 弁護士の先生のおっしゃったことは、破産法による破産になった場合ですね、当然ながら換価する財産がそこでなくなってしまうので、そういった場合は破産法による手続によって、そういった処理がされた場合は換価するものがなくなりますので、こういうものに該当するということでおっしゃったのではないかと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 滞納処理を執行することによりまして生活を著しく困窮させるおそれが

あるときというのは、先ほどおっしゃられたみたいに、それによって生活保護を受けてしまうですとか、災害に遭われた方などが対象になるかと思えますけれども、当然現在営業をしている状態での執行停止はあり得ないということによろしいでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 営業をしている施設につきましては、営業をしている以上はそこに収入があるわけで、資力があるという判断をされますので、営業している以上は執行停止については難しいと判断しております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） わかりました。そうしましたら、前村長のまた引き継ぎ事項なんですけど、滞納者の担税力を見きわめ、徴収の事案は執行停止処分をしていくことも必要という文面も確かにありましたけれども、ほかに滞納整理を進めていく手法として、破産法による破産申し立ての研究、検討が必要であるという文言もこちらの中に入っていたんですが、下川村長はどのようにお考えか見解を伺いたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 私のほうからお答え申し上げたいと思います。破産法の申し立ての関係でございませぬけれども、日本は自由主義社会ですので、いわゆる行政を除く民間の方々にとっては法律に違反していなければ、原則としていろんなことができるわけです。公序良俗というふうに民法とか地方自治法とかに書いてありますけれども、それに法律に違反しなければ何をやってもいいわけなんですけど、行政に関しては法律の留保といまして、書いていないことを住民の方々に規制するとか、お金を頂戴するとかといったことは、原則ができないということになっております。

ただ、これはあくまでも学説でもありますしということで、法律のそういう機関を通らなければならぬことではあるんですが、今のところ法律の留保ということで決まっております。例えば滞納処分をする旅館業法という営業の許可をするとか、それから食品衛生法に基づいて飲食の提供をするとか、そういった場合を行政行為というんですけれども、そういった個人の自由を規制する場合には、必ず法律に基づけというのが法律の留保でありまして、破産法に破産の申し立てを第三者がするというのは、果たして行政行為としていいのかどうかという純粋に法律の問題になってきますので、そこら辺を含めて検討をするというところが大切かというふうに思っています。ですから、あくまでも引き継ぎ書のとおり検討をするというところでの表現が正しいかなというふうに思っています。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら私は別にこれをすべきだとか、そういう立場ではありませんので、そういうことは申し上げられないんですが、このまま滞納が増え続けるということは、

特に滞納繰越のほうですね、そちらのほうから回収できないというような状況が続くと、やはり先ほど来、何というんですかね、移住だことの、定住だことのいうところで、やっぱり支障が来すのではないか、そのように思っております。

本年度、来年度合わせて1,300万円もの大枚をはたきまして低迷する観光を官民そろって底上げをしようという白馬村観光地経営計画に取り組みが始まりました。観光庁が目指している地域観光施策は住んでよし、訪れてよしの観光地づくりで地域に住む、その地域に誇りと愛情を持ち、その地域の日常に観光客が触れ、評価をすることによってさらに地域が磨かれる、そういった循環をつくり出すことが大切だとありました。

昨日は少子化による人口の減少を見据えての移住・定住化促進が質問に出ました。このように不透明でわかりにくいことがなかなか解決できず、しかも情報も十分に住民に行き届かない、そんな地域にどれだけの人が率先し移住し、定住を望むか、どれだけの人が愛情と誇りを持てるか、そしてどれだけの人が観光地計画に進んで参加し、協力しようと思うか非常に疑問に思うところがあります。

下水道事件は、本村の運営の基本的欠陥が噴出したものと私は認識しております。この問題を曖昧な形で解決しようとするれば、村政の改革と再生はおぼつかない、そう考えております。村長の任期前半には住民の多くが納得する形で解決することを強く願ひまして、私の一般質問を終わらせていただくことにいたします。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 伊藤議員の質問に対して追加答弁がありますので、答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 先ほどの伊藤議員さんから、供用開始の公告、縦覧の件でご質問をいただいております。6月の会議録を見ますと伊藤議員さんからは、「証明する資料を提出いただければと思います」というようなことであります。副村長のほうで返事は書いてありません。

基本的に議会のほうで求められる資料については、会議の中で議長から資料提出があれば提出させていただきたいと思ひますし、また伊藤議員さん個人で必要であれば、情報公開請求がありますので請求書を提出していただき、そこでコピーとか縦覧をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 伊藤議員質問はありませんか。

第4番（伊藤まゆみ君） ありません。

議長（横田孝穂君） それでは、伊藤議員の質問がございませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番、太田伸子でございます。9月定例会の一般質問の7番目ということで最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

村長とは、こんなにも忙しいものとは思わなかったと先日の婦人会の村長と語る会で発言されておりました。今の心境はどうでしょうか。通告しておりませんが、答弁の際にお聞かせいただければうれしいなと思っております。

さて、今回の質問はユーテレ白馬について、村長の村政についての2点を伺います。

まず、1番目にユーテレ白馬の現在の加入状況。2番目に番組編成について番組審議委員会が開催されていますが、委員の意見は反映されていますか。2点について伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

まず初めに、ユーテレ白馬についてということであります。ユーテレ白馬の加入状況と番組編成についてのご質問であります。平成25年度末の加入件数は1,906件となっております。平成24年度に比べ32件増えており、内訳は44件加入し、12件が解約をしております。今年度8月末現在は1,908件、これは前年の同期と比べ23件、1.22%増加をしているところであります。

ユーテレ白馬への加入件数につきましては、当初目標の2,000件にはまだ及んでおりませんが、ここ数年20件から30件のペースで加入件数は増加をしております。今後とも指定管理者と協力をしながら魅力的な番組づくりに努め、加入者をふやしていきたいと、こういうふうにも思っております。

次に番組編成につきましては、放送法の定めにより番組審議会の設置が義務づけられ、村においても白馬村有線テレビ放送番組審議会を設置し、会議を重ねてきているところであります。会議の中では番組の編成内容、特に番組の繰り返し放送に対する工夫ですとか、災害時の情報伝達のあり方、住民の皆様番組にご出演いただき、地域と協働での番組作成はできないかなど、熱心かつ建設的なご意見をいただいているところであります。

本審議会におきましてケーブルテレビ運営をしている指定管理者を出席させ、委員からいただいたご意見に基づき、以降の放送内容、番組編成など改善に努めているところであります。

ユーテレ白馬への加入者を増やすためには先ほども申し上げましたとおり、いかに魅力的な番組づくりができるかが重要であります。そのためにも番組審議会からいただく客観的なご意見は大変貴重であり、今後とも活発に忌憚のないご意見をいただければ幸いと考えております。

冒頭、太田議員から村長という職はこんなに忙しいとは思わなかったというような私の発言に対して、今の現状の意見をということですが、言われたとおりまだ就任して1カ月という

ような状況の中で、非常に挨拶回りとか、そしてまた来客、そしてまた書類の検証等々あるわけですが、非常に忙しい毎日を過ごしているのが実情であります。

そしてまた、私は当初からいろいろな方々とお話をしたいというようなことを公約の中に申し込んでいるわけですが、いずれにいたしましても村民の皆様、そしていろいろな方から私の村長室並びに役場へ来ていただいて、いろんな方とお話をしながら行政運営に努めてまいりたいと、こんな思いでありますので、よろしくお話ししたいと思います。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありますか。太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 私は2年前まで審議委員会に出席させていただいておりました。そのときの会議の中で、やはり番組の内容が余りにも繰り返しが多いと。それから同じ時間帯に同じ番組、1日のうちの時間帯が同じところで同じ番組が出てくるので、生活サイクルがその番組と合っているんで、いつつけても見た番組しか出てこない、いつも同じに感じるという意見が出ておりました。

最近もそんなに状況も変わっていないと思いますし、内容が去年のものであったり、余り新しいという感じがしないんですね。それで何というんですかね、最近ほかの市町村の番組を借りてきてというのも変ですけども、が放送されている。やはり制作費というものに予算があるのなら、もう少し新しい村の身近な情報を放送すべきではないか。2年前のころはユーテレ白馬がまだできたばかりでしたので、放送する何というんですかね、プログラムのものがないということもあったと思うんですけども、もう3年もたっていますし、簡単な身近なことでも村の身近な情報というものを放送すべきではないかと思いますが、村長はどういうふうにお考えになりますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員からご指摘のとおりであります。私もあのケーブルテレビを毎日見ている中で同じような番組が繰り返し繰り返しというような状況は全く同感であります。

そんな中で何か幾らか工夫をする方法があるのではないかとすることは常々感じているわけですが、昨日来いろいろな部分で、村民に対してもっと情報を村民に出していくというようなこともこのケーブルテレビを活用しながら、行政のほうでいろいろな投げかけ、行政からの投げかけというようなものやっていく必要があるのではないかと。そういうことをすることによって村民と行政との距離が非常に近くなると、こんなふうを考えておりますので、また補足は総務課長のほうでもらいますけれども、いずれにいたしましても改善の余地は十分にあるというふうに感じておりますので、私の見解はそういったところであります。よろしくお話しします。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 今年になってまだ審議会を開催しておりません。議員さんのほうからで

すね、そういう提案もありますので、審議会の中で再度協議してまいりたいと思っています。

協議会においては指定管理者が出席します。じかに指定管理者に話して、どういう状況かもわかりますので、そういう形でお願いしたいと思います。また、議員さんから1人委員さんとして出席していただいています。任期について一応26年3月で終わっていますので、改めてまた委嘱してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの太田伸子議員さんの再質問の件なんですけど、村長が申し上げたとおりかと思うんですが、いわゆる番組の構成とかそこら辺の以前に、いわゆるその番組の見せ方とかそこら辺のところの技術的なところ、センスという用語がありますが、そこら辺にも多少問題があるんじゃないかというような村民からのご意見もありましたので、ちょっとそこら辺を含めて検討していけば、よりよいものになるのではないかというふうに思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ユーテレを利用して行政の情報の発信ということで番組をつくられていて、ごみの処理の分別の仕方とか、いろんなことを行政の係長さんとか出ておられます。そういうとき、言えば顔見知りの人同士の番組ですので、あそこまでかたく怖い顔をして言わないで、もう少し楽しいような、特に行政からのお知らせのときは、もう少し楽しいような内容にしていればなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今回の白馬村の長を決める大事な選挙でしたが、3人の方が立候補されていました。立ち会い演説会の当日は、立ち会い演説会が夜ということもあったり、雨も降っていて足元も悪くて、ユーテレ白馬で放送されるというふうに周知されていたようです。それでユーテレでやるなら、今日は雨も降っているし、足も痛いしっていったお年寄りの方はお出かけにならなかった方もたくさんおられたようです。私のところにも私たちは行かせていただいたんですけども、問い合わせがたくさんあって、立ち会い演説会の放送が中止になったというふうに、中止というか全然放送されなかったということがあったんですが、立ち会い演説会の放送中止の経緯について教えていただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 経緯についてはよくわかりませんが、一応やめたということで住民からの問い合わせがあり、指定管理者のほうへ確認をしました。確認したところ、一応会社のほうでやめることに決定したということで返事をいただいております。それ以上については、行政のほうとしては把握はしておりません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 会社にも問い合わせをされた方も結構いらっちゃって、会社の方はすみま

せんと言うだけのことで何の理由もなかったそうです。

立候補を表明されて、立ち会い演説会で立ち会い演説をされた当事者でもある下川村長も当然放送されるとはご存じだったと思うんですが、あのときにユーテレも取材に来ていましたし、あると思っていたんですけれども、これが放送されなかったっていうとき、下川村長はどのように思われましたでしょうか、伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員からユーテレで放送されなかったということは、私は知りませんでした。そして当然その立ち会い演説会をやりましたものですから、放映はしてはいるとは思っておりましたけれども、私もちょうど選挙戦の真っただ中で、事務所にもそういった放送もなくて、そういった知識もなくて当然やったのではないかというふうに感じております。今話を聞いてみてやらなかったというか、そういうその放映をしなかったということを初めて聞いてちょっと驚いているところであります。当然放映はしてしかるべきだと思っておりますけれども、以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 過ぎたことというか、終わったことですので、いろんなこと臆測も出ると思うんですけれども、やはりユーテレ白馬という立場があると思いますので、ちょっと一般質問の中で聞かせていただきました。

このユーテレ白馬、地域情報通信基盤整備の事業として地域間の格差を是正することにより、地域住民の生活向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としていますというふうに私たちは説明を受けました。

高齢化が進む白馬村では、独居老人や老老世帯の見守りというものも必要になってきています。このごろの南木曾町や広島の土石流の災害を見て、防災や福祉の面からも双方向通信の必要性を強く感じました。下川村長も議長でいらっしゃったところに、この整備事業の説明で、システムを整備すればそういう双方向通信も可能になる、たしかあのころあと1億円ぐらいでお年寄りのそういう独居老人のおうちと双方向通信ができるようになるというような説明も受けておりましたし、ご存じと思いますが、その整備について村長のお考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ただいま双方向の設備をとという質問でありますけれども、確かにこのユーテレ白馬を導入するときに賛否両論が非常にありまして、村民の方からもいろいろご意見がございました。そんな中でこのユーテレ白馬は将来的には、今はそういったことはできないけれども、将来的には相互方向で連絡のとり合えるような、そういった施設もできるんだと、こんな話が担当課のほうからはありました。それは私も十分承知であります。

今現在3年が経過する中で、件数も今漸増はしておりますけれども、いまだまだ2,000件

の大台を突破できないでいるというような状況の中で、そういったことが予算の関係等々がクリアできれば、相互方向のことは将来的にはやっていかなければいけない。そしてまた、これから先高齢化がますます進んでくるという状況の中で、そういったことも視野に入れながら対応をしていかなければいけないと思いますけれども、何せ今は件数が非常にまだ増えていないというような状況があるわけですので、そういった中で先ほど私が村民と行政がもっと近くなるような、そういった放送番組をというようなお話をしたわけですので、子どもの番組なんかを入れる中でそうすることによって、うちの子どもがああ番組に出ていたとか、うちの娘が出ていたということになりますと、またそんな視聴者の中から、いや、これは入ったほうがいいかなというような、そんなこともありますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 高齢化が進んで、民生委員さんたちもお年寄りのところへ回るにしても、やっぱりもう範囲が決まってくると思いますし、中で鍵をかけられていて、もう出てこれないというふうになったときには大変困ると思うんですね。

それでさっきも番組をもう少し身近にしたり、いろんなことをして入っていただく方が多くなれば、そういうこともできるとおっしゃるんですけども、独居老人のところだけは予算をつけてでも、そういうこの整備をして、朝、テレビをつけたら一応お元気でテレビをつけられたなというふうなこともわかるぐらいの、そういう整備にしていければいいかなというふうに思っております。ぜひよろしく願います。

次に、村長の政策について伺います。まず、さきに行われました村長選において村長がおっしゃいます停滞から前進の停滞とはどのようなところでしょうか。

次に、村長の村政施策を伺います。村長就任の対面式でのご挨拶では観光、教育、福祉、農業、行政組織の活性化と伺いましたが、具体的に伺います。また、特に重点となる施策はどのようにお考えでしょうか。

次に、村の滞納について伺います。村税で個人、法人、固定資産税、軽自動車税合わせて6億8,600万円余り、また国民健康保険税が5,400万円余りの滞納金があります。この金額は延滞金は加算されていません。この滞納額について村長はどのようにお考えになりますか。

停滞から前進のところ、昨日の田中議員のところと重複しておりますが、ぜひよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の2つ目の質問であります。停滞から前進につきましては、先日、田中議員の一般質問でも答弁をしたとおりであります。停滞した点はさまざまな施策において、また庁内においてアイデアがありながら具現化できなかった点だと思います。先ほども図書

館の建設などの例も挙げましたが、財政的な問題があったことは確かであり、また外国資本の受け入れ体制とか、急激な外国からのお客様への受け入れ対応の関係など、早いうちから対策を講じなければならぬと感じていたと思います。それに外部からの有効と思われる施策にかかわる意見を広く聞いて、効果的と思われる意見を取り入れて、また村民の声を広く意見を取り入れて施策に反映させることは余りできていなかったと思います。

さて、その原因とは何かといいますと、さまざま事件が次から次へと起きまして、そして新たな問題を引き起こし、さらに長期化といったことが原因で、有効な手だてを講じる余裕がなかったのではないかと思います。

そして、その関係につきましてはごみ処理の問題、そして観光局の問題、そして公共下水道の問題、太田村長は昨日も申しましたけれども、そういった白馬を前進させるという思いで就任をしたわけですが、そういったことが思うようなことができなかつたということで、非常に私は残念に思っているわけでございます。やりたかつたけれども、そういった要因でできなかつたと、こういうことがその停滞という意味であります。

そして、私の村政施策についてであります。特に重点となる施策はどの質問ですが、過日の第2回臨時会でも申し上げたとおり、私は村政運営のために5つの公約を掲げました。

1つ目は、にぎわいのある白馬、そして四季を通じた白馬の魅力を国内外へ発信し、民間活力を生かした観光局の改革、そしてまた松糸道路の早期建設に向けての道の駅構想、そして白馬ルートの高規格道路。

そして2つ目は、安心して暮らせる白馬を目指すための保育園の増設による未満児保育の充実とお年寄りが地域で暮らすことができる介護にかかわる環境整備を推進いたしますという公約であります。

そして3つ目は、優良農地の確保と新しい農業を目指すために、白馬ブランドを全国への情報発信と優良農地の確保に向けて圃場整備を推進いたします。

そして4つ目は、豊かな教育立村を目指すために、魅力ある図書館の新設と地域高校である白馬高校の存続。

そして5つ目は、行政組織の活性化を目指すための職員と一体となった住民サービスと住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進です。

その中で、特に重点となる施策は、行政組織の活性化と職員と一体となった住民サービスと住民の声を行政に生かすシステムづくりのところであり、役場行政組織の活性化と住民の声を行政に生かすこと、これらが全ての基礎になると思っております。

次に、滞納に対する考えであります。経済不況により白馬村ではオリンピック以降、来村するお客様が減少し、特にスキー産業の落ち込みの影響から滞納額が増え続けています。ここ数年、差し押さえ、換価、配当などの滞納処分を強化してきた結果、滞納額も減少している状況であり

ます。しかしながら、現在でも滞納額は7億円弱であります。このような状況下の中で多くの方が納税をいただいておりますし、今後の村づくりを推進していくためにも自主財源の確保に努めていかなければなりません。滞納への対応については地方税法、国税徴収法等の法律にのっとり粛々と遂行していく所存であります。適法かつ適正な滞納整理を進めることは、住民の負託に応えることになると思っております。

以上で2番目の村長施策についての答弁といたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 昨日の田中議員の質問の中でもいろんな問題が山積していて行政が停滞した。下水道、観光局、滞納の問題、ごみ処理場の問題などが山積して村政が停滞したと思えるというふうに発言されております。

前の村長が就任されたとき4億強であった基金が、昨年では16億9,000万円まで基金が増えております。また、実質公債費比率も23%を超えて、県のほうへ計画を上げなければ補助金等の申請ができないような状態のところから実質公債費比率も13.2%まで引き下げ、白馬村の財政は大変健全化しております。

停滞とおっしゃいますが、これらの問題を村政をやりながらもここまで基金を増やし、実質公債費比率も下げてきて、職員の皆さんも努力されたというところではありますが、これほどまでに財政を健全化しても停滞とおっしゃいますが、ではどこまでというか数字的なことではないんですが、どこまでと考えれば停滞しないで前進したというふうにお考えになるのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員の言われるように、昨日も田中議員からの再質問でありました基金の関係、そしてまた実質の公債費比率、これは当然連動をしてくれているわけでございますけれども、こういった問題、そして岳の湯のデイサービス施設の改修の問題、そういったことの仕事は十分に評価できることでありますし、特に基金の関係は今までオリンピック関連で非常に借金が多かったというようなことでありますが、そういった中で年次別にどんどん借金も減ってきました。そういった中で当時は県の許可を受けなければ白馬村は借金ができなというような、そういった状況でありましたけれども、そういった努力によって公債費比率も下がってきたと。これは大きな功績でありますし、これは誰もが認めるところであります。

また、そういった中で国の経済対策等々もありまして、実質公債費比率が下がってきたというようなことでありますし、今当時のオリンピック関連で、非常に白馬村は大きな投資をしたということがずっと引きずってきたわけでございますが、そんな中で努力をいただいたおかげにこういった実質公債費比率を下げてください、そして基金も今は8億という数字になっているわけでございますが、そういったご努力は十分に成果は感じております。

ちょっと、実質公債費比率の関係は先ほど十何億と言ったのは、全部の基金を合わせて太田議

員はそういうふうに言われたと思いますけれども、基金の関係については。すみません、財政調整基金であります。当時は非常に低かったというようなことで、それが9億幾らに積み立てていただいているというようなことで、総額で先ほど太田議員が言われたような積み立てをしていただいたということでもあります。そのことに対しましても大変にご努力をいただいたということ。

そして先ほど言ったのは、いろいろのことをやりたかったんですが、先ほど言ったようないろいろな下水道の問題とか、ごみ処理の問題とか、そういったことにも言い方が適切かどうか知りませんが、労力を費やしたというような状況でありますので、そういったことで私は発言をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ちょっと財政も健全化した、それから岳の湯とかの福祉のほうの事業もできている、それから先ほどユーテレと申し上げましたが、情報基盤整備もいち早く国の交付金をいただくところで村の完備もできた。では、停滞したということは余り感じていらっしゃらないのですかね。どこをとって停滞とおっしゃるのかをお聞きしたいです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど言ったとおりであります。いろいろなことが思うようにできなかったということは、そういった要因があったものですから、本来ならいろいろなことをもう少しやりたかったということができなかったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） いろいろなことをやりたかったのは前の村長であって、今の村長ではないということですよ。

村長（下川正剛君） もちろん、そうです。

第6番（太田伸子君） 先ほど申されたいろいろな出来事、下水道やずっと積み重ねてきたオリンピックから後、観光業の皆さんの落ち込みというところの出てくる固定資産の滞納問題、またごみ処理場の問題というのは、前の前の村長からの問題が出てきたということもあったと思います。前の前の村長からの出来事であっても、問題であっても現村長という立場の中で粛々と公務をこなしていくというのが、村長になられた方の行政の継続であると思っています。

下川村長も今現職でおられます。まだ下水道の最終結論にも至っておりませんし、また新たに固定資産税の賦課、過徴収の案件とか、それから今回観光業とかされている方々からもいろんな固定資産税の引き下げとか、滞納の徴収猶予の陳情とかも上がってきて、いろんな問題がまたこれが出てきておりますが、これらの問題に対して下川村長はどのように対処されるおつもりでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今言われたように、いろいろな問題が山積をしているわけでございます。特に、先ほど伊藤議員からもお話がありました、下水道の問題等々あるわけでございますが、先ほど来のお話のように粛々と解決に向かって進めていきたいと、こういう感じであります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ぜひ簡単に終わることでもなく、また相手もあることですので、ぜひしっかりと厳しい法のもとでやっていただくように、偏った村民の不公平感がなくなるようにぜひお願いしたいと思います。

次に、観光局についてお伺いしたいと思います。

村長は、民間活力を生かした観光局の改革ということで先ほどもおっしゃっておられます。観光局について、村長は局の抜本の見直しというふうにおっしゃっていますが、抜本的とはどのようなところでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 昨日もそういった説明をしているわけでございますけれども、私はこの観光局の関係については、今現在今年で11期を迎えるというようなことで、この観光局の立ち位置が今こういう形でいいのかどうか、そしてまたどんどんどんどん会員が減ってきている。そして、各地区には常設の観光協会がある、そして村には観光課がある。そして観光局があるという、そういったことも含めて、もう一度検証してみるべきことではないかというふうに思っております。

太田議員、ご承知のように観光局の問題については、私も議員の当時いろいろな議論がなされてまいりました。そうは言っても白馬村は観光で生きる村でありますし、その観光が観光局の位置づけというものに、果たして会員の方は理解がされているのかどうかということも含めて、そういったことを抜本的に考えていきたいということ。

そして先ほども言いましたけれども、観光局の理事長と白馬村長が同じ立ち位置でいいのかとか、同一でいいのかどうかという、これだけ観光というすぐタイムリーに判断を下して動かなきゃいけない状況の中で、村長の日程がとれないから会議が開けないとか、それから村長の決裁がとれなければというような、そういうような状況の中で果たして特に観光というものに対して何というか、リアルタイムにどんどんどんどん動いていくような、世の中がどんどん変わっておりますので、そんな対応ができる方法がいいのではないかと、私も理事会でそんな挨拶をしたわけでございます。

当面、前理事長から今度私というようなことで、この間の臨時総会を開催され、そして来年の5月の定例総会までということで、今職務についているわけでございますけれども、いずれにいたしましても議会の皆様からいろいろなご意見を頂戴しながら、そしてまた会員の皆さん、そして村民の皆さんから、果たしてこの今の組織がこれでいいのかどうかも含めてご意見を頂戴し

ながら進めてまいりたいと、このように思っております。

そして、今年初めて白馬村観光経営計画というような、昨日、おとといですか、そういった会議を初めて発足をされたというようなことで、これから将来的に白馬村の観光がどういう形で進むべきか、そんなことも含めて検討をしていくという、そういった組織を立ち上げたということでもありますので、そんなことも期待をしながら、そしてまた観光はスキーと山だけではなく、白馬村それぞれ村ごと自然公園という、本当に白馬村のよさを掘り起こしながら、そしてみんながおもてなしの心を持ってお客様を迎える、こういった姿勢が大事ではないかと思えます。それには当然農業も林業も、いろいろな歴史文化もいろいろな部分もありますけれども、そういったことも勘案しながら、これからの白馬村の観光の方向性というか、計画づくりに期待をしているところでございます。そんな中で、ぜひ議員の皆様方にもご意見を頂戴したいなど。

もうほかにはいろいろ産業はあるわけでございますけれども、そうは言っても先ほど言ったように観光と農業、これが白馬村の歴史であり、基本で基軸でありますので、そんなことを考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） さきの観光局の代表理事の就任のところのご挨拶の中でも、村長は代表理事を兼ねないほうがよいとおっしゃって、発言されながらも就任されております。とりあえず今の話でしたら、とりあえずこの11期後半の残任期間は代表理事をやるというような感じではありますが、村からの補助金というか、たくさん観光局には出ております。村長もやはりその辺のことを認識していただいて、代表理事という立場、また観光局の何というんですかね、観光に携わっていただきたいなというふうには思っております。

ちょっと時間がないです。次に進みたいと思いますが、豊かな教育立村への前進というところで、白馬高校の存続というのが出ております。私は前の村長の際にも定例会で何度も質問させていただいています。何としてでも白馬高校を存続させなければ、教育問題だけでなく、地域経済、また人材育成の拠点として白馬高校の存在は極めて大きな課題であると考えています。

先日、観光地経営計画策定委員会でも松本大学の佐藤教授も地域に高校がなくなるということは、地域に若者が育たなくなるということであるとおっしゃってございました。この地域に高校生がない、強いては白馬村に若者がいなくなるということだと思えます。幸い、先ごろの県教育委員会への要望活動の際に、県教育長から平成27年度は普通科クラス募集の状況で存続をさせるとの答弁をいただいたところですが、これで存続が決まったわけではありません。

そこで、なぜ中条高校や犀峽高校のように1クラス募集ということにならず、白馬高校だけが特別に2クラス募集になったのか、村長はどのようにお考えになりますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員から中条高校の例が出ました。いずれ中条高校もそうでありま

すし、犀峽高校もそうでありますが、160人を2年続けて切った場合にはもうキャンパス化、要するに分校ですね、分校、それから募集停止、それで最後は廃校と、この3つの道しかなかったわけでありまして、今、宮澤県議さん、そして前村長の、松本小谷村長も含めてでありますけれども、ご努力によってもう1つこの白馬高校普通科と観光学科というようなことで、もう1つの選択肢が出てきたということでもあります。

この関係については今言ったように両村長、そしてまた県議の本当のご努力だというふうに思っておりますが、今後もどういうふうに展開していくかはわかりませんが、いずれにいたしましても先ほど太田議員が言われるように、白馬村に地域に高校がないということは、もう衰退の一途だということは十分認識をしております。そういった中で何としてもこの地域高校として白馬高校を存続させたい、そういった思いは今までの先輩も含めて、そして約6,000人が今の白馬高校のOBのようでありますけれども、そういった方々、そしてまた先ほど言った両村長さん、それから宮澤県議さんのおかげに、今こうした何とか存続をしなきゃいけないという気風になってきております。

そしてまた昨年は白馬、小谷で存続に向けての村民大会をして、意思の統一をしたということのようではありますが、いずれにいたしましても地域高校がなくなるということは、本当に将来の子どものためにも、白馬村の将来のためにも非常に危惧をしているところであります。そんなことでみんなと一緒に、この存続に向けて推進をしてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと12分です。質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 27年度の募集は普通科2クラスというところは答弁をいただいて決まったんですが、平成28年度の募集はどのようになるのか、おわかりでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 27年、来年度は県教委のほうで通常通り募集をしていただけると、こういう話であります。そういった中で28年度からは県のほうの募集では1クラス、そして地域で小谷、白馬で観光学科というような形の中で、1クラス全国募集ということで進めていきたいということで今進めているというか、そういうことで要望を県の教育委員会のほうへ先月の28日ですか、提出をいたしました。

そういった中でちょっと先ほど落としましたけれども、何で白馬高校は中条高校と犀峽と違うんだというような、そういった質問がありましたけれども、それは先ほど言ったようなご努力のほかにも、白馬高校はそのキャンパス化というか定員をもう割る前にもう活動をしてきたと。太田議員も委員会として懇話会に入っておりましたけれども、県の教育委員会でも白馬高校はもう前からそういった活動を、存続に向けての活動をしているじゃないかと、こういったことも1つ

の我々に元気のある言葉だというふうに受けとめておりますけれども、これからいろいろ県のほうとキャッチボールをする中で、いろいろなまだ暗礁があるわけでございます。

また、議員の皆様にも22日ですか、全協を開いていただいて、こういった話を説明しながら進めていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても28年度から募集ということになりますと、もう早い段階からアクションを起こしていかなければ間に合わないという状況であります。そんなふうに自覚をしているところでもありますので、できるだけ早くアクションを起こして、もう今からでも事務局はどうするのか、そういったことも含めて対応をしていかなければいけないというふうに感じておりますので、またご理解をいただいたり、またご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私のほうでも28年度は1クラスは普通科募集、もう1クラスは県教育委員会が学科転換を認めて、全国募集できる専門学科の募集ができるようになったというふうに聞いています。それには高いハードルがあって、来年の6月ごろまでには全国募集のための具体的な方針が決まっていなければ、今ごろにはもうパンフレットとかができて募集に回れるぐらいのことになっていないと、生徒は集まらないと思うんですよね。

今、教育課長のほうでは将来を考える会のほかに委員会を立ち上げないというふうに、この間は発言されておりましたが、県と連携をとりながら白馬、小谷村が存続に向けてどのような対応をとるかにかかっていると思っています。

下川村長は、先ほど事務局をどうするかとかっておっしゃっていましたが、学校運営委員会のようなワーキンググループの立ち上げとか、それから公営塾、土曜日とかに塾とか大学進学に向けての公営塾とかの開催とか、村費の講師とか全国募集するためには大変個々にいろいろ進めなければいけない問題があると思いますが、下川村長は具体的な対応策というものは考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今のご質問でございますけれども、新しいワーキンググループを立ち上げてというような、そういったご質問だと思いますけれども、今まで太田議員も参画をされていたと思っておりますけれども、白馬高校を育てる懇話会という組織がございまして、約40名ですか、40名の組織で今まで動いてきていたわけでございますけれども、今そこから選抜をされたというか、その中で両村長を含め、それから県議さんを相談役、そしてまた両村の議会の関係、それから両村の商工会、そしてPTA、それから同窓会等々を含めて、今そういった形で白馬高校の将来を考える会というところで任されたというか、今窓口になって進めているところであります。

そしてあさってでございますけれども、28日に県の教育委員会のほうにその要望書を出した、その内容についてまだ考える会の委員の皆さんにまだ会議を開いてございませんので、21日の

あさっての日でございますけれども、経過についてご説明をすると。その後すぐ午後懇話会の皆様方にも、こういった形で先月の26日の日に県のほうへ要望をしてきたという話もあわせてご了解を得ながら、今後の対応についてどうしていくかということも含めて皆さんにご説明をしたいというふうに考えておりますので、いずれにいたしましても先ほど言ったように事務局も含めてできることから一歩でも半歩でも前へ出ていかなければならないという、もうせっぱ詰まっておりますので、そういったことからできるだけ前へ進めたいということでもあります。

そして、このほかにワーキンググループみたいなものをつくるかということは、今後の経過の中でそういった場合もあるかもしれませんけれども、今は窓口は将来を考える会のほうで窓口として進めてまいると、こんな状況でありますので、またいろいろなご意見がありましたらいろいろ言っていて、目的は白馬高校が存続できるということが一番の目的でありますし、地域高校として、これは将来に向かって、観光であれ農業であれ何であれ、地域高校がないということになりますと、本当に元気がなくなる村になっちゃうということでもありますので、一緒になってぜひ進めていただければなと思っておりますので、ぜひまたご協力をお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私もその育てる懇話会にも出ておりましたし、今将来を考える会にも議会、ほとんどの議員が傍聴をさせていただいております。

将来を考える会で、こういうふうな今の具体的なところまで持ってきていただけたというふうに内容の濃い会議をされているのはわかっておりますが、今言っているのは今度は将来、全国募集をするためには寮をどうするのか、また人数をどれぐらい見込んでいるのか、また寮を考えたときには寮長が必要ですし、全国から子どもが来るということは、親がわりの引き受けが必要だと思えます。そういう細かなところを考えるとところというところで、学校運営委員会とかワーキンググループというものをもう立ち上げていかないと間に合わないのではないかというふうにお話させていただきました。ぜひ、その辺をご検討いただいて、前向きにぜひ残せるように検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 太田議員の質問がありませんので、以上で太田議員の質問を終わります。第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

以上で日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月20日から9月23日までを休会とし、全員協議会等を行い、9月24日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、明日9月20日から9月23日までを休会とし、全員協議会等を行い、9月24日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

平成26年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成26年9月24日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成26年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成26年9月24日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 報告第 7号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について
- 日程第 4 議案第46号 財産の取得について
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 発議第 5号 集団的自衛権に関する意見書
- 日程第 7 発委第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書※国
- 日程第 8 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書※県
- 日程第 9 発委第 7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
- 日程第10 発委第 8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議（案）について
- 日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第14 議員派遣について

平成26年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成26年9月24日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

報告第7号（村長提出議案）説明、質疑、

議案第46号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論

同意第3号（村長提出議案）説明、質疑・討論省略、採決

発議第5号（議員提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第5号から発委第7号（総務社会委員会提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第8号（議会運営委員会提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

- 4) 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
 - 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 7) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長から提出された議案は次のとおりである。
2. 議案第46号 財産の取得について
9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書※国
 2. 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書※県
 3. 発委第 7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
 4. 発委第 8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議（案）について
10. 地方自治法第112条第1項の規定により、議員から提出された議案は次のとおりである。
1. 発議第 5号 集団的自衛権に関する意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成26年第3回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案3件、請願2件、陳情2件であります。

議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。概要は法律名が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことにより、条文中の法律名を改正するもの、改正により配偶者のない男子の定義が新設されたことにより、規定の整備を行うものであります。

質疑、討論はなく、議案第40号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）についてであります。概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,664万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,373万3,000円とするものであります。

総務課関係でありますけれども、財産管理費270万1,000円の増額は、そのうち210万1,000円は多目的施設空調設備などに、それから備品購入費48万8,000円は

マイマイガ対策噴霧器2台の購入費であります。

会計管理事業271万4,000円の増額は、このうち源泉所得税241万4,000円であり、延滞税及び30万円は個人事業主に対する支払いについて源泉徴収漏れによるものであります。

次に、地球温暖化対策事業10万円の増額は光熱費であり、夢白馬の充電器の電気料であります。

質疑に入り、多目的にエアコンを入れた理由はに対して、観光局に2台、スキークラブに1台入れた。風通しが悪く暑いために健康管理の観点から入れたものと答弁がありました。

急速充電器の使用頻度と設置場所を増やすべきではに対して、月平均で60件、8月は80件あった。国の補助にもよるが、庁舎に設置したいという答弁がありました。

次に、税務課関係でありますけれども、賦課徴収費912万4,000円の増額、そのうち62万4,000円はハードウェア、ソフトウェアリース料であり、滞納整理システムのリース料を追加するもので、当初計上の見積もり誤りによるものであります。

補償補填及び賠償金400万円と村税還付金及び還付加算金450万円は、固定資産税の住宅用地に係る特例において軽減措置がなされていない土地があることが判明し調査したところ、106件の措置漏れが見つかったため、還付に要する費用を追加するものであります。

なお、地方税法の規定により5年間遡及して還付するものは、村税還付金及び還付加算金に計上し、5年を超えて10年までのものは白馬村税等過誤納金補填金支払い要綱に計上するものであります。

質疑に入り、住宅用地の特例については職員の知識不足であったのかに対して、職員の認識不足と係同士の連携不足が原因であると思うという答弁がありました。

今回の課税誤りは自主的に見つけたのか、納税者の指摘なのかに対して、納税者の指摘があり、調査した結果が今回の補正であるという答弁がありました。

106件はかなり多いが、これで全てかに対して、現在把握している数であり、今年整備している評価システムにより、さらに出る可能性もあるという答弁がありました。

還付対象者に滞納者がいた場合の還付はどうするのかに対して、基本的には滞納額に充当することになるという答弁がありました。

意見として、この特例のように納税者に有利になるものなどは、税務課窓口などで住民に親身になって相談に乗ってほしい。広報やホームページでの告知もいいのだが、村民と対面して話すことも大事なので、職員は心がけてほしい。

次に、今回の補正はミスによるものばかりである。滞納処分などを厳しく行っているのに課税などでミスがあるようでは徴収に影響が出るのではないかという2つの意見がありました。

次に、教育委員会関係でありますけれども、学校管理費171万3,000円の増額で防犯防

災業務委託料104万6,000円は、学校が特定建築物で3年に一度の定期検査委託料であります。

文化財保護費109万5,000円の増額は地権者による損壊による補修事業、それから体育施設費79万7,000円の増額は、体育館やグラウンドの照明器具の取りかえであります。

質疑に入り、文化財は工事などで壊されたのかに対して、個人が世代交代などで認識不足のため損壊してしまったという答弁がありました。

次に、健康福祉課であります。障害者福祉費72万8,000円の増額は、障がい者・障がい児日中活動増加に伴い支援するものであり、国、県から4分の3の補助があるものであります。

臨時福祉給付金2,214万2,000円の増額は、対象者として把握できた方が1,352件、未申告者が227名、8月末の申請件数は883件、決定件数が853件、不支給が30件、実際の支給対象者は1,357名となり、これまで1,724万円の支払いとなった。不足と思われる額が今回の補正となったもので、当初予算に計上しなければならなかったのが、予算編成の段階では対象者が住民税非課税世帯などで読めなかったため、今回の多額の補正になったものであります。

保健予防費346万4,000円の増額は10月1日から予防接種法が変わり、水ぼうそう、高齢者肺炎球菌が新たに定期接種となったもので、高齢者肺炎球菌接種対象者は60歳から5歳刻みの635名で、希望者となるものであります。

質疑に入り、臨時福祉給付金の支払いは始まっているのかに対し、始まっている。7月1日から交付し、1回目は8月17日に支払いをした。月でまとめて支払う、10月1日までなので、「広報はくば」や防災無線を通じて知らせている。

次に、申請方式での支払いかに対して、平成26年度住民税非課税世帯となる被扶養者は対象外である。対象者には申請者に通知してある。その対象者が本当に対象になるかは、申告状況などによりわからないという答弁がありました。

次に、消費税絡みで今回の措置だが、次年度以降はどうなるのかに対して、国では今回限りとの説明がされているという答弁がありました。

次に、住民課関係であります。し尿処理費、し尿処理計画策定業務委託料430万円の増額は、白馬山麓施設組合クリーンコスモ姫川の老朽化に伴い、今後施設のあり方について白馬、小谷両村で検証作業をする、そのための業者への委託料であります。

質疑、意見はなく、議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の総務社会委員会所管事項については、全て説明、質疑、意見が終了し、全体の討論はなく、議案第42号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第43号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万8,000円を追

加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,897万8,000円とするものであります。

一般管理費78万8,000円の増額で、消耗品費11万3,000円は医療費抑制のためのジェネリック医薬品啓発物品シール購入費用であります。

電算化共同処理事業等委託料67万5,000円は、高額療養費の見直し、70歳からの負担区分の見直し等によるシステム改修によるものであります。

賦課徴収費31万円の増額、そのうち20万円は固定資産税の賦課誤りにかかわる国保税資産割部分の更正によるもので、要綱により5年を超える5年度分についての補填をするものであります。

質疑、討論はなく、議案第43号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1号 活力ある白馬村を創出するための減税施策と村を守るための村税の施策を求めるものであります。

平成26年8月11日受理、提出者は八方尾根山水会、八方尾根観光協会長 丸山星郎、八方区長 丸山勇太郎、八方区総代 太谷亮次、八方口区長 太田勝巳、八方口総代 松澤義介、一般財団法人八方振興会理事長 丸山仁也、八方尾根開発株式会社社長 倉田保緒、白馬観光開発株式会社社長 高梨光、その他244名であります。紹介議員は太谷正治議員。

概要は、行政は観光立村の白馬の根幹をなしている事業者の窮状を十分に理解し、その上で検討化され、有効な施策を講じ、村を築き上げてきた者を守り、この地で生き続け再び生まれ変わるための道程を示さなければなりません。このままでは白馬村は立ち直れません。これを防ぐことこそが行政がなすべき最重要施策では。

請願事項は、1、事業者を守るための白馬村として何らかの減税策を実施してください。2、スキー場の差し押さえ・公売など、観光の基盤を揺るがす施策はやめてくださいというものであります。

提出者、八方尾根観光協会長 丸山星郎、八方振興会理事長 丸山仁也、お二人に委員会に出席をいただき請願を説明していただき、また委員の質問にも答えていただきました。

初めに、観光協会長より始めの挨拶をいただきました。それによりますと、毎月1回行われている八方・八方口の重役で構成されるメンバー会議で、白馬の観光の経営実態を知っていただくために請願書をつくった。今から8年前から35軒の宿泊施設がやめている。スキー産業にかかわっている方々は疲れ切っているのが現状で、地域の再生が早くできないものかと区民の署名を添えて出させていただいたとの冒頭説明でありました。

質疑に入り、説明者に対してですが、時効停止しないで無理なものは不納欠損しなさいということであるのかに対して、時効までの5年間で最大限の努力をして、5年後には古いものをなくしていく、そういったことをしないと皆が潰れてしまう。王滝村ではそういうやり方をしている。

納税義務者としては経営基盤の改善がなければ、過去のものを精算できる力はないというお答えがありました。

2つ目として、税の軽減をすれば、村の財政も厳しくなり、観光施設も低迷していくと思うが、どうかに対して、村の固定資産の見直しを市場価格に合わせてほしいと思うが、そうすると税収は減るし、国、県からの交付金に影響が出ることはわかっているというお答えがありました。

次に、行政に対して質疑でありますけれども、リフォームすると評価額が上がるのかに対して、床面積が変わる場合は再評価とする場合がある、床面積が変わらない場合は家屋に付随しない設備は償却資産として課税されるという答弁がありました。

差し押さえしたものは換価しなければいけないのかに対して、差し押さえしっぱなしではいけないので、公売、換価が流れである。しかし、差し押さえ後に納税されれば当然解除されるという答弁がありました。

説明者のほうで締めくくりの挨拶があり、役場に新しい観光施策を立案し、地域と連携しながら一緒に改善する部署をつくってほしいというお話がありました。

次に意見であります。村民の意見を聞く中で、経済的に大変厳しい状態であることは理解できる。全てをここで判断するのは非常に厳しい。全てが固定資産税を見直せば解決するとは思えないので、この委員会で即結論を出すのではなく、継続的に他の議員を含め議論したらどうかという意見。

次に、長野県税金オンブズマンの資料にもあるが、不均一課税などができるのかも少し勉強して、可能な道を探っていきたいという意見がありました。探っていくべき、そして継続審査がいいと思う。ここですぐに採択というのは疑問があるという意見がありました。

討論はなく、採決をした結果、継続審査にすべきものと決定をいたしました。

次に、請願第2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

平成26年8月21日受理で、提出者は白馬村北城9464の161、大北九条の会白馬世話人 速水政文。紹介議員は加藤亮輔議員。

概要は、政府は今後、この閣議決定について年末までに「日米防衛協力のための指針」ガイドラインの改定を行い、来春以降、自衛隊法、PKO法など関連する法整備を行おうとしています。しかし、今回のような憲法の根本原理を根底から覆す閣議決定は、「憲法に反する一切の法律も国務に関する一切の行為も効力を有しない」とする憲法98条に照らして厳しく判断されるべきであり、その議論を経ずしてガイドラインの見直しや関連法整備は進められるべきではありません。

よって、国においては集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、これにもとづく法整備は行わないことを強く要請するものです。

請願事項は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出をしてくださいというものです。

意見として、撤回すべきとの部分は賛成しかねる。一議会で結論を出すべき問題ではない。白馬村議会として慎重に議論していただきたいという意見書を出すべきである。

次に、一内閣で閣議決定をすべきではない。憲法改正を経てべきだというように思う。閣議決定撤回は賛成である。

採決に入り、請願第2号は、委員長を除く委員少数の賛成により、不採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。

平成26年7月29日受理。提出者は、塩尻市広丘高出2081、代表中信地区私学助成推進協議会会長 犬飼浩一。

概要は、2010年度より高校授業料無償化政策が実施され、私学に通う生徒にも私学支援金が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で保護者の方々の学費負担は深刻な状況がまだ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っております。さらに特色あるカリキュラムを求めて子どもたちが通う学校には、設備の整備、拡充を初めとする教育環境の一層の改善が強く求められており、これらへの取り組みは私たち保護者を含む学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状であります。

今年度は、白馬村から中信地区7校へ14名の生徒さんをお預かりしております。それぞれ自分の夢の実現に向けて学習を初め部活動、生徒会活動に励んでおり、白馬村におかれましては、かつて助成制度が制定されていた経緯もあります。私学に通う保護者の経済的負担に配慮していただき、何とぞ復活をお願いを申し上げます。

陳情事項でありますけれども、1つ、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助を行ってください。2、国、県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに私学助成の大幅増額のための意見書を上げてください。

質疑に入り、平成23年度に補助をやめた理由はに対して、平成22年度の当初予算に上げてあったのが高校の無償化により、6月の補正予算で減額上程をし、可決されたものですという行政側の答弁がありました。

もう1つ、池田町は継続支給、松川村は同時期にやめて24年度に復活しているが、この辺の経過はどうなのかということに対して、それぞれの町村の法律の中身、読み方の差が出たのではないかと。復活しているところが結構あるという行政側の答弁がありました。

討論に入り、少子化で子育てしやすい環境を整えるために近くの高校に通えない子どももいるので、選択肢が多いほうがいいので採択をすべき。白馬、小谷は白馬高校を残すために子どもたちに制限するつもりはないが、私学よりも地元の高校に目を向けてほしいので不採択という討論

がありました。

裁決をした結果、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情は、委員長を除く委員多数の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求めるもの。

平成26年8月6日受理で、提出者は大阪府東大阪市六万寺町3の12の33、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表 藤本久美子。

概要は、軽度外傷性脳損傷(MTBI)は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経繊維組織が断裂するなどして発症する病気です。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状であります。

受傷時の意識障害は軽度でも重傷の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について多くの村民に周知を図っていただきたいというように思います。

陳情事項は、国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

1. 業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害(補償)年金が受給できるよう労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

意見として、中学の授業に柔道があり、損傷の懸念がある。国も対策に動いていることもあるので、採択をすべき。制度を乱用されることも懸念されるという意見もありました。

採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長(横田孝穂君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第43号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。
請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。請願第1号 活力ある白馬村を創出するための減税施策と村を守るための村税の施策を求める請願書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、請願第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

請願第2号の討論に入ります。最初に原案に反対する者の討論はありませんか。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 第2番津滝俊幸です。私は請願第2号に対して反対をする討論をさせていただきます。

集団的自衛権行使容認が閣議決定された経緯について、閣議決定の撤回と関連法案改正をしないように求める請願であります。我が国の安全保障環境が厳しさを増している中、国民の生命や安全を確実に担保する種々の方策の必要性が高まっていることは無論のことです。集団的自衛権の行使に関しても、我が国の取り巻く諸事情勢に対応する中で議論、検討してきた結果であると考えます。

国民的理解や憲法解釈を決定する手法について賛否両論はあるところではありますが、閣議決定の撤回を求めるということだけでなく、十分な説明を求め、国会でしっかりと議論を尽くすことが重要であると思いますので、この請願については私は反対するものであります。以上です。

議長（横田孝穂君） 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。私は大北九条の会白馬支部から出された集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、関連法の改正を行わないことを国会へ提出することを求めた請願書を採択する賛成の立場で意見を述べます。

安倍政権は、憲法解釈を変更して集団的自衛権を容認する閣議決定をしましたが、この決定は憲法違反です。ご存じと思いますが、集団的自衛権とは日本が攻撃されていなくても、我が国と密接な関係にある他国に武力攻撃があったとき、一緒になって国外で戦争することです。日本はさきの戦争の反省に立って憲法前文で国民主権、平和主義の崇高な理想と目的を達成することを誓い、また9条で国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使を放棄することを明記しています。つまり、集団的自衛権を用いることは認められていません。

また、憲法改正の手続は、96条にきちんと明記されています。内閣は変更の提案はできますが、決めるのは主権者である国民です。閣議決定で解釈の変更はできません。安倍内閣が憲法違反の決定をしたため多くの国民が反対し、長野県下でも77自治体のうち43市町村長と41地方議会が解釈改憲反対、閣議決定の撤回を表明しています。この声が国を動かすのです。地方議会も大いに意見を述べるべきです。

白馬議会の議員の皆さん、若者たちを危険なところへ連れていく考えをやめよ、法整備をやめよとのこの請願を採択することを強くお願いして、私の意見を終わります。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。

請願第2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願書の件は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（横田孝穂君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） 平成26年第3回議会定例会、産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。本定例会におきまして産業経済委員会に付託されました案件は議案4件です。以下、委員会における審議の経過と結果についてご報告します。

議案第41号は、平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。これは平成25年度決算における白馬村水道事業会計未処分利益剰余金2,650万9,539円のうち600万円を減債積立金に、1,800万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものです。

質疑、討論は特になく、採決の結果、議案第41号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は分割審査ですので、当委員会の所管事項について、課ごとにまとめてご報告します。なお、補正予算全体の金額的概要については総務委員長報告のとおりです。

最初に農政課関係です。主な内容として農業委員会費では27年4月から運用を開始する農地基本台帳システム整備に384万円の増額、県からの同整備事業に対する補助金を財源の一部に予定しているものです。

特産品開発事業として、10月26日に東京銀座に新たにオープンする銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースにおいて、11月10日に予定されている白馬フェアの開催に当たり、職員や当日に振る舞い予定のそばガレットをつくるクレーピエの方など十数名分の旅費や原材料費等で103万3,000円の増額。多面的機能支払交付金事業では新規に5団体が取り組みを始めたことや既存団体の取り組み面積の増加により、対象地が約270ヘクタールの増加となったことから、207万5,000円を増額、これについては、支払金総額の25%を村が負担しています。

農業基盤整備促進事業の4、100万円の減額は県の補助金の減額のため、予定していた落倉地区の水路改修工事を今年度は中止したことによるもので、工事が行われる場合に予定していた村の起債も取りやめとしています。工事については、改めて来年度ほかの地区と合わせた事業として計画する予定であるとのことでした。

農地台帳システムはどのようなものであるかという質疑があり、農地基本台帳が農地台帳となるもので、現在ある農地基本台帳でも耕作放棄地の所在など、農地に関する情報は全て把握できているが、農業委員会の所有する情報を一筆ごとに整理して、来年4月からはこれらの情報を公開することになる。

また、国・県の財源補助が未確定でも行うのかという質疑があり、法定事項のため補助金財源が確定しなくても、村の単独費で実施する予定であるということでした。

銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースの活用方法について質疑があり、イベントスペースについては広さの問題もあるので、オープニングイベントをして様子を見てから考えたい、また展示スペースについては積極的に活用をしていきたいということでした。

続きまして、建設課関係です。主な内容として道路維持費でマイマイガの駆除作業委託料として28万円、村道維持補修工事では天候不順による工事費増加で761万円、地区への原材料支給として70万円など合計859万円を増額。道路新設改良費では、和田野地区の水路敷確定に伴う測量設計委託料として58万9,000円の増額。都市公園費で大出公園のマイマイガ駆除委託料として23万5,000円の増額です。

マイマイガの駆除方法と担当する課について質疑があり、今回の補正に係る駆除は幼虫に対する薬剤散布によるものである。また、駆除は基本的に所管する場所や施設ごとに各担当課で行っているということでした。

委員からは、対策本部があるので駆除については役場全体として一定の方向性を出して対処してはどうかという意見がありました。

道路新設改良費の財源としている国からのがんばる地域交付金、地域活性化効果実感臨時交付金について質疑があり、これは昨年度、国で決定をした交付金で、地方単独事業の一般財源に充当するものである。県からは完了した事業に充当するよう指導があり、今回は事業終了した蕨平の舗装修繕工事に充当するものであるという説明がありました。

最後に観光課関係です。主な内容として銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースのオープニングイベント参加の観光課職員の旅費8万3,000円、HAKUBAガレットとあわせ来年2月に開催予定のそば記念日週間をPRするための費用として40万円をそれぞれ増額。雪害による頂上宿舎、天狗山荘、避難小屋の3施設の修繕が終わり、工事費490万3,000円余りのうち当初に予算計上していた100万円との不足分390万4,000円、八方第2ケルン公衆トイレの汚水のパイプラインの一部損傷に伴う修繕費として175万8,000円、五竜遠

見尾根トレッキングコースの案内表示板修繕費として5万8,000円で、観光施設の修繕費合計で572万円を増額です。

八方第2ケルン公衆トイレ汚水パイプラインについては、共用している白馬観光開発が3分の1、村が3分の2を負担するものです。また、長野県山岳環境保全事業として白馬村が要望していた小遠見登山道周辺整備工事にアサヒビールからの寄附金を活用した補助金60万円の内示があったことにより、同額を増額します。整備事業の委託先は白馬五竜観光協会になります。そのほか猿倉荘の水源からの給水管の屈折損傷の修繕工事費40万円を増額です。

7月の大雨災害による中央西線の運休への緊急対策として大町市、小谷村と共同で高速バス名古屋松本線に接続するバスを運行した経費として25万円を増額。なお、バスについては7月25日から8月8日までの15日間を運行し、事業費負担は3市村の均等割となっています。

8月9日に東京お台場でのゆるキャラダンス選手権に白馬村キャラクターであるヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世が出場した際の職員等の旅費と着ぐるみの修繕費として合計13万1,000円を増額。

平成12年から毎年八方尾根自然環境保全協議会が実施している植生回復事業に対し、同協議会から要望書の提出があり、村は総事業費の半分を負担することとし、65万円を増額。財源は黒崎基金を充当しています。次年度以降については予算編成会議の中で検討することということです。

5月に発生した突風で夢白馬食品加工施設の屋根や出入り口扉のガラスが壊れたため、修繕費として20万1,000円を増額。

質疑に入り、毎年山小屋は雪害で破損箇所が出て、修繕が必要となっている状態であるが、共済掛金の変動はあるのか質疑があり、保険請求は毎年しているが、今のところ特に掛金への影響はないとのことでした。

高山植物の植生回復事業と村のかかわりについて質疑があり、ハード事業については民間の施設整備などに対して補助をするという施策はない。国立公園を除いた場所の保全に関しては村が主体ではなく、地域で活動をしている団体などに村が支援しているのが現状である。今回は実施団体からの要望を受け、村で助成することになったものであるとのことでした。

議案第42号に関して上下水道課関係のものは今回ありませんでした。

討論はなく、採決の結果、議案第42号の産業経済委員会の所管事項につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号は白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算総額にそれぞれ109万8,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,867万4,000円とするものです。

公共下水道受益者負担金事務改善報告書について、外部の専門機関である日本下水道事業団に

事務手続の点検及び見直しに関する業務を委託する費用及び滞納対策などについての職員の研修費用として合わせて89万6,000円を増額。なお、この研修に関する委託については予算成立後に契約する予定ということです。

下水道受益者負担金の補填費用として20万2,000円を増額。これは個人から出されていた請求に基づき検討をしたところ、国土調査の結果を受けて道路敷面積が確定したことや所有地について住宅用地に対する課税標準特例が受けられるものであったことが判明したことから、既に支払われた負担金95万5,800円、これは平成9年に賦課されたものですが、それと減免後の負担金とする75万4,600円との差額を補填金として支払いたいとするものです。

受益者負担金は、都市計画法を根拠法令としているもので税金ではないため、今回の補填に関しては地方自治法第232条の2を適用してお返ししたいものとの説明がありました。

東部処理場内にある機器撤去工事に係る設計図書の作成委託料として15万2,000円を増加し、これについては工事請負費を同額で減額するものです。

質疑に入り、受益者負担金の補填金について質疑がありました。本人はこれで全て納得するものかという質疑があり、税務課では確認できるものは補填するということになったので、下水道受益者負担金についても、それに合わせるものである。本人にはこれからの交渉となるということでした。

また、根拠とする地方自治法232条の2の公益上必要であると認められるときについて、どれをもって公益上必要であるかという質疑があり、他の方との公平感を保つという観点からであるとのことでした。

受益者負担金事務改善報告書について、日本下水道事業団以外での検証予定について質疑があり、今回予定している検証結果を受けてから必要があれば行うことになるということでした。

下水道受益者負担金問題について、今後の住民に対しての説明会予定の質疑があり、事務改善報告書はあくまでも通過点と考えており、今後、村がどう理解し改善していくのかを説明していかなければならないと考えているとのことでした。

日本下水道事業団では、いわゆる分担金への賦課がえについての検討はあるのかという質疑があり、賦課がえ制度を見直すことは決定しているので、それについてもアドバイスをもらい、決定していきたいということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員長を除く委員多数の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号は、白馬村水道事業会計補正予算（第1号）です。収益的支出のうち水道事業費用において10万4,000円を増額するものです。内容としては職員2名分の宿泊を伴う水道事業の実務関係の研修旅費と参加費です。

今回補正予算に計上されてきたわけであるが、研修は年度当初から年間として予定されている

ものではないのかという質疑があり、業務を日々遂行していく上で必要と思われる研修は年度の途中でも参加する方向であるということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第45号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託案件につきましての産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第42号の討論に入ります。討論はあ

りませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第3号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(横田孝穂君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番北澤禎二郎決算特別委員長。

決算特別委員長(北澤禎二郎君) 決算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において決算特別委員会は去る9月5日から5日間と17日の計6日間にわたり認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件を審査いたしました。各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他の説明資料、監査委員の決算審査意見等に基づき予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算の概要は、収入は49億5,209万3,000円で、前年度比2億184万9,000円、4.2%の増です。歳出は47億3,492万5,000円で、前年度比3.1%、1億4,308万1,000円の増となり、形式収支は2億1,716万8,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源1,969万2,000円を差し引いた実質収支は1億9,747万6,000円の黒字となったものであります。また、決算剰余金は1億1,747万6,000円を26年度に繰り越し、地方財政法の規定により8,000万円を財政調整基金へ積み立てています。財政調整基金に含む全ての基金残高は15億2,581万8,000円となりました。

地方債残高は51億3,404万8,000円で、前年度比2億2,432万7,000円、4.2%の減となっております。また、実質公債費比率は3カ年平均で13.2となり、単年度数値では12.4で、対前年度比0.5ポイントの減でした。公債費負担は年々改善されております。

次に、歳入についてであります。村税は決算額は15億330万4,000円で、前年度に比べ4,500万2,000円の増となりました。担当課の積極的な徴収や滞納処分により、徴収率が68.2%となり、前年度から3.6%増となっております。なお、村税が歳入に占める割合は30.4%でした。

特別交付税までを含めた地方交付税の総額は17億7,150万8,000円で、前年度に比べ1,299万円の増となりました。しかし、交付にかえて振りかえられる臨時財政対策債の額が減額となったため、臨時財政対策債までを含めた交付総額は459万9,000円の増にとどまりました。なお、地方交付税が歳入に占める割合は35.8%でありました。

国庫支出金及び県支出金においてですが、国の経済対策事業などにより国庫支出金は4億758万7,000円と前年度に比べ1億4,491万6,000円の増となっております。繰入金金は5,370万円で、現年度と比較し2,525万1,000円の増となっており、学校施設の修繕に3,200万円、スキー選手育成に200万円、ふるさと白馬村を応援する基金から870万円という内訳です。村債は決算額は3億2,230万円で、前年度比1,235万6,000円の増となっております。

臨時財政対策債は4,955万円の増、岳の湯改修事業、奈良井有効活用事業などが増となっております。なお、臨時財政対策債は普通交付税の交付に振りかえて発行額が算定されるものであり、平成25年度の借入限度額は2億5,088万3,000円であったが、財政の運営状況から限度額までの借入れは起こしておりません。

次に、歳出であります。民生費10億442万6,000円で、全体の21.2%を占めています。次いで土木費の8億3,854万1,000円で17.7%、続いて総務費の7億8,413万3,000円が16.6%となっています。前年度比で増額になっているのは農林業費が6,026万9,000円の増、土木費が4,104万円の増となっており、減額となったものは公債費が4,777万円の減、教育費が4,918万6,000円の減となっております。

委員会において質疑、意見は次のとおりです。

総務課関係では、2款1項2目財産管理費神城駅乗車券販売委託については、今後いつまで委託するのかと質問があり、平成25年度をもって終了したとの答弁がありました。

また、2款1項1目一般管理費の職員研修について、個別研修を受講するに当たっての基準と業務等へのフィードバックがなされているのかとの質問があり、村では長野県職員研修センターの研修を利用しており、研修コースにより職務経験年数の基準があります。また、復命書は、当然各課で研修内容を確認しており、それによって課内にフィードバックされている答弁がありました。

税務課関係では、2款2項2目賦課徴収費の長野県地方納税整理機構負担金に関連して、同機構への今後の移管方法、機構と村の意見がそぐわなかった理由、負担金の算出方法について質問があり、平成26年度は移管する予定はない、村では搜索を中心に実施していただきたかったが、納税誓約中心の整理であったため、17件移管したうちの15件を取り下げ、村で搜索等を行いました。負担金は均等割、処理件数割、徴収実績割があるが、決算前であるため実績は前々年度

の実績数で計算されると答弁がありました。

また、昨年度検討した高額満納者への破産法適用はどうなったのかという質問に対して、破産法の債権の中に税もあるのは事実であるが、国税徴収法の強制執行権が与えられているので、その方法でやり尽くすことが先であるため、当面は行わないと答弁がありました。

次に農政課関係では、5款1項1目農業委員会費、農地台帳、農地パトロールについて耕作放棄地の判定基準と面積が昨年度と変わらないことについて質問があり、赤判定は農地として再生するのが困難、黄色判定は荒廃が進んでいるが、再生が可能な農地であり、面積は昨年度の図面を確認して更新するので、昨年度と状況が変わっていないということである答弁がありました。

また、5款1項4目農地費、奈良井有効活用事業に関連して、維持管理をどう考えているのかと質問があり、想像以上に軟弱な地盤であり、湿地に戻すようなことを考えている。管理も公園といったものではなく、荒廃していない程度の管理を考えているとの答弁がありました。

次に健康福祉課関係では、3款1項2目老人福祉費特別豪雪地帯住宅除雪支援員派遣事業について、対象者と支払先について質問があり、60歳以上の独居世帯で住民税が非課税の者が対象になり、民生委員の紹介で審査しております。委託先は申請者の希望により個人や事業者となるが、村と契約して村が支払っていると答弁がありました。

3款1項4目社会福祉費、岳の湯改築工事費請負費に関連してデイサービスの利用状況に質問がありました。昨年は10月から26年3月まで1日平均5.7人、26年度は8月まで1日平均9.5人であると答弁がありました。

3款1項3目障害者福祉費、地域生活支援事業の巡回支援専門医について、実施した効果と実施条件について質問があり、臨床心理士など必要に応じてスクラム・ネットに委託しており、小中学校では10回程度来ている。支援、相談、発達検査などを行い、とても有効な事業であるが、スクラム・ネットは他市町村にも派遣しているため、日数が限られてしまうと答弁がありました。

3款2項3目保育所費に関連して、保育園に入れない未満児はどのくらいいるのかという質問があり、保育所入所基準は判定委員会で審査しているので、入れるのに入れないといった未満児はいない。しかし、申込数では7から8人は基準を満たさない人がいると答弁がありました。

次に住民課関係では、4款1項1目環境衛生費、衛生費、公衆トイレ管理事業で管理委託料がまちまちであるが、基準などはあるのかという質問があり、公衆トイレは建設段階で行政が建設して管理委託するもの、地元が設置要望で建設し、地元が管理するものなど事情があるため、ばらつきがあるが、今後は見直していきたいと答弁がありました。

次に、観光課関係では、6款1項2目観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業で登山道の維持管理に国や県の補助はないのかという質問があり、以前は長野県単独の補助制度があったが、今はない。企業が出資する基金事業があり、活用している。国においては国立公園の整備ということで環境省が直轄事業を行っている事業があると答弁がありました。

6款1項3目観光宣伝振興費、海外観光受け皿整備事業に関連して、海外観光客とのトラブルは花火などでまだまだある。規制するばかりでなく、花火はできる限りエリアを決めてはどうかという質問があり、昨シーズンは10時以降はやめてほしいと広報を行いました。また、エコーランド地区では販売を自粛してもらっている。今年も対策会議を開く予定なので、そこで検討したいと答弁がありました。

6款1項1目観光総務費、特産品開発促進事業負担金に関連して質問があり、HAKUBAガレットの提携施設がなかなか増えないが、施設提供の充実はできないかと質問があり、いつでも食べられる店がないという指摘は受けている。村と商工会では空き店舗の活用で共同出店し、365日クレーピエが活動できる環境をつくれぬか検討していると答弁がありました。

次に建設課関係では、7款2項2目道路維持費道路維持補修事業で道路上の事故の報告が毎回出てくるが、パトロールの実施状況と予防策はどの質問があり、職員が定期的にパトロールをして都度補修等を行っている。昨年度事故が頻発した路線は今年度に路盤補修と舗装打ちかえを行ったので事故件数は減ると思うと答弁がありました。

また、除雪事業で今冬は除雪費が3,000万円ほど少ないが、降雪が少なかったのかという質問があり、24年度に比較すると稼働時間で3,000時間ほど少なくなっている。降雪は少なかったが、凍結があったので融雪散布委託料が増えているとの答弁がありました。

次に教育課では、9款4項4目文化財保護費の下水道加入負担金はどこの箇所であるかと質問があり、歴史的民俗資料館のトイレ改修に伴い下水道に接続したものであると答弁がありました。

9款1項2目事務局費教育相談員報酬、9款3項2目教育振興費の心の相談員賃金に関連して、効果があるようであるが、相談員への相談で問題は完結しているのかという質問があり、相談員を含めた複数の先生で話し合いながら問題を解決していると答弁がありました。

次にスポーツ課では、2款3項4目ナショナルトレーニングセンター事業で利用状況と指定期間について質問があり、現段階ではナショナルチームの合宿利用が基本で、指定選手の合宿等に使用した費用が国から交付されている。期間は30年3月31日までとなっていると答弁がありました。

次に上下水道課では、4款1項1目環境衛生費合併浄化槽整備事業で、浄化槽と公共下水道が並立しているのは効率が悪いのでは、小規模な下水道事業を導入する考えはないかと質問があり、現在の補助は公共下水道の区域になっていない地区の新築が主で、やむを得ない面もある。大きな工事費を投じて整備するよりも、今ある分譲地はほぼ浄化槽が整備されているので、合併浄化槽設置の補助で対応したほうが費用対効果はいい。また、小規模集落であればコミュニティプラントのような小規模事業もあるが、なかなか村内で該当する地区がないと答弁がありました。

次に会計室では、基金の運用に関連して預入先を決定する基準について質問があり、基金を積むときに利率見積もりを行い決定しているが、ペイオフの対策もあるので、基金残高と起債残高

を見ながら調整していると答弁がありました。

なお、全体を通しての意見としては、成果説明書は必要に応じて過年度データとの比較を入れたり、事業効果などのコメントを入れるよう工夫をしていただきたいと発言がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてであります。決算の概要ですが、歳入は12億3,892万8,000円で、前年度比970万5,000円で、0.7%の減であり、歳出は11億8,489万円で、前年度比2.4%、2,940万5,000円の減で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は5,403万8,000円でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要ですが、歳入は6,781万1,000円で、ほぼ前年並みの0.1%増の5万4,000円の増、歳出は6,776万3,000円で、こちらも前年度並みの0.3%、19万5,000円の増となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は4万7,000円であります。歳入において徴収率100%という数字を見て非常に新鮮でありました。

普通徴収分の完納は督促、催促をしたのかという質問があり、電話等で納付依頼を小まめに行ったと答弁がありました。

委員からは、小まめに接点を持つことが納税につながるので課長会議等、庁内でも議論をしてほしいと意見がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。決算の概要は、歳入が7億223万8,000円で、前年度比1億2,315万3,000円で、21.3%の増であり、歳出が6億8,515万4,000円で、前年度比1億1,887万2,000円、21%の増です。翌年度へ繰り越すべき財源600万円を差し引き実質収支額は1,108万4,000円あります。

農業集落排水東部地区を公共下水道に統合する事業があったため、歳入では国庫補助金5,226万5,000円、村債1億5,960万円が増となり、歳出では工事請負費9,931万9,000円などが増額となりました。施設の長寿命化計画に伴う浄化センター更

新事業は、平成26年度に繰り越しとなっております。

委員会における主な質疑ですが、歳入において受益者負担金の不納欠損の内訳について質疑があり、消滅、時効によるもので、平成15年度から17年度の5件は時効後に徴収したもので、未納分に充当し当該年度分の欠損処理とし、その他は平成19年度、20年度賦課分で、時効消滅であると説明がありました。

下水道使用料と水道使用料の未納は、合わせるとどのくらいであるかという質問があり、下水道で1,657万円、水道で3,426万円、総額5,083万円ほどの未収入額であり、毎年1,000万円ぐらいずつ未収入額を減らしているとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。決算の概要は歳入が3,298万3,000円で、前年度比394万1,000円で、10.7%の減であり、歳出が3,293万7,000円、前年度比275万1,000円、7.7%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は4万6,000円であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計決算認定についてであります。決算の概要は、収益的収支において収入は2億8,565万円で、支出は2億6,287万4,000円、純利益は2,209万円。資本的収支において収入は947万4,000円、支出は7,735万4,000円、資本的収支不足額は6,787万9,000円でした。

企業債残高に関連して4%程度の起債があるが、借りかえはできないかという質問があり、5%以上の起債は国の保証金免除の特例があったため、借りかえを実施した。4%以下はその制度がないので、政府資金は保証金を支払わなければ借りかえができないので、現在はそのままにしていると答弁がありました。

なお、決算認定は関連議案である議案第58号 平成25年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金処分についてが産業経済委員会に付託されていたので、委員会で審査された後、決算特別委員会で採決することにいたしました。

討論はなく、採決したところ、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時25分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度白馬村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

認定第5号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

認定第6号 平成25年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から報告案件の申し出、議案提出の申し出、同意案件の申し出、総務社会委員長田中榮一議員より発議の申し出、白馬村選挙管理委員会から選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了になった旨の通知がありました。常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(議事日程配付)

議長(横田孝穂君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 配付漏れなしと認めます。

これより報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第3 報告第7号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第3 報告第7号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 報告第7号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告についてご説明いたします。

村道上の事故における損害賠償の請求について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をご覧くださいと思います。平成26年3月8日、水落氏運転の普通自動車が村道3146号線を走行中、路面の穴に落ち、左側前後輪タイヤを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額を道路管理者過失相当分90%、8万7,674円と定め、平成26年9月5日に専決処分を行いました。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第3 報告第7号は終了いたしました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第46号から日程第10 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第4 議案第46号から日程第10 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、日程第4 議案第46号から日程第10 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することは可決されました。

これより、議案の審議に入ります。

△日程第4 議案第46号 財産の取得について

議長（横田孝穂君） 日程第4 議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第46号 財産の取得についてご説明いたします。

財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は小型動力ポンプ付積載車1台で、取得金額は734万4,000円、契約の相手方は株式会社北信ポンプ長野営業所であります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 同意第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 同意第3号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長（横田孝穂君） 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城6792番地2

氏 名 西澤みどり

生年月日 昭和42年11月1日

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 採決いたします。

同意第3号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

△日程第6 発議第5号 集団的自衛権に関する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第6 発議第5号 集団的自衛権に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 集団的自衛権に関する意見書の趣旨説明をいたします。

政府は、従来、自衛権を「国家に対する急迫不正の侵害があった場合に、その国家が実力をもってこれを防衛する権利」と定義をし、自衛権を発動するためには、「我が国に対する急迫不正の侵害があること」、「これを排除するために他の適当な手段がないこと」、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」という3要件に該当する必要があるとの解釈に基づき運用してきたところでありますが、安倍政権は従来の憲法解釈を変更し、日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を武力で阻止する集団的自衛権の行使を容認する決定をしました。

集団的自衛権は国際連合憲章において明文化されているところであり、他の国家が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家が非攻撃国を援助し、共同してその防衛に当たる権利とされています。

私は、集団的自衛権の行使に関しての閣議決定は我が国を取り巻く諸情勢に対応する中で議論、検討した結果であると理解はしますが、閣議決定に至るまでの経過において十分に国民的な理解を得るに至っていない状況であると考えます。したがって、閣議決定の撤回ではなく、十分な説明と議論を尽くすことがまだまだ必要と考え別紙案文のとおり、国に対して意見書を提出したいものであります。意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣です。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。最初に反対する者の討論はありませんか。第1番加藤亮輔議員。

第1番(加藤亮輔君) 1番、加藤亮輔。今、議員発議による集団的自衛権に関する意見書の提案がありましたけど、反対する立場から一言述べたいと思います。

集団的自衛権については先ほど述べましたので、政治の流れから意見を述べたいと思います。私は、さきの大戦の反省の中から憲法9条が生まれたと考えています。自衛隊員も戦後69年、人を殺すことも殺されることもなかったのは憲法9条のおかげだと思います。しかし、第1次安倍内閣のとき、教育基本法を改定して独立性を奪い、国の管理を強化しました。昨年は特定秘密保護法を強行採決して、国民の知る権利と言論、報道の自由に重大な制限を加えました。そして、今回の集団的自衛権の行使容認です。

昔のように国民のための国づくりではなく、国のための国づくりが進んでいるように思われます。議員の皆さんも今日のNHKの連ドラ「花子とアン」をご覧になったと思いますが、白蓮さんが戦争の愚かさ、戦争で最愛の息子を失った悲しみを述べていました。

個別的自衛権から集団的自衛権へ拡大すれば、自衛隊員への危険性は飛躍的に増大します。今多くの国民は危険な集団的自衛権議論をやめることを求めています。しかし、この意見書は集団的自衛権について理解が深まるように丁寧な説明を国に求めています。

よって、私はこの意見書に反対します。以上です。

議長(横田孝穂君) 次に、賛成する者の討論はありませんか。第6番太田伸子議員。

第6番(太田伸子君) 6番、太田伸子でございます。私は、この本意見書を提出するに当たり、賛成の立場で討論いたします。

本意見書は、国に十分な国民への説明をし、国民が納得いく施策を行うように求める意見書であります。集団的自衛権行使容認を閣議決定するに至るまでの経過において、十分に国民的な理解を得るに至っていない状況であります。

国内にはさまざまな意見が存在し、全国の地方議会においても賛否が分かれるような状況を鑑みて、国においては集団的自衛権に関する国民的な理解が深まるように十分な議論と丁寧な説明を実施し、国民が納得する施策を行うよう強く要請することが必要であると考えますので、この意見書の提出に賛成するものです。

議長(横田孝穂君) 他に討論はありませんか。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 4番、伊藤まゆみです。発議第5号 集団的自衛権に関する意見書の提出に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は3つであります。まず、集団的自衛権容認の閣議決定は明らかに憲法違反であり、

解釈変更で憲法を骨抜きにする行為は、国と国民に対する背信行為であると意見書に明記すべきと考えます。私たち議会は行政が法に基づき政治をつかさどること、法令遵守を基本的行為とみなしております。同様に国に対しても法令遵守を求めることは、あるべき姿であり、国すなわち強いものに対して態度を軟化させるような行為は、住民の代表である議員に当然あってはなりません。どうしても政治的に集団的自衛権が必要なら、憲法を変えるべく提案し、国民の判断を仰ぐべきものとすべきであります。

2つ目は、憲法解釈で集団的自衛権を認める暴挙、9条の骨抜き化をすることにより、自衛隊を唯一の軍事行動で認める個別的自衛権に必要な自衛のための必要最小限の実力を超える攻撃的兵器を持つ可能性があります。来年10月に実行されるかもしれない消費税の増税は社会保障でなく、この兵器拡充に充てられることも懸念されるにもかかわらず、そのような懸念を意見書に読み取ることはいけません。

日本政府はこれまで自衛隊を合憲としつつも、その保有できる装備は自衛隊のための最小限度の実力に限るとし、そのため大陸間弾道弾、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母といった攻撃的兵器については、憲法上いかなる場合においてもその保有は許されないとしてきました。しかし、集団的自衛権の行使を容認すれば、攻撃的兵器を持つことが遠方の同盟国防衛のために必要なものという口実になり、極限のない軍拡を可能にしてしまうおそれをはらんでおります。そうなれば社会保障に充てるための増税どころか、軍拡のためのさらなる税負担を強いてくることも念頭に置かなければなりません。この点についても意見書でたすべきと考えます。

最後に、集団的自衛権による派兵は参戦であり、現地すなわち戦場に赴くということで、一般市民を含め何十、何百という人を殺害するという事態に発展することは間違いなく、そのような想定を払拭するに当たるとどのような国民理解を求めるものか全く読み取れません。2003年から2011年のイラク戦争によって、イラクでは約50万人の命が直接的、間接的に奪われたとのことです。

今後、徴兵制は違憲ではないといった意見が国会内で蔓延するようになれば、私たちの村からも多くの若者が派兵する事態になりかねません。私たちの税金で同胞に人を殺す行為をさせること、そしてその同胞が若者であることを考えれば、人口減に悩む我が国の国益であるはずもなく、若者の流出により2040年に消滅する自治体に名を連ねる白馬の村益であるととても思えません。

以上、3つの理由から集団的自衛権が必要であるならば国民投票を行い、その是非を問うべき意見書であるべきで、内容が曖昧で捉え方によっては肯定しているかのように思える集団的自衛権に関する意見書の提出に賛成することはできません。以上です。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 集団的自衛権に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第7 発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 私立高校への公費助成に関する意見書。

陳情第10号が採択されたことに伴い意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。

内容は、就学支援金制度の拡充と経常経費の補助、施設整備費の補助、学納金の補助の3項目です。

なお、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣です。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第8 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書。

陳情第10号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。意見書は別紙のとおりであります。文面が国への意見書と一部違っておりますが、内容は同一です。

なお、提出先は長野県知事、長野県総務部長であります。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発委第7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第8 発委第7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 発委第7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書。

陳情第11号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。意見書は別紙のとおりであります。

内容は、軽度外傷性脳損傷における労災認定基準等の改正、認定基準の改正に当たり新たな判定方法の導入、医療機関、教育機関等への啓発・周知です。

なお、提出先は参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について

議長(横田孝穂君) 日程第10 発委第8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第11番太谷議会運営委員長。

議会運営委員長(太谷正治君) 発委第8号 議会改革特別委員会設置に関する決議について説明を申し上げます。

地方時代の確立が望まれる今日、地方行政の多様化、専門化と相まって議会の責務と役割は一層重いものとなっており、議会活動の充実と効率化が強く求められております。議会活動の充実と効率化を一層図るためには、適正かつ円滑な議会運営が行われることが必要であります。

もとより、白馬村議会においては地方自治法会議規則委員会条例を定めること等に基づいて、よりよい議会運営を求めているところでありますが、さらにより実務的な指針を定めることにより一層の民主的かつ効率的な運営を目指すために議会改革調査特別委員会を設置し、調査検討をしたいと考え別紙(案)を提出するものです。

名称は、議会改革調査特別委員会、これは地方自治法第109条及び白馬村議会委員会条例第5条の規定に基づき設置するものです。調査を付託するものは、議会基本条例について及びその他議会改革に関することについてであります。付託事件の調査が終了するまでの間を設置期間とし、閉会中も継続調査ができるものとしたいと思います。

なお、委員は議長を除く議員全員を委員とし、11名を定数としたいと考えております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議会運営委員長から提出された発委第8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議会運営委員長から提出された発委第8号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

△日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長(横田孝穂君) 日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

この件につきましては、平成26年8月25日付で、白馬村選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了し、選挙を行うべき事由が発生した旨の通知が議長宛てに提出されております。したがって、ただいまから選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、降旗明君、塩島登君、松田富夫君、丸山和博君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました降旗明君、塩島登君、松田富夫君、丸山和博君、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選いたしました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1位中西滋君、第2位峯村定基君、第3位郷津輝男君、第4位田中靖訓君、以上の方々を氏名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員会委員補充員と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の方々が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

△日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第14 議員派遣について

議長(横田孝穂君) 日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成26年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会をして本日まで20日間にわたり、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。本会議及び委員会で行っていただきましたご意見、そしてご提言につきましては、今後の村政運営に反映させてまいりたいと考えております。

このたび、個人事業主に支払った委託料にかかわる所得税の源泉徴収漏れや住宅用地に係る固定資産税の特例措置の適用誤りによる一部誤課税があり、個人事業主の皆様、納税者の皆様及び村民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。今後、研修会などを通して専門的知識と技術を習得し、仕事に対する責任と資質の向上に努め、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、第2次安倍改造内閣が発足して初めての臨時国会が9月29日に招集されます。消費税の引き上げや集団的自衛権の行使容認などの議論を深めるとともに、地方の活性化に向けた取り組みを本格化させるため、地方創生の理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法案」や広島市で起きた土砂災害を踏まえた土砂災害防止法の改正案など提出し、成立を目指す方針であります。

まち・ひと・しごとの創生本部では、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に則した地域課題の解決の3つの視点を基本とし、魅力あふれる地方を創生

し、地方への人の流れをつくる方針であり、今後の動向に注視しながら適正な村政運営に努めてまいりたいと思います。

今年は熊の目撃情報が現在のところ昨年の約3倍、50件寄せられており、堅果類が凶作なのか、餌を求めて人里まで行動範囲を拡大し、この16日には熊による人身被害が南部トレーニングセンター北側のグラウンド付近で発生をいたしました。目撃情報を受けるたび、昼夜問わず鳥獣被害対策実施隊がパトロールを実施しておりますが、住民の皆様におかれましても熊との遭遇を避けるための鈴等の音のするものを身につけたり、熊の行動が活発な時間帯である明け方や夕方方の行動は避けるなど、熊との遭遇には十分注意をしていただきたいと思います。

来年度予算の編成に向けて、地域役員懇談会を来月の14日から12会場で予定をしておりますので、それぞれのお立場でご助言をお願いをしたいと思います。

議員の皆様におかれましては、朝夕めっきり寒くなりましたので健康には十分留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりまして御礼のご挨拶といたします。まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これをもちまして、平成26年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時10分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月24日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員